pt int



法友倶楽部

創立90周年記念誌

創立90周年から 100周年へ 4

福原 哲晃

(法友倶楽部創立90周年記念事業実行委員会委員長)

法友俱楽部 創立90周年記念事業

90周年の記念品として ウェブ会議システムを 大阪弁護士会に寄贈しました 5 中嶋 勝規

座談会

コロナ禍の真っただ中、 将来を展望する 6

小池 康弘 (運営責任者)

宮﨑 誠司(進行役)

中村 吉男 大橋さゆり

森 直也 林 裕之

中嶋 勝規 井﨑 康孝

辻村 幸宏 山田 敬子

原田 裕康 深田 愛子

松田さとみ 安藤 良平

薛 史愛 清水 諒

吉鹿 央子 中島 裕一

会派ホームページの新設 53

中島 裕一

先輩弁護士に聴く 55

若林 正伸 高須 要子

荒鹿 哲一 中島 馨

松村 猛 岡嶋 豊

北岡 満 清水 正憲

池田 容子 植田 勝博

瀬戸 則夫 矢島 正孝

川原 俊明 土井 廣

小林 俊明 竹岡富美男

前田 春樹 小松陽一郎

森 英子

法友倶楽部の足跡

法友倶楽部の歴史 79

大原 健司

川﨑 壽

阪本 政敬

会員から 私の思い 87

大川 一夫

辻野 和一

近藤 行弘

大橋さゆり

中嶋 勝規

コロナ禍と90周年事業

記念事業実行委員会組織編成表 93

記念事業部会報告 95

大川 一夫 (式典・祝賀部会 部会長)

桂 充弘 (親睦部会 部会長)

前田 春樹(講演部会部会長)

播磨 政明 (財務部会 部会長)

小池 康弘 (記念誌・アルバム部会 部会長)

後岡 良知(記念事業実行委員会 事務局長)

NPO法人 遺言·相続·財産 管理支援センター 10年の足跡 104

中塚 雄太

100周年に向けて

歴代常任幹事名簿(昭和22年度~令和3年度) 106

法友倶楽部内委員会等歴代委員長等一覧表(昭和59年度~令和3年度) 108

大阪弁護士会会長・同副会長就任一覧(平成13年度以降) 109

法友倶楽部規約 110

推せん委員会に関する細則 112

法友倶楽部慶弔規程 113

法友倶楽部ジュニア部規約 113

法友倶楽部全会員名簿 114

あとがき 117

小池 康弘

(法友倶楽部創立90周年記念事業実行委員会記念誌・アルバム部会長)

創立90周年から100周年へ

法友倶楽部創立90周年記念事業実行委員会 委員長 福原哲晃(29期)



法友倶楽部は令和2年に創立90周年を迎えました。

その前年の令和元年に創立記念事業実行委員会が設置され、委員会内に式典・祝賀部会、親睦部会、講演部会、記念誌・アルバム部会を設けて記念事業の準備を開始しました。 そして、令和2年10月28日に佐藤優氏の講演会、11月19日にホテル「ANAクラウン」での式典・祝賀会を、親睦事業としてゴルフ会・京都旅行等を企画いたしました。

ところが、ご承知のとおり、令和2年年初から新型コロナウイルスが全国に蔓延するという不測の事態となりましたので、式典・祝賀会、講演会は令和3年度に延期し、状況を見定めることにしたのですが、残念ながら、年度が変わっても収束の目途が得られないことから、いずれの企画も中止するという苦渋の決断をするに至ったのです。

しかし、式典・祝賀会、公演会の開催は断念しましたが、他の記念事業として、令和3年4月19日には、「50インチ・TVモニター付Web会議セット」を大阪弁護士会に寄贈させていただきました。そして、さらには、記念誌・アルバム部会においてホームページの製作を進めており、会員の紹介はアルバムに替えてホームページで行うことも予定しています。

記念誌では、当倶楽部の歴史を振り返るとともに、コロナ禍の状況下における会務や弁護士業務への対応、進行する「IT化」への対応等をテーマとする座談記事とともに、若手弁護士に向けた「先輩弁護士に聴く」として、先輩会員からいただいた記事を登載しています。若手会員には大変参考になるのではないでしょうか。

現在進行している裁判手続のIT化は、今後、民事から刑事、家事、非訟事件へと進行し、これと並行して業務のデジタル化も急激に進んでいることから、これに対応できるよう、業務の変革が重要課題となりつつあります。

創立80周年までは、ロースクールの創設等、法曹養成制度改革を中心とした司法制度改革が主要なテーマでありましたが、今後、90周年から100周年に向かってどのような変革が迫られるのでしょうか。不透明な時代となりそうですが、少なくとも、弁護士の立ち位置と役割は、裁判業務中心から裁判外へと益々拡がっていくことは明らかだと思います。企業内弁護士や公務員弁護士の増大、そして社外役員として企業等のコーポレートガバナンスを担っていくことや、女性弁護士の活躍も大いに期待されています。足下では、法友倶楽部として、女性の会長・副会長を積極的に送り出していきたいですね。

法友倶楽部が創立100周年の年までにどのように成長しているか、とても楽しみです。 そして、それまで私も元気でいたいですね。

法友俱楽部創立90周年記念事業

90周年の記念品としてウェブ会議システムを大阪弁護士会に寄贈しました





令和3年4月19日、大阪弁護士会2階ホールにて、福原哲晃90周年記念事業実行委員長より、田中宏会長に記念品としてウェブ会議システム2セットが贈呈されました。当日は、法友倶楽部選出の副会長として贈呈式に出席させて頂き、法友倶楽部からは林幹事長、池内事務局長代行にもお越し頂きました。

コロナ禍で、委員会活動や会内の会議で はウェブ会議の比率が増していますので、 重宝されることは間違いありません。ウェ ブ会議システムセットは、モニター、ウェ

ブ会議用スピーカー、ウェブ会議用カメラが一体と なったもので、従来は、職員が個別に備品を準備し ていた上に、そもそも会議用のこれらの備品も絶対 数が不足していました。







今回寄贈頂いたウェブ会議セットは、このセットとPCを用意するだけでウェブ会議の準備が完結しますので、準備も手間も短縮されます。

1台は委員会等の会議用に委員会部へ、1台は執 行部の会議用に、備置させて頂きました。

大切に利用させて頂きます。

(写真左) WEB会議セット 委員会会議室用

- ・50インチテレビモニタースタンド付き
- ・MeetUp ConferenceCam+ 拡張マイク

(写真右) WEB会議セット 807役員会議室

- ・50インチテレビモニタースタンド付き
- ・Web会議用ビデオサウンドバー「Bose Videobar VB1」

法友倶楽部創立90周年記念事業

座談会

コロナ禍の真っただ中、 将来を展望する



実施日時 令和3年11月2日(火)午後6時~9時 完全WEBにて実施

参加者

運営責任者	小池	康弘	(43期)	中村	吉男	(44期)	大橋さ	きゆり	(51期)
進 行 役	宮﨑	誠司	(47期)	森	直也	(53期)	林	裕之	(53期)
				中嶋	勝規	(54期)	井﨑	康孝	(54期)
				辻村	幸宏	(55期)	Ш⊞	敬子	(56期)
				原田	裕康	(59期)	深田	愛子	(59期)
				松田さ	とみ	(59期)	安藤	良平	(新61期)
				薛	史愛	(新62期)	清水	諒	(新62期)
				吉鹿	央子	(新62期)	中島	裕一	(66期)

第1部	はじめに 7
第2部	コロナ禍の概要 9
第3部	会員の日常業務 12
第4部	弁護士会の活動 21
第5部	会派の活動
第6部	裁判手続のIT化
第7部	今後の予測・展望 33
第8部	おわりに 38

【資料】

新型コロナ関連月表 35						
1	弁護士人□将来予測 41					
2	弁護士会別年間弁護士登録者数 … 42					
3 - 1	国内の感染者数 1日ごとの発表数 43					
3 - 2	国内の感染者数 累計 43					
4	国内の死者数 1日ごとの発表数 43					
5	日本国内のワクチン接種人数 (累計) 44					
6	コロナアンケート (2020年4月) 45					
7	90周年座談会事前アンケート					

第1部 はじめに

宮崎 ただいまから法友倶楽部90周年記念座談会を 開催させていただきます。私は、記念誌・アルバム部会の担当をさせていただいております宮崎です。47期でございます。本日は、お忙しい中、しかも遅い時間にお集まりいただきありがとうございます。2時間半程度の座談会を予定しておりますので、よろしくお願いします。

最初に、私の方から本日の 座談会の趣旨・目的につい て、ご説明させていただきま す。法友倶楽部では、昭和45 年に創立40周年を迎えた折



に、初めて記念誌を発行し、それ以降、10年節目 の記念行事ごとに記念誌を発行してまいりまし た。

そして本来ならば、昨年、創立90周年を迎え、各種行事を実行する予定で準備が進められていましたが、想定外ともいえるコロナ禍の渦中に巻き込まれ、やむなく延期の決断をし、引き続き検討してまいりましたが、今年に入ってからもコロナ禍が収まる気配はなく、それどころかさらに拡大

するという状況になりました。

そういう状況の下、本年(2021年)5月14日に 開催された90周年記念事業第13回実行委員会にお きまして、最終的に90周年の式典・祝賀行事とと もに親睦、講演行事も中止することと決定し、記 念誌に関しては、節目としての記録を残すという 意味もあり、発行することとなりました。

ところで、過去の記念誌におきましても、『現 状の課題と将来の展望』を大きなテーマとして語 る座談会が企画・実施され、その内容が記念誌に 掲載されているところです。

過去の座談会を振り返りますと、ベテランから 若手の会員まで幅広く参加していただいて、その 時々の弁護士会、会員である弁護士のおかれた状 況などを踏まえて、過去との比較、現状の認識、 将来への展望などを思い思い語っていただいてお ります。殊に、70周年、前回の80周年の座談会の 内容を振り返りますと、法曹人口の増加が始まる 流れから、増加が顕著になった時期でもあり、ま た弁護士の職域が拡大し、職務内容も多様化して いく時期でもありました。そのため、座談会のテ ーマも幅広に取り上げられております。 ちなみに、本日、日弁連が発行しております日 弁連白書2020年度版の中から、【資料1】弁護士 人口将来予測という表と【資料2】弁護士会別年 間弁護士登録数という表を添えさせていただいて おります(資料は座談会末尾に掲載)。

弁護士人口将来予測という表によりますと、新 規法曹が1500人を維持されると仮定した場合の今 後、20年以上にわたる弁護士人口の数が示されて おります。現在、4万3000人程度です。2047年に 増加のピークが来る予想が示されており、6万 4000人程度となるようです。しかしながら、本年 度の司法試験合格者が1421人でしたから、このシ ユミレーションは多少狂ってくる余地はあるとは 思いますが、少なくとも20年くらいは増加し続け るであろうこと、その後減少に転じても、現在の 4万3000人程度の会員数に比べると、相当に高止 まりのまま会員数が推移することが伺われます。 また、この表から留意しなければならないこと は、表の右側の国民人口推計と弁護士1人当たり の国民数です。国民人口も長期的に減少していく ことも、ほぼ確実な事実であります。そうすると 弁護士1人当たりの国民数も必然的に減少するわ けでありまして、我々が事件として関わる案件の 少なからずは特定の個人を当事者とするものであ ることからすれば、弁護士1人当たりが事件性の ある案件に関われる件数も減っていくのではない かと推測されるところです。

もうひとつの弁護士会別年間弁護士登録数という表から窺われることは、東京と地方の弁護士会の会員数の2極化が進んでいるということです。この表からは明らかになりませんが、直近の73期に関しては、新規登録の61.6%が東京三会に登録しているとのことです。東京三会に集中するのは、企業内弁護士が増加し続けていること、いわゆる5大事務所といわれるような大規模事務所や全国展開する法律事務所が採用数を増やしていることの影響が大きいものと推測されます。つまり、ビジネス法務という分野では、ニーズが旺盛なことが推測されるところです。一方で、地方の小規模弁護士会では、現状の数字で推移しますと将来的に会務運営自体に支障を来すというところ

も出て来かねません。

ともかくも、わが国の現状は、ワクチン接種こ そ進みましたが、未だコロナ禍の終息の見通しは 立っておりません。

そこで、この度の座談会は、この半世紀を振り 返っても遭遇したことのない極めて異常ともいえ る行動抑制、行動変容を迫られたコロナ禍の渦中 に身を置いた者として、語り得るテーマにターゲ ットを絞り、その渦中での会員個人にスポットを 当てた『会員の日常業務』、団体・組織にスポッ トを当てた、弁護士会、会派などの活動状況、そ して現在、法制審議会で議論が進めれている民事 訴訟手続のIT化の議論状況なども確認しながら 大きく変容しつつある『民事訴訟手続の運営』の 実情を確認し、最後に参加者の皆さんから、各会 員のコロナ禍における日常生活上の生身の感覚的 な記憶を語ってもらいながら、『弁護士という職 業、弁護会という職業団体、そして皆様個人の業 務を含めた日常生活などに関しての今後の予測・ 展望、希望』など語っていただいて記録に残して おこうという企画にしました。

以上、簡略ながら、本日の座談会の趣旨・目的 について、ご説明させていただきましたが、企画 最終責任者の小池さんからも簡単なコメントをい ただきたいと思います。

小池 90周年記念事業実行委員会の記念誌アルバム 部会の部会長を仰せつかりまして今日の座談会を 開催させていただきました。みなさん本日はお忙 しい中参加いただきまして本当にありがとうござ います。

宮崎さんのほうから詳細な趣旨説明をしていただきましたので、私の方から特につけ加えることはないんですけども、この座談会では法友倶楽部の「政策」のように将来こうあるべきというような堅い話ばかりではなくて、10年後にこの記念誌を読み返したときに10年前はこうだったなーと懐かしく思えるような話が出てくるといいなという風に個人的には思ってます。今回の座談会の中でも出てくるかもしれない、例えば「武漢」とか「ダイヤモンド・プリンセス号」「PCR検査」「クラスター」「アベノマスク」「ソーシャルディスタン

ス」「ファイザー」「モデルナ」「ブレークスルー 感染」などと言った単語を10年後に見てどういう 意味だったかなとか、あの頃はこんな言葉が飛び 交っていたなあというふうに10年後に懐かしく思 えるということを祈念しながらこの座談会を進めていただければと思います。今日は長丁場になりそうですけれどもよろしくお願いいたします。

第2部 コロナ禍の概要

宮崎 では、私の方から、本日の座談会のテーマの 核となった新型コロナウイルス感染拡大による、いわゆるコロナ禍に世界中が覆われた状況の下、日本国内の主な出来事を中心に時系列的にご説明 させていただきます。折々、感染者数などのデータの数字もお示しします。

私がざっくりと作成しました「新型コロナ関連 月表」に沿ってご説明します。

公には、2019年12月31日、中国の武漢市政府が、 ウイルス性肺炎の発症の発表をしたのが、始まり ということになるようです。

そして日本国内におきましては、2020年1月16日に、新型コロナ感染者を確認したとの発表がありました。そして1月24日付で、感染者の2例目が報告されています。

関西方面で、早いところでは、1月28日付で、 奈良県のツアーバス運転手の感染が確認されたと の報道がありました。

その後、マスコミで取り上げられるようになったのは、香港政府が、ダイヤモンド・プリンセス号の乗客が新型コロナウイルスに感染したことを確認したと発表した2日後である2月3日に、こともあろうに、そのダイヤモンド・プリンセス号が横浜港のふ頭に到着したことを受けてからになろうかと思います。翌日には、乗船者のうち、10名の感染者を確認したとの報道がなされております。

また、この頃には、ドラッグストアやコンビニでマスクを入手しにくくなったという声が聞こえるようになりました。私の所属する事務所でも、事務職員が「ない、ない」というので、何事かと思ったら、マスクのことでした。

2月27日には、当時の安倍首相が、全国の小中学校、高等学校、特別支援校に対して、3月2日から春休みまで休校要請をしました。該当する子どもさんを持つ共働きのご夫婦は突然のことで大変であったのではないかと推察されるところです。

同じ時期には、様々なスポーツ・文化イベント等も延期・中止となり始めました。身近なところの記憶では、2月下旬頃に予定されていた年度末の懇親会が次から次へと中止になりました。夜の飲食をしなくなったのは、この頃からだと記憶しています。

3月に入りますと、PCR検査なるものが保険適用となり始めましたが、普及は遅れていました。ちなみに、PCR検査というのは、単純に言えば、検査した時点で新型コロナウイルスに感染しているかどうかを調べるものです。したがいまして、検査で陰性の結果が出て安心しても、検査の翌日に感染したということはあり得るわけです。

また、大阪の2つのライブハウスで、クラスター(集団感染)発生したとの発表があったのが、3月5日です。一つのライブハウスは、北区の近場にありましたので、段々と身近に感じられるようにもなってきました。

3月9日、厚生労働省の専門家会議で、後に、「3密」と言われるようになる集団感染が確認された場所・場面として、1. 換気の悪い密閉空間 2. 多くの人が密集 3. 近距離(互いに手を伸ばしたら届く距離)での会話や発声、を示し、それらを避けるように要請が出され、それ以降、政府が「3つの密」として、その回避の呼びかけを繰り返すようになりました。あわせて、こまめな手洗いが励行されるようになり、消毒剤が至る所に置

かれるようになっていった時期です。また、エレベーターのボタンを指で押さず、まともな作法のところで、指の関節で押したり手持ちの鞄の角で押したりするようになりました。無作法なところでは、傘の先で押す方も現れました。

その頃には、ドラッグストアやコンビニなどで、マスクを入手することはほとんど不可能になっていました。

3月10日には、政府から国民生活安定緊急措置 法という法律の政令を改正してネット上などでの マスクの転売が禁止されることになりました。違 反者には1年以下の懲役もしくは100万円以下の 罰金が科せられるというものです。一部のネット オークションサイトなどではマスク60枚セットが 約10万円という値段で出されたりしていたようで す。

こういう時期ですから、春の選抜高校野球も当 然に中止となりました。

関西では、3月19日に、吉村大阪府知事と井戸 兵庫県知事が、20日からの3連休の間、大阪と兵 庫県の間を不要不急の往来の自粛要請をしまし た。例えば、猪名川の堤防沿いに住んでいる池田 市の住民は川向うの川西市に散歩に行くのを控え るようにということです。その逆もしかりです。 この3連休頃には、外出しにくいなあ、と実感す るようになった時期であったかと思います。

感染者数のデータとしては、3月27日の時点で、全国の1日の新規感染報告者数が初めて100人を超えております。現時点から見かえりますと、全然大したことはない数字ですが。

4月1日、安倍首相が全世帯に布製マスク2枚を配布する方針を発表しましたが、正直なところ、大変格好の悪いマスクで、多少なりともおしゃれ感のある方にはとても使えなかったと思いますし、この時期には、すでにマスクは入手できるようになっており、タイミングとしてはむしろ遅かったのではないかと記憶しています。この頃には、電車の中も、町の中も、マスクを付けないとマナー違反とみなされるような状況になっており、ポケットに手を入れてマスクを忘れていることに気づいて、家に取りに帰られた人もいたので

はないでしょうか。家を出る前に、マスクを持っているかの確認が最優先事項という状況になっていたのではないでしょうか。

4月2日には、世界の感染者が100万人を超えたようです。

そしてとうとう4月7日に初めて7都道府県に限定して緊急事態宣言が発令されました。先だって、3月24日に東京オリンピックの延期も決定されましたし、4月3日にはプロ野球の開幕も延期されております。

4月4日に、東京都で、1日あたり初めて100人を超える感染者が確認されたと発表されておりますので、これが発令の契機になったのかもしれません。慣れた今からすれば、それでも100人です。

4月10日以降になりますと、事業の休業要請が発表されるようになりました。これは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条2項に基づく事業者への協力要請の一環です。

日本の良くも悪くもすごいところは、このような強制力のない、単なるお願いベースにすぎない 要請なる掛け声に、ほとんどの事業者が従ったと ころです。

一方で、当然のことながら、従わない事業者も 出て来るところであり、大阪などでは一部のパチンコ店事業者が従わなかったため、吉村知事がそ のパチンコ店名を公表したところ、公表されたパ チンコ店にお客が殺到したという皮肉な事態も生 じておりました。

ところで、話題は変わりますが、家に引きこもる方が増えて、私は目が疲れるのでゲームは触らないのですが、任天堂が3月に発売したSWIT CHソフト「あつまれどうぶつの森」なるものが爆発的に売れたようです。飲食業、観光業、運送業など営業面で大変打撃を受けている一方で、コロナ禍を機に儲かってしようがないという業種もあり、まさに経済の光と影ともいえる一面です。

データ的には、4月18日の時点で、全国の感染者数が1万人を超えたということです。これも、ピークの時期ですと、1日でこの数字の新規感染者数が出ていましたので、決して大そうな感染者

数でもなかった時期ですが、この4月頃は、随分緊張感があったように思います。個人的には、4月20日頃、どうしても岐阜県の恵那というところに行かなければならなかったので、車で行ったのですが、駐車場に止めているときに、県外ナンバーということで車を傷つけられることはないかなどと随分気になったことを記憶しています。

そうして、5月に入り、5月25日には、全都道府県で緊急事態宣言が解除されました。この時期頃から、もしかしたら終息に向かうのではないかという雰囲気にもなったつかの間の時期だったかも知れません。その為か、東京高検検事長の賭け麻雀事件なるものが大きく報道されていました。

7月1日には、東京ディズニーランドが再開されたことも、その時期の空気を物語っているかも しれません。

しかしながら、皮肉にも、同時期の7月2日には、東京都では、5月2日以来となる、1日あたりの新規感染者数が100人を超え、10日には過去最多の224人、翌日にも243人という数字となっており、振り返れば、いわゆる感染の第2波が始まりつつあった時期となります。

しかしながら、政府は、7月中旬以降、観光事業者関連の救済策ともいえる、「GoToトラベル」なる事業を推進していきました。但し、感染者の増えていた東京都発着の旅行者は除外するという歪なものでしたが。

感染者数のデータ的には、7月29日に、全国の1日あたりの感染者数が初めて1000人を超え、国内の死者が1000人を超えるようになっています。記憶が定かではありませんが、この頃には夕方以降のテレビのニュースの始めに、その日の各都道府県及び全国の感染者数を報道することがお決まりになりました。朝刊にも毎日報道されていました。

この頃に、東京都や大阪府などでは、酒類を提供する夜の飲食店やカラオケ店の時短営業なる要請が出るようになり、新宿の歌舞伎町とか大阪のミナミが毎日、テレビで映されるようになった頃でしょうか。

そうして8月28日、安倍首相が、突然の辞職を

表明しました。持病を理由にということのようです。そして9月14日には、当時の菅官房長官が自民党の総裁に選出され、16日に内閣総理大臣に就任しました。感染者数もしばらく落ち着いた感がありましたが、10月下旬頃から、再び増えて行って、いわゆる第3波が始まったころです。12月にはどうしても飲み会の機会などが増えますから、感染者数は急激に増えて、東京都の感染者数が1日で最多の1353人を記録している状況になりました。

なお、時間的に戻りますが、毎年11月に発表されております新語・流行語大賞では、「3密」の他に「アベノマスク」「ソーシャルディスタンス」「PCR検査」が候補としてあがり、12月1日に年間大賞として、「3密」が選ばれております。

年明けた2017年1月7日、東京都で1日の感染者数が2520人と過去最多を記録し、同日、第2次緊急事態宣言が発令されることになりました。その後、緊急事態宣言は延期が繰り返され、解除されたのは、3月21日です。

しかしながら、大阪府や兵庫県などは、感染者数が収まらず、4月5日に、「まん延防止等重点措置」の適用を受けております。この措置は、同年2月3日付の新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、新設された措置です。「まん防」と略称されていました。

4月上旬ころから、第4波が始まったとされて います。

大阪府では、4月の中旬以降、1日の感染者が1000人を超える日が続き、医療提供体制がひっ迫するという状況になっておりました。どうも変異型ウイルスが拡大したことが原因のようです。

やむをえず、第3次緊急事態宣言が発令されま した。

6月に入り、高齢者から優先的にワクチン接種 が始まりました。なお、医療従事者など一部の例 外者は、それに先立って接種を済ませておられま した。

7月に入った頃には、第5波が始まったようですが、1年延期されていた東京オリンピックが7月23日から開幕されました。まだ子どもともいえ

る中学生がスケボーで金メダルを取り、メダルの数も随分稼ぎました。8月24日からは、東京パラリンピックが開幕されております。

9月に入り、菅首相が自民党総裁選に立候補しないことを表明し、立候補した4名の候補者から 岸田文雄議員が自民党総裁に選出され、引き続き 総理大臣に就任しました。

そして4月から始まった緊急事態宣言が9月28 日に終了しております。

なお、ワクチン接種は、多少の混乱はあったものの、概ね順調に2回目までの接種も進められていきました。本日(11月1日)現在、2回目の接種率が全体で72.0%、65歳以上に限っては90.7%となっています。これぐらいの数字になりますと、周りの人は概ね2回目の接種を終えている感じになっている状況です。

いつ頃から始められるようになったのか定かではありませんが、人の集まる場所に入るときには、額に体温測定器が当てられ、その後は腕での計測に変わり、建物入口には、顔をかざすと体温が自動的に表示される測定器なども備えられるようになりました。飲食業、観光業、旅客運送業は経済的に大変打撃を受けられましたが、一方でコ

ロナ対策で上述のような計測器とか遮蔽用のアクリル板とか新たな特需が出たりして、事業の光と 影が鮮明に出た時期でもあります。

最後に、これまでの感染者数、死亡者数、ワクチン接種等の推移を示す資料3万至5を添えさせていただいておりますが、国内での感染者数の推移を大きな数字でとらえますと、感染が始まって50万人を超えるまで、2021年4月9日までとなりますが、1年3か月を要しておりましたが、100万人を超えるまで、8月6日までとなりますが、4か月で到達し、150万人を超えるまで、9月1日までとなりますが、わずか26日で到達しております。まさに、指数関数的増大と言える状況にあり、8月には、東京都などでは、医療提供体制がひっ迫し、コロナ感染者の病院への受け入れができなくなり、自宅待機患者が増大し、自宅で死亡するという悲しむべき事例が発生した時期です。

そして本日現在は、ワクチン接種も進み、新規 感染者数が大幅に減少している時期ではあります が、冬の到来に向けて第6波の懸念も示されてお り、未だ電車の中、町の中を歩く時に、マスクを 外して歩けるという雰囲気ではまったくないとい う状況です。

第3部 会員の日常業務

宮崎 今日までのコロナ禍の状況についての概要を ご説明させていただいたところで、これから、本 題である具体的なテーマの方に入っていきたいと 思います。

項目的には、参加者の皆さんにおかれましても、共通して当事者になる「会員の日常業務」から入りたいと思います。このテーマでは、会員各自の事務所における、コロナ禍における売上の増減とか相談、受任件数の増減、相談・受任事件の内容の変化などコア的な面から、コロナ禍の対策、会員のみならず事務職員まで含めた働き方や依頼者との打ち合わせ方法などの実態やその変化などについて所感も含めて意見交換をしていきた

いと思います。

この点については、ご出席の皆様方において共通するところのものから、独自なものまでいろいろあろうかと思いますので、時間的な制約で全員とまでは難しいかもしれませんが、なるべく多くの方からお話をいただきたいと思います。

この項目については、用意させていただいております資料6、7の昨年4月に取ったアンケートとこの度の座談会のために取ったアンケートを参考にしながら、意見交換をしていきたいと思います。

さきだって、昨年4月に取ったアンケートの内容をおさらいしてみましょう。

前年度幹事長としてその企画をされた大橋さんに、なぜその時点で、アンケートを取ろうと考えるに至ったのかなどの端緒のあたりも含めてアンケート結果の内容のご紹介をいただけませんでしょうか。

大橋 アンケートをとった時っていうのは、4月の7日からもう緊急事態宣言がいきなり始まってですね。裁判所は止まるし、世の中止まりました



よね、あの時からね。で、うちの事務所も実は4 月の8日から事務員さんを休みにして、事務所休 業にしたんですよね。

でそうなると、他の弁護士どうしてるんやろう?みたいな。聞きたいんだけど全然情報がないし、会う機会もないしっていうので、ちょっとアンケートとってみようか、みんなそれぞれ同じようなことで困っているかもしれないしっていうことがありまして、アンケートをとらせていただきました。

で、その時にはもう本当に緊急事態に入ったばっかりのところだったので、まずは「事務所は開けてますか?」っていうところからですよね。

「テレワークっていうのやってますか、事務所に出てますか?」、また「事務員さんを在宅勤務にしてますか、休業させてますか? 給料はどうしてますか?」、そういうリアルな話。

それからやっぱり、助成金補助金関係をもらってますか? まだ始まったばかりだったから、「検討中」という方が多かったんですけど。これからどうしていくかをみんなこう迷いながらいろいろ考えている最中だったので、ある程度を共有できたかなと。マスク自体が手に入らない、アルコールはどうやったら手に入りますか? そういうことで苦労していた時期ですので、一定の問題意識の共有というか、お互い分かり合えてちょっとほっとするみたいな効果あったのかなと思ったりしました。回答された方が68人しかいなかったんでちょっと少なかったんですけどね。

宮崎 では、引き続いて、この度取っていただいた アンケート結果の内容についても確認してみまし ょう。これについては、最終的に質問項目の設定 およびアンケートの取り集めまでしていただいた 辻村さんからアンケート結果の内容のご紹介をい ただけませんでしょうか。

辻村 アンケートをMLで案内 し、コロナで仕事の質や量に 変化がありましたかとか、顧 客との関係がどうなりました かとか、結構たくさんの質問



をさせていただきました。回答数は22件ということなので、そこまで数はありませんが、40期台から71期までの方から回答をいただきました。

弁護士業務について、仕事の質や量はどんな変 化がありましたかという質問には、「あまり変化 がない」という答えが多かったです。移動時間が 減り、電話での打ち合わせやテレビ会議等が一般 的になったことで仕事の効率が高まったという回 答も複数ありました。新件が減ったという回答も ありましたが、少数でした。

顧客との関係については、面談機会が減って Zoomの利用とかが抵抗がなくなってたり電話が 苦にならなくなったというような報告もありまし た。

事務所の体制や基盤にどのような変化がったか については、時短やテレワークの導入というよう な回答が出ております。

宮崎 いまほど、大橋さんと辻村さんから、時期を 異にして取ったアンケートの回答結果の紹介をし ていただいたところですが、質問内容がすべて共 通ではありませんので、単純な比較はできない面 はありますが、これらのアンケート結果の突き合 わせをしますと、意見交換をする資料として有意 であると思われますので、これらを参考にしなが ら、もう少し細項目から確認してみましょう。

まず、弁護士も一事業者ですから、やはり売上 というのはもっとも肝心な事柄となりますが、そ の点を中心に相談・受任件数の増減、相談内容の 変化などもあわせて確認してみたいと思います。

この点については、昨年4月のアンケートでは、「第2業務について」の「質問1業務や

受任内容等について、影響はありますか」との質 問の回答の中で、「受任件数または売上げの減少」 という回答が、もっとも多い割合を示しておりま す。

今から振り返れば、このアンケートをとった時期は新型ウイルスの感染者数が拡大していく入口の時期で、その影響を確認するには、時期的には早すぎるとの感もなきにしもあらずと思われるところですが。すでに、このような回答がなされているところです。

また、直近に取ったアンケートでも、「仕事の質や量にどのような影響がありましたか?」という売上に直接的な観点からの質問ではありませんが、その回答内容を確認しますと、減少したという回答もありますが、ネット経由などで増えたという会員もおられます。

この点について、本日のご参加の皆さんにも、 今日までの経過も振り返りながらお聞きしてみた いと思います。

安藤 所感ですけど、去年の4 月だったら、確かにそうだっ たかなという感じですね。日 本全体的に経済活動自体を控 えてるような感じでしたの



で、確かにこのアンケートで回答されている3月から緊急事態宣言の出た4月というところで見ると、おそらくその前年度の4月と比べたら受任の数であるとか売上っていうところでは、タイミングもあるのでしょうけど数が減っていたなと思います。で、私自身がどうだったかっていうのをちょっと振り返ると、私は逆にですね、和解をしようとしてた事件で期日が飛びまして、相手方の代理人と直接話をして期日外で話をまとめたということはあります。それはたまたまタイミングの問題だと思いますよ。

宮崎 売上が増えたとのご回答もあったところでご ざいますが、和解の成立時期のズレのような事情 に関しては、もう少し時間のスパンさえ広げれば 帳尻が合ってくるということにはなるわけです が、改めて昨年の3月ぐらいからこの10月ぐらい までの長いスパンで見た場合はどうなんでしょうか。売上はコロナ禍の影響というものはやはり出ているんでしょうか。ある程度事務所の数字を把握できる方はいらっしゃいますでしょうか。

辻村 呼び水的にさせていただければと思いますが、僕はたまたま家事事件で大きな報酬のものがあったんで通年の売上は下がっていないのですが、2020年5月、売上が数万円という恐ろしい数値を叩きだしました。このおかげで持続化給付金を受けることができました。このひと月だけ2019年と比べたら落ちてたので、2021年1月の申請ギリギリに申し込んで入れてもらいました。

小池 大変堅い話になってきた ので、このあたりで少し軟ら かめに、「こんなことありま せんでしたか」ということを お伺いしたいんですけれど



も。コロナ禍で事件数が減ったというのは経済活 動が止まってるんである程度仕方ないとは思うの ですが、その反面、例えばずっと夫が家にいるこ とによって、夫婦げんかが頻発して、それが引き 金となって離婚に発展したなど、コロナ禍特有の 事件を受任したという方はいらっしゃいません か。私は離婚とかじゃないんですけども賃料の値 下げ交渉の案件を何件か受任しました。値下げ要 求を受ける側だったんですけども何件かありまし た。コロナ禍で売上が低迷しているので賃料を値 下げしてくださいともういうお話だったんですけ れども、基本的にはお断りして、賃料の支払いが 苦しいということであれば、まずは家賃給付支援 金を申し込まれて、それでも大変だということで あれば家賃の延払いということであれば検討の余 地はありますという対応をしました。延払いなら 結構ですと言って契約通りの家賃を支払い続けた 方もいらっしゃったし、延払いにしたいという方 もいらっしゃいました。そのようなコロナ禍特有 の事件がありました。その他には、大阪府の休業 要請外支援金の申請で弁護士が必要書類のチェッ クをするという場面があり、その業務をしたとい うことがありました。

山田 小池先生のコロナ特有の事件、という話で家

事事件でいうと、コロナ前からDV等で別居を考えて計画を立てたけれども、コロナでご主人が自宅に居るので別居が遅れてしまったとか、コロナで家に居ることにより、互いに夫婦の不和が広がって別居や離婚に踏み切ったという事件はありました。また、交通事故や婚姻費用などの算定の際に、コロナの影響による減収をどうみるか、一時的な所得減少として考慮しないのか、この先も状況は不明だから減収を前提にするのか、という新たな争点が生じたと思います。

中島 コロナ関係といえば、コロナ対策のために機材を導入したり就業規則を変えたりとかすることで助成金が出る、働き方改革推進支援助成金と



いうものがありまして、基本的に社労士さんがやってるやつなんですけれど、依頼を受けて申請したことがありました。助成金の代理申請は社労士さんしかできないのか弁護士でもできるのかというのは見解が割れているようなので、ちょっと気になって調べたけどよくわからず、申請先に問い合わせたら大丈夫ですよと仰っていただいて、申請したということがありました。

中嶋 私は、補助金ではなく て、運転資金を借りるという 場面で金融機関に同行したり とか、事業計画書の作成を手 伝ったりしました。私的整理



等の手続きが先行しているからという事情で手伝っていたのですが、既存債務の整理が必要な状況で、新たにコロナ対策で資金需要が生じていましたので、既存債務と新規のコロナ融資とどちらが優先されるのかといった論点も議論にはなっていました。

宮崎 私は、コロナ禍で直接影響を受けるような相談とか事件がそんなにあったわけではないのですが、東京とか大阪、福岡とか同じ百貨店のデパ地下に入ってる生鮮食品店事業者から相談を受けていたんですが、緊急事態宣言の発令の状況が地域でまちまちなんですよね。ですから、賃貸契約の当事者は同じでも一律ではない個別の取り決めを

しなきゃいけない、福岡のデパ地下に入っている 店舗と東京のデパ地下で入っている店舗では、違 う取り決めをすることになるんだなと思った記憶 がございます。

宮崎 その間、自然災害債務整理ガイドラインコロナ特則などの制度も施行されて登録支援専門家に登録してくださいと催促などあったわけでございますが、私もどうしようかどうしようかと思って二の足を踏んでしまった方なんですが、どなたか踏みこまれた方いらっしゃるんでしょうか。

大橋 他にいらっしゃらないですかね、私だけですか? 自然災害被災者債務整理ガイドラインコロナ特則というのができまして、登録支援専門家になりました。人が必要だろうからっていうので、研修受けてですね。これがまたなかなか難しい。やってみたらわかりましたけど、昨年の2月1日より前の債務は全部整理対象にできるんですよね、そして2月から10月30日までの債務は、コロナ関連で借り入れたものは対象になる。10月30日を過ぎちゃうと対象じゃない。

その災害のガイドラインですが、コロナ禍が地震とか台風とか津波とかと違うところは、やっぱりいつ終わるか全然わからないもんだから、結局使いにくくって、破産だとか民事再生に行くことが多いような印象です。だけどそういう形で、弁護士の費用を出さなくても国の方でお金を出してそういうガイドラインのアドバイスをしてくれる専門家を付けますよっていうのが売りとしてありましたので。取り組みに関われたのは意義深いことだったと思っています。

宮崎 事務所の売上とか事件の相談内容などの変化などについて意見交換させていただいたところでございますが、事務所でのご自身あるいは事務職員の働き方など就業条件や就業時間などについての変化について皆さんのご意見を頂きたいと思っています。

昨年4月のアンケートあるいは直近のアンケートでも回答が寄せられているところでございますので、少なからずの事務所でだいたいこんな感じで勤務時間などに変更があったということなども察しがつくところでございますが、会員自身に限

ればあまり変わらないという回答、勤務時間などもあまり変わらないという回答も少なからずありました。一方で、事務所を早く出るようになったと仰っておられる方もいらっしゃいます。ただ、家に帰って仕事をすることで結果として仕事の総量というのは変わってないのかもしれませんが。

一方で、事務職員に関してはアンケート回答を 見る限り、勤務時間あるいは勤務日数については 減らす方向で配慮されているように思います。た だ、その分が給与に反映したのか否か、この場で はちょっと問いかねるところでございます。皆さ んには、改めて事務所の運営はどうであったのか について披歴していただける方がいらっしゃいま したらお願いします。

小池 誰もいらっしゃらないようなので口火を切る という意味で私の方から発言させてもらいます。 私の事務所では勤務時間を原則として午前10時か ら午後5時までにしました。私自身が毎日、事務 所を5時に出るということは難しいのですが、出 るのが6時台になることは少なくて、6時までに は事務所を出ています。最後のアンケートの中に も「仕事の効率が高まった」と回答している方が いらっしゃったと思うのですが、私もその意見を 聞いてああ確かにそうなのかなと思いました。コ ロナ禍でも仕事の量自体はそんなに減ってるって いう感じじゃないんですけども5時に事務所を出 ようと思えば出られるということが分かった。逆 に言うと、今までも5時に出ようと思えば出られ たのにずるずるずると仕事をしてたのかなってい うふうに思いました。そういう意味では現状は効 率的に仕事をしているのかなというふうに思って います。それと第一回の緊急事態宣言が発出され た時には事務所に10時に行って5時に出るといっ てもやはり往復の電車がちょっと気持ち悪いなと いうことで、通勤を車にしたこともあったんです けども、この周りの駐車場が満車で逆にすごく早 く出てこないと駐車場を確保できないというよう なこともありました。これもコロナ禍特有の現象 かなというふうに思いました。

宮崎 小池さんは、それまでは通常何時頃まではい

らっしゃったんですか。

小池 そうですね、帰りは7時とか8時ぐらいっていうのが多かったと思います。ただ、7時とか8時と言ってもずっと仕事をしているわけではなく、委員会や法友倶楽部の会合などで遅かったということもあるのでしょうけど、今は夕方からの会合はほとんどないので早く帰ることができるのでしょうね。

宮崎 委員会関係などの打ち合わせや会合でも、も う6時以降に日程を入れるというのは、とんでも ないという空気ができてきて、とてもじゃないけ どできなくなったなということを私自身も実感し ております。私のところも、事務職員に交代で週 一回は休みを入れてもらっていましたけど、それ で事務所運営に支障が出て困ったなあっていう実 感はあまりなかったですね。1人の弁護士の事務 所であれば、1人の事務職員は必ず必要なんでし ょうけど、例えば5人の弁護士がいたら、5人の 事務職員がいなきゃいけないということでも決し てなくて、それより少なくて回せるんだなという ことが私の実感です。本日ご参加者の方々も夜の 会合がなくなり、あるいはテレワークをされるよ うになったということで、夜の浮いた時間とか通 勤しないで済む時間とかを足し算すると相当に時 間が空いているはずなんです。その空いた時間を こういう形で使っているというようなことはある んでしょうか。

深田 早く帰宅できるようになったので料理するようになりました。それまでは外食したり、コンビニご飯とか多かったですけどやっぱり6時半くらいに帰れることが多かったので、家で自分でご飯をちゃんと作って食べるようになりました。これが一番大きな変化でしたかね。

中村 コロナのために緊急事態 宣言で夜の予定が全くといっていいほど無くなり、自然と早い時間に帰宅することになって、それが習慣になりました。



これまで弁護士会の委員会にしても、法友の会 合にしても終わってから自然に飲みに行くことが 多くありましたが、それが本当に無くなりました。法友でも親睦行事もやりにくくなり、それが 今後復活することがあるのかな?というように感 じます。そういう行事が無くなって無駄使いはし ませんし、体も楽なのですが、少し寂しくは思い ます。

コロナが収束した後に、以前のような形にどこまで戻るのかということは感じます。

宮崎 私自身、週2日、3日とか飲み会があった時代に戻るのが良いのか、戻らないで良いのかというと、気持ち的にはあそこまでもう戻らなくても良いと思う身体になってしまって。週に2日、3日飲まなきゃいけないというのは逆に気持ち的に負荷を感じる状態です。

松田 子育で中でして、家に子 どもがいると在宅勤務なんて 到底無理だったので、昨年の 一回目の緊急事態宣言の時 は、菅総理が出勤人数7割抑



制と言ったこともあって、事務所が週2日出勤、 残り3日は休んでもよいという判断をしてくれた のですごく助かりました。そのときは世間が止ま っていたので良かったのですが、今年の春になっ てからは、小学校や保育園の休校・休園が相次ぎ ましたので、いつ休校や休園になってもいいよう に仕事を前倒しするようにしました。

宮崎 前倒しにするというのは?

松田 提出期限ギリギリになって着手するのではなく、なるべく早めに仕上げて、自分が休んでも書面の提出できるようにという意味です。

宮崎 そうするといろんな形もあるけど、先ほど小 池さんも言っておられた意味では業務効率ってい う仕事の仕方の面で効率的に変えてっていう事な んかも結構あるといえばあるんですね。

小池 今までの仕事の仕方が効率的でなかったということだと思います。結局、だらだらと仕事をしていたんじゃないかな。今振り返ると、5時に事務所を出るんだったらそれまでに仕事を終えないといけないという意識をもって仕事に集中すれば何とかなるものなんだと思っています。先程、宮崎さんが交代勤務で事務員さんの数が減ったとし

ても、特に支障なく事務所は回っていくという趣 旨のことをおっしゃいましたが、弁護士の仕事も 同じようなところがあると思います。

辻村 純粋に外回り仕事が減ってたり、後見の面談 業務がなくなったんでこの2年は相当その時間が 減ったと思います。

宮崎 ある意味では、もう自宅で仕事をやろうと思 えばできちゃうという風になりました。直近のア ンケートの「今後、事務所のあり方、弁護士とし ての働き方や個人としての生活についてどのよう にしていこうと考えていますか?」という項目の 回答の中にも「面談が減るにつれ、事務所という 箱ものへのこだわりも減るのではないか」という 回答がありました。私もこの回答に反応しまし た。今まで事務所というのは、自分の執務室、事 務職員に事務してもらう場所、外から来てもらっ て面談する場所、記録の保管場所などが不可欠要 素で成り立っていて、また依頼者に来てもらう場 所だということで多少見栄えも気にしなきゃいか んかなとかいうようなこともあって、ある程度事 務所という箱モノに対してコストをかけなければ いけなかったかと思います。ただ、こういう風に もう自宅にいても打ち合わせをしようと思えばで きちゃうとか、紙ベースからネット上でのやり取 りや書類の交換ベースに進んでしまうと事務所に あまり維持コストをかけなくてもいいんではない かという発想が出てきてもおかしくないんではな いかと思っております。

それでふと思い出したのが、私が副会長になる 前の時に業務改革委員会で一緒に仕事をさせても らった小林正啓さんが月5万円のシェアoffice構 想を立てておられまして、一緒にグランフロント のナレッジキャピタルとか中央区のシェアoffice なんかを見に行ったりとかして仕組みづくりを検 討したことがありました。そういう事務所運営の やり方っていうのは本当に考えてもいいのではな いかと改めて思うようになりました。確か、小林 さんはそもそも事務所に紙ベースの事件記録がほ とんどなくタブレット上に保管しているんだと。 本当に先端をいっておられる方で、あそこまでも っていくのはなかなか難しいかとは思いますが、 こういう事態になりますと事務所の箱モノとして の在り方というものについての考え方も変わって くる、若手の会員はITツールを上手く使えるの で、小林さんのような方が出てきてもおかしくな いなと個人的には思った面がございます。どなた か事務所運営とか事務所という箱モノの使い方を ITツールをうまく使うことによって、こういう 風に工夫できるというようなアイデアのある方と かいらっしゃいませんか。

小池 今の宮崎さんの話に関連しての質問なんです けれども、事務所という箱モノがだんだんいらな くなってきてるんじゃないかということの前提と して、今現在、依頼者とのコミュニケーションを WEBでやっているという方はいらっしゃいます か。私の場合、WEB会議システムで依頼者との 打ち合わせはまだ一回もしたことありません。た だ、例えば簡単な和解の方針を決めるというよう なとき、今までは依頼者にわざわざ事務所に来て もらっていたのですが、この程度のことで来ても らうのも大変だなと思い、電話で打ち合わせを済 ませるということが増えたとは思います。そうい う意味では事務所に依頼者に来てもらうこと自体 は徐々に減っているとは思いますが、WEBシス テムを使って本格的な打ち合わせということはし たことないので、こんなことやってるよっていう 方がいらっしゃったら教えてもらいたいと思いま す。

原田 私も、完全にマインドは変わりました。従前、なにに関してもまずはご来所いただいておりましたが、公共交通機関をご利用いただくことすら遠慮されるようになり、電話などで済ませるようになりました。個人の依頼者さんと、LINEアプリでお互いスマホで会議をしたりもして。ですから、会議室を使う頻度が劇的に減りました。他方、リモート・ワークもどこまで徹底できるか、私もトライしてみましたが、結論的には、うまくいかないなあと。自宅に事務所から封筒や切手を持ち込んで、甲号証スタンプ、乙号証スタンプを追加購入してと形を整えようとしましたが、不便だなと。郵便物のやりとりや証拠ナンバリングが不可避という現状をベースにしますと、リモート・ワ

ークはちょっと無理かなと。事務所でなければダ メだなと、いまは思っております。

清水 ちょっと違う話になるかもしれないですけど、コロナの影響でズームなどのウェブ会議を使うことに対してハードルが低くなったように思っています。最近、僕の依頼者で海外に転勤された方がいて、今までだったら海外に住んでいる依頼者とテレビ会議みたいなかたちで打合せをするのは結構大変なイメージでしたが、今はズームなどのウェブ会議を使って簡単に打合せができるので、便利になったなぁと感じています。

中島 先ほども画面共有をしておりましたが、あれ でPDF化した資料をお見せしながら打合せがで きるのでかなりやりやすいと思っています。た だ、私も原田先生と同じ意見で、結局郵便物が最 後のボトルネックになるのではないかと思ってい ます。結局、関係者全員がオンラインに対応しな いといけなくて、例えば、裁判資料はオンライン では受け取れないという事務所があれば、そこに 副本を郵送せざるを得ないです。また、裁判所も 今はフェーズ1という話ですけど、書面や書証を オンライン送信できるようにならないと、やっぱ りのり付けして郵送で出さないといけないわけで すね。やっぱり現状では、裁判所や事務所に行け ないとできないことがあるので、電話対応だとか fax送るんだとかそういうのがなくならない限り やっぱりハコモノとしてオフィスはなくならない のかなと思っています。

辻村 今の問題意識としては、豪奢な事務所は要ら のじゃないかということですよね。ワンルームと かSOHO的なレベルでいいんじゃないかと。それ もひとつの考え方かとは思います。

あとリモートで経験したのは、Zoomで東京とか遠方の相手方との話し合いに使いました。依頼者とはZoomでやりましょうとかいうのは恥ずかしいこともあり電話中心ですが、相手方との面談はZoomでいくつかやったりしてて、こちらは電話よりも顔を見て雰囲気がわかるのでいいなと思っています。相手方本人にメールでZoomのURLを送ってやり取りしたりました。僕の場合は割と顔が優しい感じなので相手に緊張を与えなくて、

和解にも役立つと感じています。

宮崎 皆さん、割と事件の相手方とメールでやり取りされてるんですかね。私は、相手方の場合にはそのメールが記録に残ってしまって、ネット上に上げられちゃったらどうしようっていうのがあって相手方とはメールでのやり取りはなるべく避けている方なんです。皆さんは相手方との間もメールで結構抵抗なくやっておられるのですかね?

辻村 メールももちろんありますが、割とリモートでフェイストゥーフェイスでやってます。こうしたやりとりも社会全体として抵抗がなくなったことで相手も受け入れやすくなってると思います。相手方も、なんやこっちに出向いてこーへんのかい、というような非難の気持ちを持つこともなくなったように思います。

宮崎 事務所運営等にまつわる関係はここらあたり で終わらせていただいて、市役所に勤務されてい る薛さんにお聞きしてみたいと思います。どんな 状況でしたでしょうか。

酵 コロナによる緊急事態宣言 の一回目の時は、保育園から 登園自粛要請が出されたの で、できる限り登園しないで すむように在宅ワークを取り



入れました。でも、子どもがいると、パソコンに 興味を示してしまい、ほとんど仕事ができないの で、数日で諦め、その後は、登園自粛に伴う休暇 を取らせていただきました。私の所属する市で は、緊急事態宣言になる少し前から、ほぼ全職員 が一日おきの交代勤務になり、その後、1週間ご との交代勤務に変わるなど、職員が集団で感染し て行政機能が麻痺することがないように、かなり 変則的な働き方をしていました。交代勤務の際 は、在宅勤務になる日に合わせて登園自粛休暇を 取るのですが、庁内弁護士は一人なので、急な相 談を電話やメールで受けるなど、その時々に応じ て臨機応変に対応していました。緊急事態宣言が 開けてからは、交代勤務はなく、在宅勤務制度は 維持されました。今は、時折在宅勤務をするくら いで、ほとんど登庁しています。勤務時間は固定 なので、在宅でも出勤しても変わらないです。

宮崎 お役所の場合は、行政の書類関係とか資料関係などはクラウドみたいもので見るとか、どういう形で対応されているのか、持ち帰りとかは厳しそうですけど。

薛 最初は、市でも在宅勤務のための規則整備やシ ステム整備が十分ではなかったのですが、一度目 の緊急事態宣言が開けたくらいから、システムの 整備が進み、現在は、自宅のパソコンと市役所に ある自分のパソコンをオンラインでつなぎ、遠隔 操作で作業ができるようになりました。共有サー バにもアクセスできるので、資料を持ち帰らなく てもいいのが助かります。遠隔操作はできても、 自宅のパソコンに資料をコピーすることはできま せんし、プリントアウトもできません。本当に悪 意をもって、画面を写真で撮影するなどしない限 りは、情報を持ち出すことは難しいです。行政の 特性上、持ち帰りできない資料が多いのですが、 緊急事態宣言が出されてしまったら、持ち帰り可 能な資料を選別したり、自宅でできる作業を洗い 出したりするような余裕はない、とわかりまし た。そのため、今は、記録作成や職員向けのお便 り作成など、自宅でできる作業を予め選別してお いて、在宅勤務時にはその作業を行っています。

宮崎 一日交代とかそういう勤務の場合は、それで やっぱり給与とかは影響を受けていないのでしょ うか。

薛 在宅勤務や自宅待機中の給与処理については、 一度目の緊急事態宣言の際に検討課題となりました。自治体勤務の弁護士の間でも、処理の仕方は 議論になっていて、対応も解釈も様々でした。私 の勤務する市では、一度目の緊急事態宣言時は、 自宅待機と整理し、呼び出されればいつでも登庁 できるように準備して待機することを義務づけて いたので、休暇ではなく勤務として扱われ、給与 も全額支給されました。その後は、在宅勤務のた めのシステムも整い、登庁するのと同様に業務が できるようになったので、特に給与について問題 となることはなかったです。

宮崎 引き続き民間企業に勤めておられるインハウスの吉鹿さんにもお話を伺います。会社は老舗の

メーカーですよね。コロナでどういうことになり ましたか?

吉鹿 弊社では、3月くらいからだんだん、「コロナ、これはシリアスに考えないとダメだよね」っていう話になってきました。緊急事態宣言が出



た日から全員が在宅勤務になりました。私も4月 5月は多分一日も出社していないです。心の準備 がないままに在宅勤務が始まったので、ちょっと 大変なところもありましたけど、1か月くらい経 ってみると、あれ、意外にできてない?ってみん な思い出したんではないかな、と思います。もち ろんメーカーである以上、製品を継続供給するこ とは重要で、工場はストップするわけにいきませ んので、できるだけ密を避ける等、各工場がいろ いろ工夫しながら生産活動は続けていました。コ ロナの影響でむしろ注文が増えたカテゴリーもあ り、生産現場は必死だったと思います。1回目の 緊急事態宣言が明けてから、どうしようか、とい う話になりましたが、社員の間でもかなりの温度 差がありましたね。私みたいに「意外とやれるん じゃない? 在宅勤務続けてみては」と思う人が いる一方で、「やっぱり在宅は効率悪いし、部下 の管理監督がなかなかしにくいから」みたいに思 う人もいたりしました。在宅をどの程度取り入れ るかは、一応の指針が人事から出ているものの、 基本的には管理職の判断に任されていましたの で、部署によっては割と出てる人が多いなという ところもあり、結構ばらつきがあった印象です。

私は弁護士になる前、米国系の外資の会社が長かったのですが、外資系ではこういう局面の動き方というのは本社からの非常に強いトップダウンで来るもので、よしリモートワーク、となったら世界中で同じ動きをすることが多いと思います。どこかの国で「うちの国ではできない」と言ったら、「何があればできるのか、システムかお金か人材か、それは出すから言ってみろ」みたいなイメージです。一方、当社だけかもしれませんが、日本の会社はなんというか民主的なところがあり、皆さんご意見聞かせてください、というとこ

ろから始まるので少し驚きました。良くも悪く も、個別の国や事業部の事情を非常に大切にする カルチャーですね。

大橋 弁護士業務の方は、リモートワークといって もオンライン会議の方法に不慣れとかWi-Fiが弱 いとか機材が揃っていないとか、家に小学生がい て家族がギュッと一緒にいて場所が大変とかあり ましたが、その辺はどうでした?

吉鹿 実は、会社には随分前からオンラインで会議をするシステムは導入されていました。でもコロナ前は、あまり使われていませんでした。顔を合わせて話をしないとちゃんとした会議はできない、という考え方が強かったと思います。事業部の壁を越えた会議となると、皆が本社に集まって行うことが普通でした。でも、もう使わざるを得ないねということで、皆がどんどんオンライン会議を使い出しました。急にシステムに大きな負荷がかかりましたので、これもまたIT部門が必死で需要に応えられるよう頑張ってくれました。

あと、家にお子さんがいるから集中しにくい、 というのは確かに当社でもありました。それで応 急措置ではありますが、社宅の集会室に複数のデ スクと椅子を置いてオフィス仕様にし、ネットに 接続できるようにもして、ご自宅で仕事がしにく い人は使ってください、ということもしていたよ うです。

宮崎 薛さんの市役所の話では、情報を外部に持って出られないから悩みながら在宅ワークを進められたようですけど、吉鹿さんの会社では、例えばクラウドを使った情報管理などどうされたのでしょうか。

吉鹿 それまでもリモートでメールを見ることはできました。今では、会社のパソコンを遠隔で見るという形で、外から情報を取り出すことはできるようになっています。ですが、法務として困ったのはやはり本ですね。調べ物をしていて、突然思いも掛けないような特別法を調べないといけなくなったときに、あー会社にあの本があったはずなのに、とか。最初の緊急事態宣言後、2、3週間くらいは法務部門は誰も出社していませんでしたが、その後は誰か1人は出社するようにして、非

常にローテクな解決法ですが、本棚のあそこにあるはずだから、宅急便で送ってね、とお願いしたりもしました。

宮崎 業務で便利になったのは、東京のセミナーを オンラインで聴講できるようになったことだと思 うんだけど。どうですか?

吉鹿 おっしゃるとおり、東京の法律事務所が企業 向けに提供しているセミナーなどはたくさんあります。コロナ前は東京出張の際等に、出かけて行って聞いていたわけですが、今はどこの事務所もオンラインでセミナーを提供して下さるようになり、とても便利になりました。研修というと、法務部門では事業部向けに、工場に出かけて行って研修を提供していましたが、それがオンラインで行えるようになり、研修の企画・実行が容易になりました。法務部門にはワーキングマザーも、介護をしている人も、妊娠している人も、配偶者が妊娠したという人もいました。皆がそれぞれの事

情を抱えながら仕事の生産性を最大化するという チャレンジの中で、在宅勤務やオンライン研修は とても有用だったと思います。コロナのせいとい うのか、おかげというのか、働き方がフレキシブ ルになってポジティブな効果もたくさん生まれま した。

大橋 吉鹿さん、管理職ですよね。社内でコミュニケーションが取りづらいといったことはないですか?

吉鹿 そうですね。法務部門には、昨年採用したロースクール出身の社員がいます。彼には同期に当たる社員が30名から40名程度いるのですが、まだ全員で顔を合わせたことがないそうです。これは少しかわいそうですよね。オンラインでもコミュニケーションが取れるとは思いますが、ある程度今まで会ったことがあって、人柄をわかっているから取れる、というところはありますよね。

第4部 弁護士会の活動

宮崎 引き続きましては、「弁護士会の活動」のテーマに入らせていただきたいと思います。

コロナ禍ということで、弁護士会の活動も自粛 的な状況に入り始めましたのは、昨年の2月下旬 頃から3月に入ってからでしょうか。

そうしますと、本日ご出席いただいたている前年度副会長の森さんは、そこから会務の準備・執行に入って行かれ、現副会長の中嶋さんは完全にコロナ禍が定着した中で会務の準備・執行に入って行かれて現在に至っておられますので、まずは森さんからは就任する前の頃から退任に至るまでの間の弁護士会の運営についてざっと振り返って、執行部で議論のために時間を費やさざるを得なかった判断事項とか、執行部に身を置いて弁護士会、会員にまつわる気づき事や初めて見えた風景とか、いかに多くの守秘情報に接することになったとか、会派の若手会員に語っておきたいような事とか意見、所感めいたものも含めてご説明い

ただき、中嶋副会長におかれましても、同じように就任する前から現在に至るまでの間の弁護士会の運営状況などを含めて森さんと同様の事柄についてざっと意見、所感を含めてご説明いただいたうえで、質問とか意見交換をさせていだくという段取りで進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。では、まず森さんよろしくお願いします。

森 2020年(令和2年)度執行 部は、就任時からまさにコロ ナと共にスタートしたといえ ると思います。

各年度、就任前から次年度

候補者が集まって勉強会等を行うのですが、我々も2019年10月くらいから集まるようになって、その頃は来年ああしよう、こうしよう、憲法行事は何をやろう、各単位会との交流はこうしたい、なんて夢を語り合っていた訳なんですが、そのよう

な目論見は就任と共に見事に消え去ってしまいま した。

2020年3月に入り、横浜のダイヤモンドプリンセス号の感染などがあり、徐々に感染が身近に迫ってくる感じがありましたが、僕が印象に残っているのは、就任直前の3月29日に志村けんさんがコロナに罹患してお亡くなりになってしまったこと。すごくリアルにコロナが迫ってきている、これは大変なことになってきたという実感がありました。我々役員の対応も、もう殆どコロナ中心となり、会議を重ね、対策本部を設置したりして、そうした中で4月、就任を迎えました。

我々2020年度役員は、就任に当たって三つのこ とを重視しました。まず一つ目は、コロナ禍の中 にあっても、弁護士会の市民への法的サービスを できるだけ維持すること、二つ目はある程度の制 限はやむを得ないとしても、会員へのサポートも 出来うる限り維持したいということ、三つ目は、 会員・職員を感染から守るということ。ただ、こ の三つのテーマはそれぞれ相反し合う関係にもあ ります。法律相談等の市民サービスをこれまでど おり維持しようとすれば、会館に大勢の人が来る ことになり、その分会員や職員への感染リスクが 高まります。また、会員へのサポートも、会館に 大勢の会員が集まることはどうしてもある程度制 限せざるを得ない。このように背反し合う問題を どのように整合させていくかが非常に難しい課題 でした。

4月1日に就任して、7日には緊急事態宣言が 大阪を含めた7都道府県に発令され、16日には全 国に拡大しました。まあ、今から振り返ってみる と、その頃の国内の感染者数は、その後の第4波、 第5波などのそれと比べれば、全く低いものだっ た訳ですが、その当時は、そもそもコロナがどの ように感染していくのか、今後どれだけ感染者が 増えていくのかが全く見えない状況であり、その ような見えない相手とどうやって対峙していくか が非常に悩ましい状況でした。今にして思えば、 私たちが採った対応の中には、やりすぎだったと いうこともあるかも知れません。会館の利用人数 の大幅な制限や、会館13階等の利用制限、23条照 会の全面郵送化などは、実際にやり過ぎだという ご批判もありました。しかし、当時の状況からす れば、本当に実態の見えない感染症に対して、リ スクをできるだけ減らして、安全面を重視する政 策を採らざるを得なかったと思います。

その他、会事務局の窓口時間の短縮し、その後 テレワーク導入の準備を進めつつ、それまでの対 策として交替勤務制を導入しました。また緊急事 態宣言の発令と同時に法律相談を基本的に電話相 談に切り替えました。委員会も基本的にWEBで 行うようにお願いしました。ですので、毎年4月 には各委員会が第一回会議を開催し、そこに年度 の会長がご挨拶に伺いますが、2020年度は委員長 とあと副委員長の2名だけで開催してもらい、二 人しかいない広い部屋で、会長が挨拶するという なんだか不思議な光景がありました。なお、委員 会や常議員会をWEBで行うに当たっては、当初 なかなか会館のWEB状況が安定せず、肝心な発 言の時に限って途切れてしまったりして、当初は いろいろと試行錯誤の連続でした。いずれにして も、そういう形でできるだけ会館に人が来ないよ うにしながら会運営を行うというのが、4月1ヶ 月の対応でした。

その中で、最大の懸案は、5月26日に予定していた大阪弁護士会定期総会を実際に開催するかという点でした。これが一番悩ましい問題でした。役員の間で、かなり長い時間をかけて議論した結果、最終的には開催せず延期という形を取りました。その結論に至る過程では、形だけでも5月に開催し、続会とすべきだという意見もありましたが、コロナ禍の中で形だけでも人を集めて総会を開催することは止めた方がよいと考えました。ただ、そうすると5月に予算・決算の審議ができないことから、定期総会開催日とした7月28日迄の6月及び7月は予算外支出を行わなければならなるなど、予想外の事態がありました。

このように、本当にいろいろありましたが、コロナ禍においていろいろと対応していく中で、逆にこれまでの会運営において若干無駄があった部分が効率化されるということもありました。たとえば委員会のWEB化については、Zoom等を利用

して開催するようになってから、明らかにこれまでより出席率が高くなっています。また職員のリモートによる在宅勤務を導入することにより、今後介護や子育で中に在宅勤務をする道が開けませた。このように、コロナを契機として新しい会運営の方策が開かれたという所もあります。そういったことを考えると、コロナというのは非常に分変な出来事ではありましたけど、それをきっかけに介護士会の1つの構造改革にも繋がる部分というのもあったんじゃないかなと思います。で、コロナが終わったら、これまで対策としてので、コロナが終わったら、これまで対策としてやなくて、一つ一の施策を検討して、今後の会運営にとって有用と思われるものは維持することも考えるべきと思います。

宮崎 引き続き、中嶋副会長よろしくお願いします。

中嶋 就任当初は平時といえるような状況ではないですが、昨年度の執行部が整えられた戦時体制が整えられている状況でした。4月の就任当初は緊急事態宣言が発令されていなかったのですが、4月中には緊急事態宣言が発令されました。そこから7月にはオリンピックが開催され、8月に入ってデルタ株で感染者がすごく増えていき、感染者数だけで言えば昨年度よりも今年度の方が多くなっています。執行部は、会員の皆さまに、感染したらご報告くださいということをお願いしていましたが、昨年度よりも相当多くの報告を受けています。

本年度のスローガンは昨年度と同じテーマで引き継ぎさせていただきました。会務執行方針としても、コロナ対策で取りあげていますし、昨年度に一定程度解決の目処をつけていただいておりましたが、総合情報システムの稼働が就任当初にあったことやコロナの状況を踏まえると、例年5月に開催される憲法記念行事は5月の開催は難しいと見込まれたため、就任当初の段階で9月に開催することにしていました。本年度は、どちらかというと前年度執行部に一度レールを引いていただいたものを検証しながら、いろいろなユーザー(会員の皆様)からの声を受けて、どのように調

整するか、当然のことながら規制を緩めて欲し い、不便だという声もあるわけですので、そうい う意見を調整しながら、リスクを取っていいのか というところを判断しながら徐々に規制を緩めて いる状況です。直近では、10月18日時点の会務運 営体制ということを会員の皆様にご案内しました が、そこで一定程度緩和しましたが、まだ懇親会 の持ち方とかは手探りな状態です。ウェブ会議が 増えて、本来は会館の機能が充実していないとい けないのですが、会館から参加している私は今日 も何度も回線が落ちているような状況です。この ように会館のWiFi回線は非常に脆弱な状況でし たが、ようやく契約を変更して解消される予定で す。いろいろ見積もりを出してもらって、もう少 し便利になるという想定ですが、想定通りにいか ない場合には改めて検証が必要ですね。

さきほど森さんが話されていた点は、大まかに はその通りなのですが、「誰ひとり取り残さない」 というところで実際少し感じたのは、新システム が稼働していく中で、システムだけで会員と相互 連絡が十分にとれるのかという点です。FATFの 報告をしないといけないので、全ての会員へ、私 でしたら法友倶楽部の会員の方にFATFの報告書 を出してもらうための電話掛けという作業があり ます。メールでも連絡を試みます。会に届けてお られるメールアドレスがもう変わっていたり、そ もそもメールアドレスを届けておられなかったと いうようなこともあるので、新システムにログイ ンすらできていない方も存在することは忘れては いけません。昨年度の法友の常幹でも、ログイン の仕方を田中さんが何件か事務所に訪問して教え てあげたりしていましたが、そういう活動は続け ていかないといけません。これは弁護士会でもや らないといけないことですが、なかなか弁護士会 がそこまで手が届かないので、会派で補完してい くというところが重要なのかなと感じています。 先程の10月18日付の案内も全会員向けのメールで すから届いていない会員もいるのです。新システ ムのログインは9割を超えていますが、残りの何 パーセントかの会員はログインしたことがなかっ たり、中には会からの連絡がとりにくい会員もい

たりします。このような点の拾い上げは必ず必要 だなというふうには思っています。

宮崎 今ほどの前副会長の森さんと現副会長の中嶋さんから会務の運営状況についてご説明いただいたところでございますが、あえてこういうことをもうちょっとして欲しかったとか、今後、引きつがれる井﨑さんもいらっしゃいますので。弁護士会のサービスというか会務についてご要望とかご意見とかある方いらっしゃいますでしょうか。

吉鹿 委員会参加についてですが、私は情報問題対策委員会に所属しています。全体会も部会も、オンラインで会議が開催されていますし、部会については、会社のお昼休みに当たる時間に会議が開催されているので、出席しやすくてとても助かっています。

大橋 そうですよね。委員会の出席率は、オンライン化して上がっていると思います。ただ、回線が不安定になるからか、ビデオをオフにして入っている人が多いですけど、ときどき指名するとかしないと、いるかどうかわからなかったりしますね。

昨年度は常議員をしていたので、常議員会をオンライン併用にする方法を試行錯誤しながら定着していったのが印象に残っています。秘密の確保を要する議題もあるので、ビデオはオンにすることが義務付けられましたね。採決は、まずリアル出席者から挙手数を数えて、次にオンラインの出席常議員の「手を挙げる」ボタンの数を確認して。

小池 この座談会を10年後に読み返してこういうことだったなあということを思い起こしてもらうために敢えて話題を出させてもらいたいのが、ワクチン接種のことです。今現在既に7割以上の方が2回のワクチン接種を完了していて、ワクチン接種を希望する人はほぼほぼいきわたっているんだろうなと思います。日本では、医療従事者に対するワクチン接種が令和3年2月17日に開始され、4月12日から65歳以上の高齢者等を対象にワクチン接種が開始されましたが、それ以外の一般の人に対する接種は6月頃に始まったと思います。そのころは、いったいいつになればワクチンを接種

できるのか、一日も早くワクチンを接種したいと 思っていた人がたくさんいて、弁護士会会員の中 には大阪弁護士会に「職域接種」をしてもらいた いと考えた方が多くいらっしゃったと思います。 ただ結果的には弁護士会では職域接種ができなか ったのですが、そのあたりのことをちょっと教え ていただけたらなと思います。

中嶋 職域接種については、報道があった直後から 当会内でも検討いたしました。検討の結果田中会 長がメールでも報告されていましたが、医療従事 者の確保、接種場所の確保のハードルが高く、実 現には至りませんでした。接種場所については、 同じ場所での接種が必要となり、さらに2週間の 間隔を空ける必要があるので、例えば当会の2階 のホール等を利用した場合、数ヶ月の間2階をク ローズするような形になります。これがすでに予 定されている諸行事との関係で中々現実的ではな いと考えられました。また、医療従事者である打 ち手の確保ですが、従来当会の健康診断を担当し ていただいている結核予防会等の医療機関にあた ってみましたが、すでに予定が詰まっており、す ぐに当会の職域接種の予定を立てるのは難しいと の回答でした。

そこで、すぐに職域接種の目処をお伝えするこ とができないという状況だったので、いったんは そのような案内を会員向けにさせて頂いておりま す。その後も検討を続けた結果、結核予防会がワ クチンや打ち手については手配する、何とか協力 してくれるということにはなったのですが、職域 摂取で使われるワクチンがモデルナ製で、結核予 防会は普段はファイザー製を使用しておられたの で、モデルナが早期に手に入らなかったというこ とも最終的に実現出来なかった理由になります。 このような検討を続けている段階で、国内のワク チン接種はどんどん進んでいきましたので最終的 に弁護士会での職域接種は実施しませんでした。 タイミング的には正解だったのではないかという のが私の個人的な見解ですが、会員の皆さんとは 受け止め方が違うかもしれません。

小池 ほかの単位会で職域接種したということはありましたか。

中嶋 愛知が行われたと聞いております。

原田 私は、23条照会の審査室 におりましたが、審査体制に ついて、理事者の先生方や正 副委員長の先生方が、非常に 頭を悩まされたと、お聞きし



ています。また、それに限らず、たとえば、コロナ禍で刑事弁護の接見に私も行きましたが、接見要請をどうするかを考えておられる先生方は、非常に悩ましいことばかりだったのではないでしょうか。色々な利害関係を、いったいどう調整するのか、非常に難しい状況だったのではないかと想像します。ただ、23条照会の審査室におりましても、非常に色々なことに厚くご配慮を頂いていたように感じています。

森 23条照会の全郵送化については、会員からも異論がありました。役員の間でもそれはちょっとやり過ぎじゃないか、それでなくても滞留している照会の処理がさらに遅延するのではないか、職員も混乱するんじゃないかなどの疑義が呈されていました。ただ最終的には、6階受付に大勢の人が集まる状態は何とか回避したいということで踏み切りました。審査をご担当頂いている先生方、そして何より23条照会を利用する会員の皆さんには、いろいろとご不便をおかけしたと思います。

刑事弁護に関しては、感染拡大当初、特に当番 弁護に関して、被疑者が罹患している可能性もあ ることから、行きたくないという担当者も出てく るのではないか、そうなったときに、この状況で は強要もできないということで、対応を考えまし た。ひとつは、確実に被疑者が感染しているとい う場合には、接見は断っても良い、ただその代わ りに、刑事弁護委員会で用意した、黙秘をアドバ イスする書面だけを差し入れてきてもらうように しました。もう一つは、どうしても当番出動した くないという方が出てきた場合に備えて、刑事弁 護委員会委員を中心に、もしそうなったときに代 わる人の名簿を、まあこれを「決死隊」なんて呼 んでいましたが、これを準備しました。ただ、大 変有り難いことに、実際に当番を拒否する方は、 僕が役員の間はいらっしゃいませんでした。これ

は非常に誇らしいことで、本当に刑事弁護に熱心 に取り組んで下さる大阪弁護士会の皆さんに感謝 したいと思います。

ただ、今後またこのような感染症の拡大が起こったときに、やはり接見は誰かが行かなければなりません。そこで、今後刑事司法野IT化の議論の中で、リモート接見の可能性も検討していくべきだと思います。

宮崎 副会長を経験した者としてお聴きしたいのですが、正副会長会とか副会長会は通常は役員室の隣の部屋で集まってやるのが当たり前だったのですが、最初の1回目からもう全然集まらないでWEB会議みたいなのでやっておられたんですか。

森 そうですね。副会長会、正副会長会共にリアルでやっていました。正副会長会に関しては出席者が多いため、広い部屋でやっていましたが、副会長会はこれまで同様に8階の役員室の隣の会議室で普通にやっていました。

宮崎 中嶋さんの時は今どんな感じでやってらっしゃるんですか。

中嶋 副会長会は、役員室の隣でやっていますが、 正副会長会になりますと事務職員と企画調査室の 室員全員が参加して人数が増えますので10階や12 階の広い部屋で行うという形になっています。

森 これは少しコロナとは関係ないのかも知れませんが、副会長の業務で一番大変なのは、決裁だと思うんです。副会長を経験された方はご承知でしょうけれど、各部署から副会長のところには、毎日山のように決裁が回ってきます。決裁は紙で来ますから、常に役員室で決裁業務を行わなければなりません。これを電子化すれば、会館に行けないときでも、決裁を滞らすことなく処理できるのではないか。そこで我々の年次で夏ころからいろいろと試して、導入への道筋を立てました。今年度において、現実化していくのだと思っています。これが導入されれば、副会長の負担も少し軽くなり、業務が合理化されるのではないかと思います。

宮崎 中嶋副会長、もうこれは進行してるんです

中嶋 まだ試用というかテストが今始まったところ

です。本来であれば年度当初からやるはずだった のですが、まだ試行中で全面実施には至っていま せん。森さんがおっしゃった様に全部電子化され たら副会長は会館に行かなくていいという形にも なりそうですが、会館に行かないということも難 しいですね。現に、副会長が全く会館に来ないと いうのは遠方への主張以外ではないように思いま す。実際に、決済書類を全部電子化しようとする とすごく分厚い書類を職員がPDF化しないとい けないという手間がかかります。すべての書類が すでに電子化されているのなら新たな手間はかか らないのですが、そうではない書類もあります し、外部から来る書類もあります。職員の手間も あり、全面的に電子化するというのはまだハード ルが高いと思いますし、実感として全面的という のは難しいのではというのが率直なところです。

それと、もう1つは決済が電子化されたからといって、副会長が会館に行かなくていいのかといいますと、そういうことでもないのです。やはり

会館に副会長がいるということ自体が割と大事な 所でもあります。実際、始終何か突発的なことが 起こる可能性がありますから。そのあたりのバラ ンスが重要になってくるかなと思います。8階の 職員の場合は、役員室の隣の部屋におられるの で、副会長が在席しているかどうかはすぐに確認 できるのですが、8階以外の職員は担当役員が在 席しているかどうかのランプをいつも見ておられ ます。いつ役員に相談に行こうかと見極めるため です。その意味で、基本的には会館にいてあげる というのが職員にとっても望ましいというか、求 められているともいえますが、これも電話を簡単 にできるようにすれば解消は可能です。いずれに しろ役員と直接に話したい相談もかなりあるとい うのが実感です。

宮崎 会長候補者である井崎さんが引き継ぎという ことになりますので、個別の気づきとしてとどめ ていただいて、このテーマは終わらせていただき ます。

第5部 会派の活動

宮崎 引き続き、会派にまつわるテーマで意見交換 などをしてみたいと思います。当然のことなが ら、コロナ禍は会派の活動にも大きな影響を与え ているわけですが、例えば親睦活動などには大き な影響を与えたのではないかと思います。

そうしますと、会派の活動として、会員相互の 親睦ということは重要な一側面を有しているわけ ですので、親睦活動のない会派の活動で残るもの は何なのということにもなるわけです。このよう な状態が続きますと、会派の存在意義のようなこ とにも関わってきかねません。この点は、直近の アンケートの回答にも現れているように思われる ところです。

この点、昨年度、幹事長を担われた大橋さんから、コロナ禍が始まる中で、会派運営を担わなければならなかった運営責任者として、運営に入る前の準備段階の頃のこととか、1年間運営してみ

て、それ以前の年度との比較などにおいて、工夫 したところとか、このままの状態が続くと会派の 実態感が希薄してまずいなと感じたところなど思 いつくところで構いませんので、ご説明いただ き、引き続いて本年度幹事長の林さんからも会務 運営についての現時点での懸念事項、改善事項な どを含めた所感などを述べていただきたいと思い ます。筆頭副幹事長の井崎さんからも補足するこ とがあればよろしくお願いします。では、最初に 大橋さんからお願いします。

大橋 外に出られないコロナ禍の中なんで、まずは 常幹会をチームズでやったんで。これは筆頭の中 嶋さんがとっても得意だったので常幹もみんな教 えてもらってうまく入れるようになってですね。 幹事会もそれでやることにしたんです。で春季総 会のあの投票システムは、短い時間でやるために あのGoogleアンケートの集計を使ったんですけ ど、オンライン投票まではできなくてリアルだったんですよね。結局まだそこまではちょっと直しきらなかったので、それは今年度に引き継ぎましたけども。まあできるだけ短い期間で顔を合わせずに、できることをしたんですけど。

その代わりチームズやズームもだんだん皆さん 習熟されてきて、使えるようになったので。

親睦もズーム使われたし、あと研修もしました よね? 離れた中でもズームやチームズっていう ツールを使って顔を合わせようっていうのはまあ 何とか追いついて行ったんじゃないかなっていう ふうに思いますね。

常幹でも、入れない人のためにどういうフォローするかみたいなことで、わからないことがあったら聞いてくださいとML上でも働きかけたりして結構そういうのを活用しようっていう方向ではやってたんじゃないかなと思います。

で、ただ本当に、これまでのやり方っていうのを2年やらないと忘れていきそうなんですよね。 リアルでやっていたいろんな企画で、食事はどう やって出すんだろうとか二次会はどう用意するか とか、そういうのがしばらく彼方に行ってしまっ てるっていうところありますよね。

あと新人さんとつながるっていう機会が本当 に、やっぱりリアルで持たないと人間関係って作 りにくいじゃないですか。

自分からは入りにくいだろうしっていうので、一番最後に新人の歓迎会を、コロナの波と波の間でですよね、やりまして。で、LINEででもつながってくださいということで、新人さんを一昨年の新人さんと昨年の新人さんとまあ2年分まとめて、やってみましたが、それがどんな効果をもたらしたのがちょっと検証できてなくて分かんないんですけどね。

林さんとか、その去年や一昨年の新人、どんな ふうに関係ができてるかってちょっと意識して関 わったりとかされてるんですか?

林 正直なところですね、会派の運営としてはもう 前年度でかなりやっていただいてましてですね、 まあ前年度の通りやってる、やればいいというよ うな現状ではありますね。幹事会や常幹会などは

WEBとの併用会議がもう当たり前みたいになっ てますし、その他もWEBを併用したような形で やっていけます。多分前年度はそこが手探りでご 苦労されたんだろうなと思ってます。大橋先生 に、その辺詳しくお話しいただけるのかなと思っ てたんですね。なので、私は何を話すのかなぁと 思ってたんです。今年やったこととしては、総会 で推せん委員をウェブ投票でやったということで すかね。あと今年は全然親睦企画はできてないん ですけれども、まあまあ何とか冬の総会にて、 WEB併用でのオークションをですね、あの司会 の手腕におんぶに抱っこで実現したいと思ってい るところです。会派の運営としては、なんか顔が 見えないところでしか交流できておらず、例えば 弁護士会委員会等との差別化があまりうまくでき てないなーと自分でも思うところで、まあそこら 辺を危惧しています。もうちょっと前には、もう ちょっと飲み会とかをして、会派はいろんなこと の潤滑油となるというかですねえ、弁護士会委員 会などとは違ったつながりを会派で作っていきた いと思っていますが、なかなか上手くいっていま せん。コロナ対応の部分は前年度でほぼ出来上が ってますので、それを踏襲して会派をきちんと運 営をした上で、もう少し任期があるので、さらに 会派ならではの何かができたらなと思ってます。

宮崎 筆頭副幹事長の井崎さんからも何か補足的に コメントできることがございましたらお願いしま す。

井崎 林先生からのご説明の通り、コロナへの対応については、前年度に道筋をつけていただき、今年度はそれを踏襲するだけでしたので、その点



の苦労は少なかったです。今年度はむしろ、コロナの体制から平常時にいかに戻していくのかが難しい課題だと思います。まさにいま、12月の定時総会の会食を実施すべきかどうかを、状況を見ながら執行部で議論しているところです。

あと前年度は親睦委員長でしたが、コロナ下で の親睦行事は、やはりやりにくかったです。ゴル フだけは辛うじて秋に一瞬落ち着いたときにリア ルでやりましたが、他のリアル企画は全く実施で きませんでした。あとはウェブだけです。一度目 は単なるウェブ飲み会をして、二度目はウェブで スマホアプリを使ったクイズ大会をしました。ど ちらもそれなりには盛り上がったのですが、リア ルの飲み会とは質的に全然違うものになりまし た。飲み会だとみんなが同時にあちこちでワイワ イ喋れますが、ウェブだと一人が話し、それを他 の人全員がじっと黙って聞く、また別の人ひとり が話し、それをみんなが黙って聞く、という繰り 返しになってしまいます。研修とかシンポジウム ならそれでいいですが。「親睦」とは親しみ合う とか仲良くするという意味らしいですが、一対一 ならともかく、大勢の場合には、ウェブではそう いう本当の意味での「親睦」を図るのは難しかっ たと思います。やはり何か行事をした後に飲み会 とかをして初めて「親睦」になるのではないかと 思います。

宮崎 前年度の大橋幹事長そして今年度の林幹事 長、そして筆頭副幹事長の井崎さんからご説明を いただいたわけでございますが、今の話をお聞き して今後の会派運営とか完全に開放し切らない抑制した状態の中で、こういうことができるんじゃ ないか、もっとこういう I Tツールなども使った らいいんじゃないかとかいうようなご意見とかアイディアのあるような方いらっしゃいますか。

安藤 難しいですね。会派の行事という事だけではなくて、コロナ禍において自分が人生の中で何か思いっきり楽しんで取り組めていることがあったかというと、密とかそういうものを避けつつでということで考えても、それほど無かったかなというところなので。会派行事のように、なかなか皆で集まってうまいこと何かできるというものを見

つけてないんですよね、まだ。

宮崎 一年半以上経って、これもやむを得ない制限された時間ではあったと思いますが、年会費24,000円というものも確実に払っている中で、金銭的に帳尻が合った感じが持てなかったような人も少なからずおられるのではないかと思います。これからも完全に解放されるというわけにはいかないんですが、来年度の幹事長になられる予定の森さん、何か思うところございますか。

森 昨年弁護士会の役員をやらせていただいて、そ の中で自治部門を担当したんですが、孤立してい るが故に不祥事につながってしまうような方も散 見されました。市民窓口で複数回苦情が上がって くる人については、会派で何とかフォローしよう と担当副会長が会派に情報を挙げて、会派として 対応することもあり、実際それで何とかなった事 案もありました。しかし、会派でも顔が見えない 会員についてはそのようなフォローもできない場 合があります。ですので、そういった孤立してい く会員をどうやってフォローしていくかは、こう いった現状ですと今まで以上に考えていかなけれ ばならないと感じました。その意味でも、会派の 親睦行事とかの行事は大事だと思うのですが、ウ ェブが中心となり、小さな画面でしか顔を見るこ とができず、直接会って話したりすることがなか なかできない。そのような中で会派として会員同 士の人間関係を維持するにはどうしたらよいか。 そこは、悩ましいところだなと思います。

宮崎 次年度幹事長予定者である森さんからもご意見を頂きましたので、完全に解放にはならない制約の中で何とかしていただけるものと期待を致しまして、このテーマにつきましてはひとまず終了させていただきます。

第6部 裁判手続の I T化

宮崎 引き続き、コロナ禍とは別に先行して、民事 訴訟法(IT化関係)検討部会で進められている 民事訴訟手続のIT化に関する議論状況につい

て、この前の10月15日の会議で18回を重ねられて おり、かなり終盤に近付いている感じがします が、この点について、大阪弁護士会の民事司法改 革検討・実現プロジェクトチーム 裁判手続等の I T化検討部会に所属して、この議論に関わって おられます清水先生、原田先生から、現在までの 検討部会の議論の検討状況、民事裁判の現場での 3つの e と言われる e 提出、 e 事件管理、 e 法廷のフェーズの進行見通しなどについてご説明を頂きたいと考えております。

そして、こうした議論が進められている中で、コロナ禍に襲われましたので、いやが応なく、裁判所の現場でも民事訴訟手続に反映させざるを得なくなった面もあるのではないかとも思います。そこで、現在行われている民事裁判の運営などに関してもこれまでとは変化した部分がありますので、述べおきたい意見とか、記録として残しておきたいような話があれば、皆様からもご発言をお願いしたいと思います。

また、民事裁判だけではなく、刑事裁判のIT 化に関しても民事裁判よりは若干遅れを取っておりますが、相当に急ピッチで議論が進められております。先般、大阪弁護士会とソウル弁護士会との間の意見交換会でも、テーマとして取り上げられておりました。韓国では、一部刑事裁判のIT 化が実施されているようでした。今月に催される近弁連人権大会でも、テーマとして取り上げられております。この点についても、森さんから後ほど簡単にでもご説明いただきたいと思います。

前置きが長くなりましたが、まず清水さんか原田さんから検討会で進められている民事訴訟手続きのIT化の議論状況及び現場実務での進行状況についてご説明をお願いします。

清水 民事裁判のIT化について、簡単に報告させてもらいます。

民事裁判のIT化は、3つ の内容から構成されていま



す。① e 提出 (e-Filing)、② e 事件管理 (e-Case Management)、③ e 法廷 (e-Court) の3つです。 e 提出は、訴状等の書面や証拠をオンライン提出 するというものです。 e 事件管理は、訴訟記録を オンラインで確認したり、期日管理をオンラインでしたりするというものです。 e 法廷は、裁判の

期日をウェブ会議で行ったりするというものです。

裁判のIT化のスケジュールなんですけれども、3つのフェーズに分けて段階的に実施するということになっております。フェーズ1からフェーズ3までありまして、フェーズ1は、現行法の下で争点整理手続なんかをウェブ会議でやりましょうという段階です。フェーズ2は、法改正をして実現可能になるような段階です。フェーズ3が、法改正に加えて、システム構築などの環境整備を行い、e事件管理やe提出も実現していきましょうという段階です。

フェーズ1は、皆さんご存知の通り、既に始まっていまして、令和2年2月から高裁所在地の8地裁、つまり東京、大阪、名古屋、福岡、広島、仙台、札幌、高松の本庁と知財高裁で運用が開始されています。令和2年5月からは横浜、埼玉、千葉、京都、神戸の各地裁で運用が開始されました。令和2年12月以降は全国の残りの地裁本庁で開始されたようです。支部については、順次運用開始予定とのことです。例えば、堺支部や岸和田支部は令和4年5月ぐらいに開始予定ということになっています。

フェーズ1では、マイクロソフトのチームズというソフトを使って弁論準備や書面準備といった 争点整理手続をウェブ会議で行っています。準備 書面の提出については、従来通り紙の書類を提出 しており、データ提出ではありません。

フェーズ 2 は、法改正が必要な場面で、令和 4 年度中の民事訴訟法改正に向けて法制審議会で議 論がされているところです。

フェーズ 3 は、システム構築とかの環境整備が必要なので、もうちょっと先の話になってくるのかと思います。ただ、フェーズ 3 を先行実施しようという話があり、今の民事訴訟法132条の10を使って、準備書面等を電子ファイルで提出するというのを先行実施する予定になっています。最高裁判所が開発した「mints」(民事裁判書類電子提出システム)というシステムを使うことになるようです。時期としては、令和 4 年 2 月から甲府地裁と大津地裁で試行運用が開始される予定です。

法改正の検討状況なんですけど、令和3年2月に中間試案が取りまとめられ、パブコメが令和3年5月に締め切られました。その後引き続き検討がされているという状況です。

検討中の法改正の内容を簡単に紹介させていただきます。

オンライン申立てについては、原則全員に義務化しようという甲案と、弁護士等の訴訟代理人だけに義務付けるという乙案、オンライン申立てをするかどうかは任意ですという丙案の3つが提案されているところです。日弁連は、いずれかの案によるのではなく、丙案、乙案、甲案を順次段階的に施行していくべきとの意見ですが、最終的には、原則全員義務化を目指して進めていくのかなと考えられます。

送達の手続もインターネットを使ってやってい こうという話になっています。現在は物理的に書 類が届くので分かりやすいですが、法改正では物 理的に書類を届けるのではなく、インターネット を利用した「システム送達」が提案されています。 その「システム送達」では、まず当事者や代理人 は電子メールアドレスを裁判所に届け出ることに なります。このメールアドレスを「通知アドレス」 といいます。裁判所は、電子書類を事件管理シス テムにアップロードし、通知アドレスにその旨を 通知します。当事者等が、その通知を受け取って、 事件管理システムにアクセスして、電子書類を閲 覧・複製した時に送達の効果が発生することにな ります。ただ、通知アドレスに通知されても当事 者等がずっとほったらかしにするという事態があ りえるので、その対策として通知発出後1週間が 経過する日までに閲覧又は複製をしなかった場合 には、その電子書類を閲覧したものとみなします というみなし規定も提案されているところです。

口頭弁論は実際に法廷に出頭するのではなく、 ウェブ会議でもできるようになります。弁論準備 手続についても、今は当事者のどちらか一方の出 頭が必要ですが、双方不出頭でもウェブ会議がで きるようにするといった内容になっています。

ウェブ会議による証人尋問は現行法でも限定的 に認められていますが、その要件を広げて、例え ば、相当と認める場合に当事者の異議がないとき にもウェブ会議による証人尋問が認められること になっています。和解の期日もウェブ会議で行う ことができるようになります。

裁判の記録はデータ形式で管理されるので、判決も電磁的記録で作成されるということになってきます。

最後に、法改正の内容とは違うんですけど、裁判のIT化には、非弁の問題も関係してきます。私は法七十二条等問題委員会に所属していますが、私が裁判手続等のIT化検討部会に入ることになったのは非弁問題の観点からの検討が必要だったからです。例えば、パソコンの操作を補助しますというITサポートという口実で、弁護士でない人が法律事務まで行ってしまうようなケースとか、ウェブ会議の場面で関係のない非弁護士がモニターの映らないところで同席して、当事者に指示を出したりして手続に関与するようなケースなどが考えられます。こういった非弁行為防止の観点からの検討も必要となります。

宮崎 今ほどのご説明を踏まえて、また現在の民事 裁判の運営の実情なども踏まえて、ご質問とかご 意見がございますでしょうか。では、私からお尋 ねします。最終的にITによる運用が行き着けば もう本当に大阪地裁でさえも、初回期日の入りか ら判決までほとんど出向かなくてもいい状態で裁 判が終わってしまうようなことにもなってしまう わけなんですかね?

私自身は、1つの手続きの姿としてそういうことになると思ってますけど、そうすると裁判所の法廷という箱モノが何か壮大な無駄なハコモノになりかねないことにもなるわけですから。

小池 これまた10年後に読み返すという観点からお 聞きするのですが、10年後には今おっしゃったような完全にWEB化されてほとんど裁判所にはい かないというふうになってるという予想をしているのですか。それともまだ10年じゃそこまではいってないのかなっていうような予想でしょうか。

原田 事件の種類や内容によっては、訴訟の開始から終了までウェブで完結するケースも、生まれて くる可能性はあります。ただ、リアルは、なくな りません。さきほど清水先生からお話があったように、民事訴訟法の改正の議論がなされておりますが、そこでは、ウェブで完結させる方向を目指していません。たとえば、証人尋問などにしましてもリアル法廷での実施を原則形態に据えていたかと記憶しております。例外として、一定の要件のもとにウェブでも尋問をできるようにしないか、という検討になっていたかと記憶しております。

辻村 ちょっと情報共有させていただきます。私、 民訴協議会っていう委員会に入っておりまして、 まあそこでも民事裁判のIT化について裁判所と 協議の場を持ったりしております。ちょっと前の 裁判所との懇談会の資料によりますと、裁判所は 一年半前ころから毎月2400件ぐらいはウェブ会議 で手続きをやっているようです。

あと利用状況として、裁判所の感覚的なところで言うと40%くらいの部では争点整理手続きの7割以上をウェブでやってますよっていう状況だそうです。かなり裁判官も積極的にウェブを活用し始めておられるということです。弁護士がウェブを拒否することもあるらしいんですが、それは2割ぐらいで、その理由としては、実際に行った方が良いという人が一番多く、続いて、ネット環境が充分じゃないとかウェブの経験がないので自信がない、というようなことだそうです。

宮崎 いずれにしても明らかなことは弁護士にとっては随分移動の時間を省略できるということとともに、20年前頃ですと調停や訴訟の期日の度ごとに出向くために要した移動交通費を依頼者に負担していただいていたのですが、これがかからなくなくて済むという意味で利用者の便宜にもなるんだろうなと思います。そういう意味では、進む方向は大筋間違ってないんだろうと思います。

話は変わりますが、司法書士業界では民事訴訟 手続のIT化に伴い、本人訴訟の補助的なサポートをしたいとか何か言っておられるんじゃなかっ たでしたかね。

清水 司法書士会は、本人訴訟の当事者のために、 IT面のサポートサービスを業務としてやってい きたいといったことを言っておりますね。 宮崎 わかりました。どなたか、この際にお尋ねしておきたいこととかありませんか。明らかに効率化されることは間違いなくて、私どもからすれば20年前の頃に出張とかしていた時代もある一面では悪くはなかったというか、懐かしい一面もありますが。

原田 I T化は、裁判所に足を運ばなくてもよくな るということで、移動の負担軽減もさることなが ら、立証の方法を増やす可能性もあるのではない かという話もあります。たとえば、リアルタイム のビデオ映像をウェブ会議につなげて裁判所に見 ていただければ、検証のハードルが下がります。 裁判官に足を運んで頂くことなく、現地映像を見 て頂くということができるようになります。ほか にもウェブサイトの内容を証拠提出する場合、現 状ですと、いちいちA4とかA3の用紙にプリン トアウトして提出していますが、そういった負担 が軽減されたりするのかもしれません。いまは、 民事訴訟法の改正に対して、懸念も発しつつ、他 方で、便利になることを期待した提言も、遠慮な くできる機会であると捉えられそうです。便利に なるところは便利になって、審理が充実すること を、そして業務の負担が軽減されることを、強く 期待しています。

小池 情報提供ですが、最高裁が12月から家事調停にウェブ会議を導入するというような報道があったようです。12月8日以降に東京、大阪、名古屋、福岡の各家庭裁判所で順次導入されるらしいです。調停の場面においてもWEB会議システムが今後始まるのですね。調停においても今後WEB調停が定着しているのかなというふうに思います。10年後どうなってるのかというのはちょっと楽しいかなと思ってます。

原田 ちょっとした補足になりますけれども、家事 事件、民事保全事件、民事執行事件、倒産手続に つきましても、商事法務研究会のほうで、IT化 研究会が設けられたところです。これらについて も、今後、IT化の検討が進められていくという 状況にあります。ですから、我々は、今後、不可 避に多岐にわたるIT化に関わっていく、対応し ていかなければならないということになりそうです。

宮崎 これから刑事手続のIT化に入らせていただきます。これも法務省の検討会議で相当にハイピッチで進んでいると思うんですけどこれについては、森さんからご説明をお願いします。

森 刑事司法分野のIT化については、民事関連に 比して進んでいなかったのですが、ここに来て突 然急ピッチで進もうとしています。今年2021年3 月31日に法務省において「刑事手続における情報 通信技術の活用に関する検討会」が設置され、そ こでIT化の議論が始まったのですが、その後す ごいスピードで議論が進んでおり、実際の導入に 向けて具体的な検討が始まっています。ただ、I T化の議論というと、ややもすれば単に手続の迅 速化や効率化、利便性が重視されがちですが、刑 事司法においては、第一義的に被疑者・被告人の 権利保障の観点が見過ごされてはなりません。そ こで、IT化の議論が、捜査機関や裁判所にとっ ての効率化や利便性の向上に偏らないように、弁 護士会として注視していく必要があります。

たとえば、現在議論されている中には、令状請求・発付手続のオンライン化というものがありますが、オンライン化により捜査機関が容易に令状を取得することが可能となることで、強制捜査がこれまで以上に安易に行われ、被疑者・被告人の権利侵害が増大される危険性があります。また令状請求において捜査機関がどのような資料を用いて請求を行い、裁判所がどのような判断過程により令状を発付したかが見えなくなり、令状審査のブラックボックス化が拡大する畏れもある。さらに強制捜査の現場からの追加発付請求や交付が容易となれば、強制捜査の範囲が際限なく拡大し、令状の一般令状化に繋がる危険性もあります。

また、情報通信手段を利用した捜査機関の活動、例えば被疑者の有するスマートフォンやパソコンなどから捜査機関がどこまで情報を取得することが許されるのかについても、規制のないままに捜査権限のみが拡大することの危険性を考えなければなりません。

その他、オンラインでの勾留質問の導入も検討

されていますが、現状でも形骸化している勾留質問がさらに形だけのものとなってしまうのではないかとの危惧もあります。このような拙速なIT化導入により危惧される論点については、十分な検討が必要です。

一方、情報通信技術を利用することにより、被 疑者・被告人の権利が拡充する部分もあります。 例えば、ビデオ通話等を利用した遠隔接見の導入 は、被疑者・被告人が弁護人の援助を受ける権利 を充実させることに繋がります。これは一般面会 にも波及されるべきです。また、捜査機関側の令 状取得のみをオンライン化するのでなくて、弁護 側の例えば勾留状謄本の交付もオンライン化すれ ば、即時交付が実現可能となります。さらに、デ ータによる証拠開示の導入により、謄写が不要と なり、証拠開示の負担が軽減され、被告人や弁護 人の防御活動が充実したものとなります。

このように、刑事司法野IT化には、被疑者・被告人にとってプラスの部分とマイナスの部分があり、これらを検証しながら、どこまでを選択していくのかが問われています。また、非常にプライバシー性の高い刑事記録をデータ化して流通させることになれば、弁護人の側にもより一層高い倫理観が求められることになります。そのようなことを含めて、今後十分に議論がなされるべきだと思います。

宮崎 刑事手続のIT化については時間の関係もありますので、森さんからのご説明にとどめさせていただきたいと思います。いずれにしましても、10年経った時には、今のこの時期が民事手続のIT化に関して大きな転換期を迎えた時だったということだけは、あとから振り返っても明らかなんだろうと思われます。

第7部 今後の予測・展望

宮崎 では、本日の座談会の最後のテーマと言いますか、締めくくりとして、参加者の皆さんから過去・現状を踏まえて、今後の弁護士という職業、弁護士会という職業団体、会派の在り様、各自の希望・展望などについて、10年スパンでも20年スパンでも構いませんので、お話を頂きたいと思います。冒頭の方でも示しましたが、法曹人口の長期間にわたる増加はほぼ動かない事実となりますが、そのような中において肝心の業務として経営的にも耐えられるのかということなども重要な予測を要する問題かと思います。

ちなみに、30年前の60周年記念の座談会記録を 読んでおりますと、今から振り返れば、いわゆる バブルが崩壊しつつあるという経済状況にあった わけですが、それでも、現在に比べると会員数は 少ない時代でした。それでも、座談会で、もっと も若手であった35期の桂先生は、「若手は待って いても仕事が来ない」などと発言され、すでに若 手会員としてマーケットを意識した業務の改革の 必要性とともに弁護士業務に対する一抹の不安を 述べておられたことで、不安というものはいつの 時代に身をおいてもあるものだということがわか ります。

また、業務改革をめぐっての意見も随分出ております。本当に、業務改革というのは、いつの時代でも、議論をし続けなければならないことがわかります。事業者としての生存本能のようなものでしょうか。専門表示と広告の問題、報酬問題と未だに解決しきれていないと思われる問題を喧々諤々と議論されており、当時の弁護士業界の問題意識とか課題を再確認するのに大変参考になる記録だなあ、と思って読んでおりました。

また、80周年記念座談会では、「多様化」というワードが出て来るのですが、この10年間で多様化してきたのでしょうか。企業内弁護士の数が著しく増加したことは明らかですが、それ以外に顕著な多様化はみられるのでしょうか。女性会員の

割合は20%足らずのところで頭打ちの傾向が続いていますが、変化を起こすためのクリティカルマスとしては、3割が望まれているはずです。ここに打開策はあるのか。

そしてこの「多様化」という点について、今後、「多様化」するという事柄、領域などがあるとすれば、どういうところでしょうか。

さらに、「弁護士の二極化」が進んでいるというご意見もありました。この「二極化」というのは、いくつもの切り口があると思います。単位会的にみると、東京一極集中が進んでいることは明らかで、私たちの業務も社会経済活動と必然的に連動するものなのでしょう。

そして収入の格差については、いつの時代でもあったことで、これは各会員のやりたい業務との関係で、その業務に納得していれば、それはそれで、会員個人の立ち位置の問題であって収入の差の是非を問題とすべきものでもないと言えたかと思いますが、今後も、そう言い切れるのかという局面に来ているのかもしれません。

会務とか会派への関わり方については、そこに 踏み込む会員と距離を取る会員は割合の違いこそ あれ共存していたわけですが、会派無所属の会員 が増加し続けているということは、弁護士会とか 会派という組織に対する会員の向き合い方に変化 が生じているのではないか。距離を取る会員が増 えていることは何となく空気でつかめる感じなっ て来ています。これは、一つの流れとしてやむを 得ないことなのか否か、否であれば、どう若手会 員に向き合っていけばいいのか、少なくとも10年 前にも懸念事項として問題提起されていたわけで すが、その傾向がさらに進んでいくことはないの か。

会派の伝統ともいえる「業務改革」への関心・ 取組みについて、アイデアとかあれば提案してい ただけないでしょうか。ここでは、業務の処理や 事件の獲得手法などに関してIT利活用のさらな る「二極化」も進むのではないか。全国規模で広告費をかけ、ネットワークを駆使して展開するような法律事務所には、さらに顧客が集まるという偏在化する流れも出ているようにも思われます。事件は均等には降ってこないで、集まるところに集まるのという経済法則には逆らえないのだろうか。民事裁判のIT化は、この傾向に拍車をかけるように思います。裁判所にほとんど行かなくてよければ、全国の事件の受任ができますからね。

一方で、忍び寄るリスクといいますか、業務領域へのさらなる浸食への懸念などもあればご指摘ください。30年前の60周年記念座談会でも、すでに問題提起されていました。司法書士業界などは、弁護士以上にロビー活動が盛んだとも言われています。司法書士連合会のHPを見ても、弁護士会と活動状況が重なっている部分がいくつもあります。

また、民間事業者などがDXを駆使した法的サ ービスを提供したとか。例えば、裁判の結果予測 するようなサービスが出て来るのか予測しえない 状況です。ちなみに、4年前頃に出版された英国 の研究者2名による共著で『プロフェッショナル の未来』という書籍があります。この内容の本旨 は、実用的な専門知識→標準化→外在化の進化の プロセスをたどれば、その専門的知識の価値が下 がり、サービスのコストが下がり、競争が激しく なるのだと。いわゆる「コモディティ化」すると いうことだと思いますが、一方で、「実用的な専 門知識は「非競合的(使ってもすり減ることがな い)」であるだけでなく、「累積的」であり、使え ば使うほど価値が増していく」とも述べられて、 「コモンズの悲劇」に向かうことはないとの希望 的観測も述べておられます。

ともかく、この際、当たるも八卦、当たらぬも 八卦のつもりで、ご自由にご意見を開陳していた だけませんでしょうか。よろしくお願いします。 では、以下にわかりやすく期の上の世代から、 お願いしていきましょうか。

小池 この座談会では話題に上がってきませんでしたが、AIが活躍しているのでしょうね。10年後に、判決をAIが書くということはないと思いま

すが、争点整理はAIがしているかもしれませね。また、AIによる裁判の結果予想はかなりの精度になって、AIで敗訴判定を受けた方が実際の裁判で勝訴するのは現在の控訴審での逆転勝訴くらいの確率になっていたりして……。もし、そんなことになっていたら、AIによる裁判はなくても、AI予想をそのまま受け入れざるを得なくなって、結果的に裁判そのものが少なくなっているかもしれません。もし、そのような状況になっていたら、弁護士としてどのように裁判に関与しているのか想像もつきません。

中村 私が関心を持っているのは「弁護士費用保険」の今後の展開です。弁護士費用保険制度は 2001年に開始されて今年で20年経過し、交通事故 分野のLAC取扱件数は年間 4 万件を超えるまで になっており、保険会社から弁護士に対して支払 われる弁護士報酬も相当額になっている事実があ ります。多くの若手弁護士が、熱心に取り組んで いる分野だと思います。

10年後もこのような状態が続けば良いのですが、交通事故の発生件数は、この10数年毎年減少していますし、今後急速な発展が予想される「自動運転技術」や「運行支援技術搭載車の普及」によって、交通事故発生件数の減少が加速すると(ここまでは確実だと思われます)、近い将来(10年後位)には、「交通事故訴訟も減少する」ことが予想されるのではないかと思っています。そして、交通事故訴訟が「減少傾向に転じる」と、「交通事故訴訟分野での弁護士報酬減少する」という意味で、弁護士業務にも大きな影響を与えると考えています。

そういう現状認識を前提として、交通事故のLAC制度に代わるものとして、「中小企業向けの弁護士費用保険」等が検討されていると考えたいのですが、現状では相当特殊なものが一部販売されているだけで(販売実績も乏しい)、中小企業向けの「一般的な弁護士費用保険」というものは存在していません。そういう現実が「10年後には変わっている」と予想できれば良いのですが、中小企業自体の「保険に対するニーズが乏しいのではないか」といった点が懸念されることもあっ

て、私にはその確信が持てません。ただ、この分野に関心はありますので、今後も勉強したいとは考えています。

大橋 弁護士の女性比率は、40%台に乗っていることを望みますが、順調に伸びるかどうかはわからないです。企業や公務員への就職のための資格として、司法試験に合格する、ということはあるかもしれません。法的なものの見方を身に付けるということは、社会生活で身を守るのに大変役に立つと思うのですが、性別問わず、それをどう魅力的に知らせていくかというのが大事ですよね。宣伝力は、守秘義務のある弁護士にはなかなか押し出しづらいところがあるのですが、何か工夫していかないといけないと思います。

弁護士への信頼は、弁護士業務の基本なので、これを守るために弁護士会がどういう活動をするかというのがすごく大事だと思います。優秀な人の集まりだというのは日々実感するところでして、その力の一部を弁護士会を支えるのに提供するという気持ちがみんなにあれば、弁護士会の進路も安泰なんですけど。会務をみんなが少しずつ担えて、場合によっては役員もやって、ああいい経験ができたなあ、という会であってほしいです。法友は、それを一会派レベルででも実現して、弁護士会の推進力になっていけたらと思います。

林 昔から弁護士は、ある種の職人だと思っています。様々なツールが出てきて、取り巻く環境も変わっていますが、本質的なところはそれほど変わっていないと思いますし、今後も変わらないと思いたいです。海千山千の社長達に、バッチを付けた途端に「先生」と呼ばれる仕事です。なぜ、弁護士という仕事を選んだのかを思い返し、研鑽しないとなぁ、って思います。この先も、弁護士はそういう仕事であって欲しいですね。

また、ツールが充実することで、裁判がもっと速くならないかなぁ、なんて思っています。2週間くらいで期日が入り、半年くらいで判決までいくようになれば、もっと使い勝手がよくなって、報酬がもらいやすくならないかなぁ、なんて。自分の首を絞めているかもしれませんが。

森 コロナ禍は、社会の在り方を変えると共に、弁

護士業務にも様々な変革をもたらしました。IT 化の拡充、殊にリモートによる会議が一般にも広 がり、遠隔地のクライアントであっても、依頼を 受けることが可能となりました。また裁判もIT 化されることにより、大阪以外の裁判所での裁判 の受任もそれほど時間的・経済的負担なく対応可 能となります。そういう状況下では、一定のIT スキルを持つことが必須となる一方、遠方のクラ イアントであっても、他の弁護士と差別化を図れ る特化した分野があれば、依頼が来る可能性が高 まります。この状況は、コロナが終息したとして も止まることなく加速度的に広がっていくでしょ う。そこで、これからは、これまで以上に、売り にできる分野や、他と差別化を図れるようなサー ビスを提供できる弁護士が生き残っていくことと なるでしょう。

一方、リモートの拡大により、人と人とのふれ あいが希薄化していくことには懸念も覚えます。 特に個人事件等では、たとえリモートが中心とな ったとしても、できるだけ依頼者に寄り添い、こ れまで以上に誠意を持って依頼者へ対応すること が必要となるかと思います。

上記の状況は、弁護士会や、会派活動にも当てはまります。リモートの拡充により、効率的な会務や会派運営が可能となるとしても、それだけに頼るのではなく、会員同士のリアルな繋がりをどう保っていくかが重要となります。その意味で、弁護士会における会派の意義は、そういったリアルな人と人との繋がりを媒介する「場」として、これまで以上に重要となるかと思います。

中嶋 10年前と比べてもIT技術の進歩は目を見張るものがあります。法曹会でいえば、便利に利用する人もいたけど、人によって様々でした。このような意識を一気に転換させたのがコロナ禍でした。10年後にはDXは過去のもの、当然のこととなっているのでしょうね。危惧するのはAIの進歩による紛争解決手段の多様化によって、弁護士の出番も減ってくるのではないかという点ですが、引き続き注視していきたいと思います。とはいえ、いくら技術が進歩しても、双方向の情報伝達の技術が進歩するに過ぎず、紛争の本質や弁護

士に必要とされるスキルが変わることはないと思います。変わらず研鑽は必要ですし、たまにはとことん勉強して論文や書籍の執筆を続けていけるように頑張ります。

10年経てば30年選手ですか、ちょっと想像もつかないですが、一日一日の積み重ねを頑張ります。

井崎 依頼者や弁護士がパソコンのキーボードや画 面のタッチパネルなどを操作しながらAI技術を 利用しているうちは、少なくとも法曹業界では劇 的な業務の変化はないのかなと思います。大阪弁 護士会のe相談サイトの立上げに関与しました が、事件類型毎の相談フォームを作るのが結構大 変でした。結局、専用フォームは「離婚」「借金 ・債務整理」「遺言・相続」「交通事故」の4類型 だけにし、それ以外は相談内容を自由に記載して もらう形にしましたが、自由記載だとどうしても 弁護士が聞きたい情報が一度には書かれないこと が多いです。専用フォームにしても、面談相談に 比べれば必要最小限の情報に止まります。e相談 を経験すると、面談相談で我々弁護士がいかに膨 大な量の情報を処理し、膨大な回数の判断の積み 重ねをしているのかが分かります。結局、AIの 頭脳がいかに発達したとしても、判断に必要な情 報を人間がきちんと伝え、あるいはAI側が人間 から臨機応変に引き出すことができなければ、十 分にその機能を発揮できないように思います。た だ逆に言えば、今後、自動音声認識技術が発達し、 AIも流暢にしゃべり、依頼者とAIが普通に会 話できるようになれば、いよいよ我々の職域も危 ないのかもしれません。

辻村 80周年の座談会には比較的若手の立場で勝手なことばかり言わせていただきましたが、10年経っても精神的な成熟は見られず、恥ずかしながら同じようなことばかり言っています。この10年の間に、80周年のころは健在だった、私が最も敬愛する師匠小寺一矢先生も、大学時代から一方的に尊敬していた滝井繁男先生もお亡くなりになりました。会派の中で、先輩方から本当に多くの貴重なお話と愛情をいただいていたことに改めて気付かされます。そうした素晴らしい方々と一緒の空

気を吸っているだけで賢くなった気になったり、 掌の上で子どものように無邪気に楽しく過ごして きたのです。会派の活動の源泉は利害を超えた人 の繋がりではないかと思います。偉大な先輩方の ようにはいきませんが、ここからは自分のできる 範囲で後輩の皆さんに寛ぎとか学びとか何かを与 えられるよう、貢献していきたいものでございま す。

山田 10年前、法友倶楽部創立80周年記念を祝って いたころには全く想像もしなかった事態に陥り、 その中で今回の90周年を迎えました。その中で も、WEB会議やIT裁判が進んだのは、不幸中 の幸いであったと思います。WEB会議の導入で 非常に便利になり、また移動時間等の節約になっ たのはとても有益ではありますが、他方で、お相 手のお顔を直接見て話す機会が減り、またお食事 やお酒をご一緒する機会が減ったのは、とても寂 しいことでした。最近、コロナ禍が落ち着きを見 せ、リアルでの会合などで、久しぶりにお会いす ることができ、如何に、この2年間寂しかったの かを痛感しています。10年後、法友倶楽部が100 周年を迎える際には、どのような世の中になって いるのか、想像もつきませんが、今後より進歩す るであろうIT技術の発展に頑張ってついていき つつも、人と人とのつながりも大切にできる世の 中になっていれば良いなと思います。

原田 技術が取り入れられても、弁護士の紛争代理の本質的なところは、おそらくそれほど変わることはなく、何かにとってかわられることもないだろうと楽観的に考えています。チャットやウェニケ会議の普及で依頼者との対面ならざるコミュニケーションが簡単になっていくと、レスポンスを売りにしているところもありますので、どこかを超えると苦しくなっていかないか、ちょっと心配になり始めています。また、証拠なども、収集にさる情報や資料がどんどんと増えていって、逆になって取捨選択していくのか悩みのタネにならやって取捨選択していくのか悩みのタネになっていきそうな予感もします。スピードと情報量になっていきそうな予感もします。スピードと情報量になっていきそうな気がしています。

深田 今、弁護士16年目になり ます。10年前の私は、会派や 弁護士会とはあまり関わりが ありませんでした (親睦委員 会の委員程度)。しかし、平



成30年に会派の常任幹事になり、同時に司法委員会にも関わるようになりました。10年後、20年後、自分がどうなっているのか、楽しみ2割、怖さ8割です。

弁護士業の方は、今後IT化が進むことで、無駄なものがなくなり、手続の迅速化・合理化はどんどん進むでしょう。しかし、その波に乗ることができない人たちの権利保護も同時に考えないといけないと思っています。また、依頼者には、話下手な人、証拠資料を探すのが下手な人もたくさんいます。そのような方々の癖を見抜き、有益な話を聞きだし、真意を探りつつ、証拠資料を準備する。このようなことは、生身の人間の地道な努力無しにはなしえません。つまり、時代がいくら変化しようとも、弁護士には、このような地道な作業が必要であることに変わりはありませんので、これまでと同じく、依頼者に寄り添いつつ、弁護士業をしていく所存です。

松田 裁判のIT化が進み、現在、手持ち事件のうち大阪地裁に係属している事件では1件を除いてすべてTeamsによるオンライン期日になっています。裁判所まで往復1時間の距離にある事務所に所属する身としては、移動時間が節約できて、大変ありがたく思っています。10年後には、IT化がさらに進み、裁判所に行く機会は稀になり、郊外型の事務所が一層増えると予想しています。

また、今は育児と仕事の両立に四苦八苦している状況にありますが、10年後にはそれに介護が加わっているかもしれませんので、FAXが過去の遺物になって、郵便がEメール等に置き換わり、より一層、時間や場所の制約なく働くことができる環境が整っていることを願っています。

安藤 コロナ禍の2年で、民事裁判のIT化やWEB会議の普及など、日々の業務に大きな変化を感じています。我々の業務そのものには大きな変化はないのかもしれませんが、WEB会議を利

用した相談対応や、証拠資料などのデジタルデータ化など、社会の変化にあわせて対応をしていかなければならないことは多いだろうなと思っています。

10年後の予測ですが、社会全体のIT化が進んで、各種の証明などもITを利用したものに変わっていくと、職印を使う機会がなくなり、印鑑証明書の存在が昔話になっているかもしれません。また面談での打ち合わせの機会が減少するでしょうから、相談室を設けない法律事務所が増えたり、事務所外で仕事をする弁護士が増えたりといった変化はあるのではないでしょうか。ある程度の規模の法律事務所であれば、事務所組織の中で弁護士の職務分掌が進むということもあるのではと想像しています。

清水 争点整理手続がウェブ会議で行われるなど民事裁判のIT化は既に始まっていますが、今後法改正がされ、さらに民事裁判のIT化が進みます。民事裁判のIT化により利便性は向上しますが、他方で直接主義等の民事裁判の諸原則との整合性をどう図るか、IT化が非弁活動の温床を生むことにならないか等多くの問題が考えられます。IT化により、民事裁判が現行制度よりも後退したものになってはいけません。我々弁護士は、今後IT化された民事裁判が実施されていく中で、裁判の原理原則を忘れずに、適切な裁判の運用がされるよう日々チェックしていかなければならないのだろうと思います。

酵 今回、コロナの大流行という全く想定していなかった状況を、自治体内弁護士として経験してみて、緊急時に、各自治体がどれだけ多くの意思決定を迅速にする必要に迫られるのかを間近で見ることになりました。たとえば、先ほどの話題にあった給付金などについても、まずは、各自治体がルールを策定しなければなりません。誰に、どんな手続きで、どのような給付をするのかを考え、必要に応じて条例や規則、要綱を作り、書式を作り、周知する必要があります。どの場面でも、法的な助言が求められます。緊急時に、行政の機能が麻痺したり、対応できない自体に陥ると、ただでさえ混乱の中にある人々の生活に多大な支障が

でます。一人でも二人でも、自治体内に弁護士がいることは、とても大切だと考えています。5年後、10年後には、今より多くの弁護士が自治体で活躍していればいいなと思っています。

吉鹿 当社は125年続いた会社で、創業以来ずっと、 工場も管理部門も、毎朝全員で体操、社歌斉唱、 社是唱和、社員スピーチからなる朝礼を行ってい ましたが、これがコロナで崩れました。勤務時間 も形態も、よりフレキシブルなものに変わりつつ あります。もっとも、会社の理念を時代に合った 形でどのように浸透させていくのか、というお題 は別のものとして残ると思います。今の若い人は 自分のキャリアについてとても真剣に考えている ので、企業も法律事務所も、旧来型のマネジメン トのままでは、優秀人材を採用し、リテインする ことが難しくなることは確かです。多様性のある 組織をどのようにマネージして、最大の結果を出 すかというのは、どの企業にとっても大きなチャ レンジになると思います。

インハウス弁護士の10年後というところでは、 法律事務所の弁護士と同様またはそれ以上に、キャリアを積むということに対する関心は高いです。かつては事務所からインハウスはあっても、インハウスから事務所へのキャリアチェンジはあまりないと言われていましたが、現在これも変わ ってきています。例えば、インハウスとして取締役会の一員となり、その後大手事務所に入られて業界の知識を活かして活躍しておられる弁護士の先生もいらっしゃいます。「リボルビング・ドア」という言葉を使う方もありますが、企業、法律事務所、政府機関等、また留学、海外事務所勤務等をそれぞれのキャリアの中でどう位置付けていくか、弁護士一人ひとりが考える時代になっていますし、この流れが加速すると思います。

中島 もともと機運が高まっていたとはいえ、今般のコロナ禍で裁判のIT化が一気に進みました。これから10年間も、我々の予想もしない方向から大きな制度改革がいくつも成し遂げられるのであろうかと思います。人口が減少し、内需が激減していく今後10年であっても、市民や企業から「なんだかんだ言って弁護士は絶対に必要ですよね」と言われているよう、弁護士として、法友倶楽部の会員として、大阪弁護士会の会員として、日々を精一杯過ごしていきたいと思います。さらに願わくば、法友倶楽部が100周年を迎える9年後、例えば拡大幹事会のビアパーティーで、「あの頃は大変だったけど最近は会派活動が活発になりましたね」と笑いあえる状況になっていることを望んでいます。

第8部 おわりに

宮崎 以上を持ちまして、法友倶楽部創立90周年記 念座談会を終えさせていただきたいと思います。 本日、ご参加の皆様、大変お疲れ様でした。将来 予測の中には、当たればいいものもありますし、一方で当たれば困るものもあります。 1 年延期と

なりましたので、次の100周年までは、残すところ9年ばかりですが、9年後に、当たり外れを楽しみに待ちながら、座談会を終わらせえていただきます。皆さん、どうもありがとうございました。

新型コロナ関連月表

		新型コロナウイルス関連	政治・経済・社会関連その他
2019年			
12月	31⊟	●武漢市政府、ウイルス性肺炎発症を発表	
2020年			
1月	16⊟	●日本初の新型コロナウイルス感染者を確認	
	240	●関係省庁連絡会議開催	
	24⊟ 25⊟	●国内の感染者2例目を報告	
	25⊟ 28⊟	● マスクの販売が急増● 新型コロナウイルスを指定感染症に指定	
	20□	●奈良県のツアーバス運転手の感染確認	
	29⊟	●武漢市へ政府チャター機、第1便到着	
	30⊟	●新型コロナウイルス感染症対策本部を設置	
2月	1⊟	●香港政府、ダイヤモンド・プリンセス号の乗客が新型コロナウイルスに感染を 確認	
	3⊟	●ダイヤモンド・プリンセス号、横浜港に到着	
	4⊟	●ダイヤモンド・プリンセス号にて、10名の感染者を確認	
	13⊟	●日本国内で初の新型コロナウイルス関連の死者を確認	
	14⊟	●都内の屋形船の従業員の感染の確認	
	19⊟	● ダイヤモンド・プリンセス号から陰性と判明した客の下船を開始	
	20⊟	●日本国内で初の新型コロナウイルス感染症の死者を確認	
	27日	● 3月2日以降、全国の小中高学校と特別支援校に対して春休みまで休校要請	● スポーツ・文化イベント等について 2 週間の中止、延期
	29⊟		● 東京ディスニーランド、臨時休園
3月	5 🖯	●大阪で、先月開催されたライブハウスでクラスター(集団感染)発生との発表	
	6⊟ 9⊟	● PCR検査の保険適用開始 ● 厚生労働省の専門家会議は、集団感染が確認された場所は三つの条件を満たす場	
	20	所や場面だとし、それらを避けるように要請。1. 換気の悪い密閉空間 2. 多くの人が密集 3. 近距離 (互いに手を伸ばしたら届く距離) での会話や発声。それ以降、政府も「3つの密」の回避の呼びかけ。加えてこまめな手指衛生と咳エチケットの徹底、共用品を使わないことや使う場合の充分な消毒を感染予防の観点から強く推奨。	
	10⊟	●国民生活安定緊急措置法の政令を改正してマスクの高額な転売禁止(罰則付き)	
	11⊟	●新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案が成立	● 選抜高校野球の中止発表
	19⊟	●吉村大阪府知事、井戸兵庫県知事、20日からの3連休の不要不急の往来自粛要請	
	24⊟		●東京オリンピック延期を決定。安倍首相、IOC、東京五輪を2021年夏までに開催することで合意
	27⊟	●全国での1日の新規感染報告者数が初めて100人を超え	
4月	1⊟	●安倍首相、布製マスク2枚を全世帯に配布方針を発表	
	2⊟	●世界の感染者が100万人を超える	
	3⊟		◆大相撲夏場所の延期を発表、プロ野球、開幕延期を発表
	4⊟	●東京都、1日あたり初めて100人を超える感染者を確認と発表	ノロ封塚、州帝延州で光衣
	7H	● 7 都道府県を対象に5月6日まで緊急事態宣言を発令	
	10H	●東京都、神奈川県、埼玉県、休業要請を発表	
	13日	●大阪府、兵庫県、休業要請発表	
		●病床数ひっ迫により借上げホテルにて軽症者・無症状者の受け入れ開始	
	18⊟	●国内の感染者が1万人を超える	
	24⊟	●吉村大阪府知事、休業要請に応じないパチンコ店の店名・所在地を公表	
5月	4⊟	● 緊急事態宣言を全都道府県で5月31日まで延長	
	8⊟		● ANA、2021年度新卒採用の中断を発表
	14⊟	 ■ 緊急事態宣言を39県で解除、8都道府県で継続 ■ 吉村大阪府知事、兵庫県知事、京都府知事、16日から休業要請緩和を発表 	
	20⊟		● 文春オンライン、黒川東京高検検事長が 賭け麻雀をやっていたことを伝える。

255	新型コロナウイルス関連 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	政治・経済・社会関連その他
25E 6月 19E		プロ野球のセ・パ両リーグが約3か月 遅れで開幕
24E	● 専門家会議の廃止を発表	XE1 6 C 713475
28E		
7月 1E		● 東京ディスニーランド、営業再開
2E	● 東京都、5月2日以来の新規感染者数100人超え	
3E		●「岸和田だんじり祭」中止が決定
10E		
176		●「GoToトラベル」割引対象から東京 都発着の旅行の除外
22E		●「GoToトラベル」開始
29F	● 7月下旬頃から第2波が始まる。8月にピーク● 全国の1日あたりの感染者数が初めて1000人超え、国内の死者が1000人超え	
30F		
30L	日まで時短要請	
	● 吉村大阪府知事、8月6日から同月20日までミナミの一部地域の飲食店の休業 と時短営業要請	
8月 11日	● 世界の感染者が2000万人を超える、国内の感染者が5万人を超える	
28E		●安倍首相、辞職を表明
9月 14日		● 菅官房長官、自民党新総裁に選出
16日		●菅内閣発足
10月下町 11月 5F		「ユーキャン新語・流行語大賞」候補
		30語でも、「3密」の他に「アベノマスク」「ソーシャルディスタンス」「PCR検査」などの新型コロナウイルス関連の用語がノミネート
12月 1日		● 年間大賞として「3 密」が選ばれた。
31E	3 ●東京都で1日の感染者数1353人と過去最多を記録	
2021年		
1月 7F	● 東京都で1日の感染者数2520人と過去最多を記録	
	●第2次緊急事態宣言の発令 (1月8日~2月7日)	
2月 2日	● 緊急事態宣言の延長 (3月7日まで) を発出	
3月 5E	● 緊急事態宣言の延長(3月21日まで)を発出	
21E		
4月 5E		
上旬	●第4波(4月19日~5月30日)が始まる。4月下旬にピーク一人下のでは1日の感染者が1000人を超える日が続き、医療提供体制がひっ迫。	
中旬:	~ ● 人似では「日の感染者か1000人を超える日が続き、医療提供体制がひつ迫。 「変異 (デルタ型) ウイルス」の拡大	
25	● 第3次緊急事態宣言の発令 (4月25日~6月20日)。但し、地域によってまちまち。以降、延長の繰り返し	
7月~	●第5波 (7月19日~9月20日) が始まる	
23E		● 東京オリンピック開幕 (~8月8日)
8月 20日	● 全国の1日あたりの感染者数2万5992人で最多となる	
24E		東京パラリンピック開幕 (~9月5日)
9月 30日		
10月 31日		●衆議院選挙。自民党単独過半数獲得。維新の会が著しい躍進。
11月 1E	■ 感染者数は大幅に低下、ワクチン接種率も進んでいると感得できる状況。	
, ,	接種率に関して、全体では1回目が77.5%、2回目が72.0%、高齢者65歳以上に限定すると、1回目が91.6%、2回目が90.7%まで進んでいる状況	

(補足) 国内での感染が始まってから感染者が50万人を超えるまでおよそ1年3か月(2021年4月9日まで)を要したが、100万人を超えるまで、8月6日までとなるが、4か月で到達し、100万人となってから150万人を超えるまではわずか26日(8月7日~9月1日)で到達。

【資料1】弁護士人口将来予測-2022年に新規法曹を1500人にした後1500人を維持-

(2022年に司法試験合格者数 1,500人)

(2022年に可法試験合格者数										
年	①法曹三者 の総人口 (人)	②新規法曹 資格者 (前年の司法試 験合格者数) (人)	③ 43 年前 修習終了者 (人)	④弁護士 人口 (人)	⑤弁護士 増加数 (前年比) (人)	⑥ 43 年前 新規弁護士 登録者 (人)	②国民人口 推計 (千人)	⑧弁護士1 人あたりの国民数(人)		
2019	45,868	1,487	537	41,118	1,629	490	126,167	3,068		
2020	46,939	1,502	487	42,164	939	488	125,325	2,972		
2021	47,926	1,450	463	43,115	951	427	124,836	2,895		
2022	48,961	1,500	465	44,091	976	449	124,310	2,819		
2027	54,105	1,500	436	48,954	1,006	419	121,240	2,477		
2032	59,308	1,500	470	53,792	939	486	117,616	2,187		
2037	64,205	1,500	594	58,491	919	506	113,535	1,941		
2042	68,198	1,500	729	62,406	765	660	109,131	1,749		
2047	70,022	1,500	1,178	64,121	182	1,243	104,616	1,632		
2052	67,796	1,500	2,346	61,844	- 837	2,262	100,135	1,619		
2057	64,913	1,500	1,973	58,782	- 548	1,973	95,622	1,627		
2058	64,647	1,500	1,766	58,376	- 406	1,831	94,702	1,622		
2059	64,385	1,500	1,762	57,921	- 455	1,880	93,775	1,619		
2060	64,322	1,500	1,563	57,673	- 248	1,673	92,840	1,610		
2061	64,305	1,500	1,517	57,444	- 229	1,654	91,897	1,600		
2062	64,318	1,500	1,487	57,240	- 204	1,629	90,949	1,589		
2063	64,316	1,500	1,502	57,238	- 2	1,427	89,994	1,572		
2064	64,366	1,500	1,450	57,285	48	1,378	89,036	1,554		
2065	64,366	1,500	1,500	57,285	0	1,425	88,077	1,538		

【注】2022年から 2057年までは5年置きで表示。

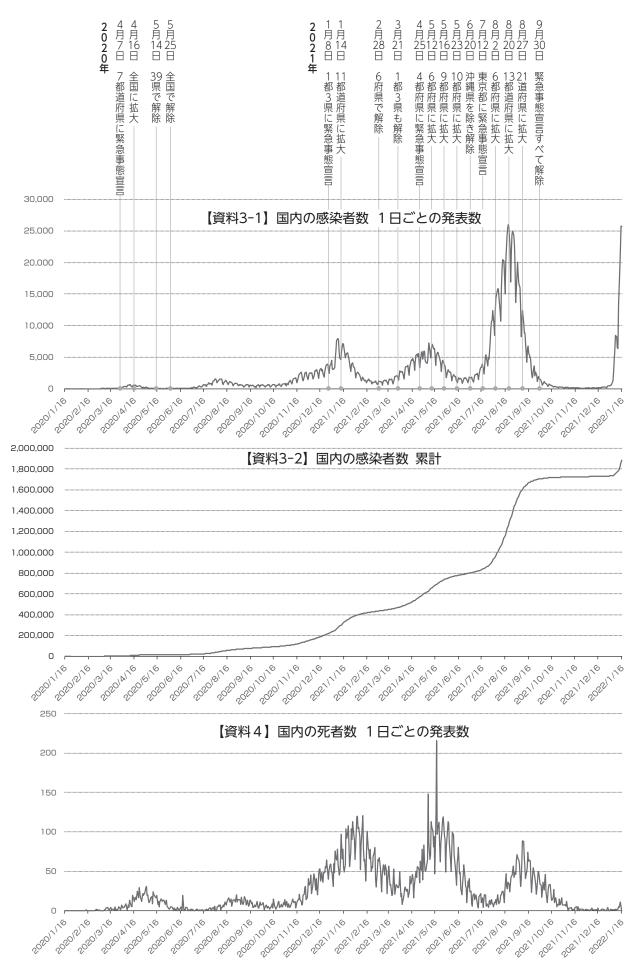
【資料2】弁護士会別年間弁護士登録者数

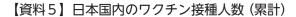
年 度	1990	1995	2000	2005		2010		2017		2018		2019	
(人)	総数	総数	総数	総数	内女性数	 総数	内女性数	総数	内女性数	総数	内女性数		内女性数
札幌	10	6	15	22	3	50	8	33	11	27	6	22	5
函館	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	2	1
旭川	0	0	0	1	0	2	0	0	0	1	0	3	1
釧路	0	0	1	3	0	3	0	2	0	1	1	0	0
小計	10	6	17	26	3	56	8	35	11	30	7	27	7
仙台	5	5	10	11	1	30	5	18	4	17	5	13	1
福島県	0	2	4	3	0	14	2	5	0	6	0	5	2
山形県	1	1	0	3	0	6	2	2	1	3	1	2	1
岩 手	0	1	0	2	0	3	0	2	0	3	3	1	0
秋 田	1	1	2	4	1	1	1	0	0	0	0	1	0
青森県	3	0	1	1	0	5	0	1	0	1	0	4	1
小 計	10	10	17	24	2	59	10	28	5	30	9	26	5
東京	106	125	303	233	55	412	111	367	84	351	87	311	90
第一東京	70	74	225	211	58	239	55	300	81	349	88	330	77
第二東京	63	76	229	184	37	316	91	274	62	262	64	312	78
神奈川県	13	26	52	39	10	89	30	67	16	50	8	52	11
埼玉	10	18	19	25	3	42	13	37	7	25	4	31	7
千葉県	8	10	23	19	2	35	8	32	8	34	7	25	7
茨城県	3	1	3	7	0	13	3	13	3	9	2	8	0
栃木県	3	3	4	3	2	18	2	7	3	8	0	5	1
群馬	3	3	3	4	1	17	5	13	5	7	2	11	1
静岡県	2	3	8	6	2	21	5	15	2	11	2	15	2
山梨県	0	5	2	2	0	8	2	2	0	5	0	2	2
長野県	5	1	6	4	0	18	3	0	0	7	2	5	2
新潟県	5	3	6	3	0	10	2	7	1	6	0	3	1
小計	291	348	883	740	170	1,238	330	1,134	272	1,124	266	1,110	279
愛知県	27	23	45	45	7	106	26	82	15	64	10	80	14
三重	4	2	6	2	1	13	2	3	1	3	0	5	1
岐阜県	2	2	3	2	0	9	0	7	1	1	0	5	0
福井	0	0	2	2	1	10	3	3	0	5	0	2	0
金沢	1	2	5	5	0	6	0	6	1	4	0	3	0
富山県	1 35	0 29	63	3 59	0	5 149	1 32	103	0 18	4 81	1 11	1	0 15
大阪	86	90	188	122	24	222	61	173	42	173	42	96 166	42
京都	10	8	24	18	4	36	12	31	11	31	5	37	9
兵庫県	11	15	35	24	4	55	12	33	4	37	10	23	6
奈 良	2	5	12	8	1	4	0	2	0	6	10	1	1
滋賀	0	1	3	1	0	9	1	8	3	2	1	4	1
和歌山	0	1	5	1	0	13	5	1	1	4	0	3	0
小計	109	120	267	174	33	339	91	248	61	253	59	234	59
広島	3	7	15	11	3	34	9	9	0	15	3	17	6
	2	3	2	7	2	13	3	5	0	3	3	4	1
岡山	6	8	10	9	0	31	9	13	5	16	3	15	8
鳥取県	1	1	0	2	0	4	0	2	1	2	1	2	0
島根県	1	0	0	2	1	4	0	1	0	2	0	1	1
小計	13	19	27	31	6	86	21	30	6	38	10	39	16
香川県	3	1	1	3	1	11	2	5	2	7	2	5	2
徳島	2	0	1	0	0	3	2	1	0	2	0	1	0
高知	2	0	2	2	2	4	2	0	0	0	0	1	0
愛媛	1	3	5	4	1	13	1	2	1	3	1	2	0
小計	8	4	9	9	4	31	7	8	3	12	3	9	2
福岡県	17	20	46	28	3	66	11	55	9	58	10	64	18
佐賀県	0	1	3	2	0	9	2	5	1	2	0	2	1
長崎県	1	2	1	7	2	12	2	2	0	3	0	0	0
大分県	2	1	2	6	0	11	3	2	2	1	0	5	0
熊本県	5	6	5	10	1	12	2	6	2	7	3	3	
鹿児島県	0	2	4	4	1	17	2	6	1	6	2	7	
宮崎県	0	0	2	3	0	7	3	5	0	0	0	2	
沖 縄	0	9	4	8	1	9	1	6	0	9	0	5	1
小計	25	41	67	68	8	143	26	87	15	86	15	88	21
年度合計	501	577	1,350	1,131	235	2,101		1,673	391	1,654	380	1,629	
		*b/=1-											

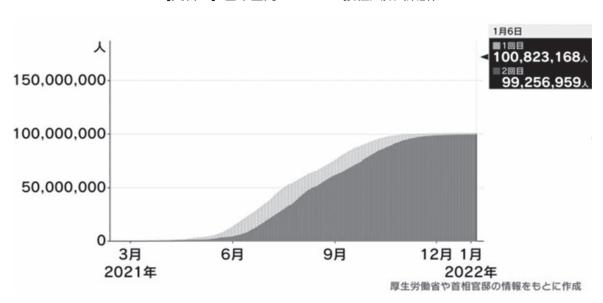
【注】 1. 各年の統計数値は、4月1日 \sim 3月31日までのものである。

^{2.} 登録者数には新規登録者の他、一度登録を取消し、その後再登録した者も含まれる。ただし、登録換え数は含まない。

^{3. 2000} 年度及び 2007 年度~2011 年度は、司法修習終了による新規登録が 2 回あった年である。 4. 年間弁護士登録者数の弁護士会別の内女性数は、2004 年から集計を開始した。







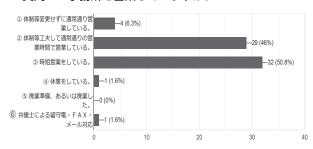
- ※このグラフには、職域接種分のすべては反映されていません。
- % [1回目] は [少なくとも1回の接種を行った人の数]、 [2回目] は [2回の接種を完了した人の数] です。
- ※グラフ右上の枠内に表示している日付は「データの最新集計日」です。「データの公表日」とは異なっています。
- ※接種回数は、過去に遡って増えることがあります。このため、前日にお伝えした累計回数と、現在お伝えしている累計回数の差が、1日ごとの接種回数より大きくなることがあります。

*情報はNHKのまとめによるものです。また、一部加工をしています。

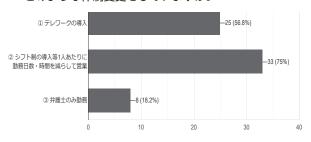
【資料6】 コロナアンケート (2020年4月)

第1 事務所体制について

●質問1 事務所を営業していますか。

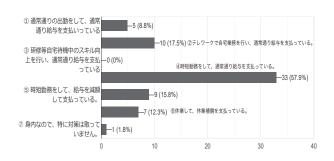


- ●上記質問1で「その他」を選ばれた場合、具体的内容を教えてください。
- ・時短営業と事務員の輪番制とテレワークとを全て組み合わせている。
- ・事務局を2日に一度の間引き出勤にして移動回数を減らしている。
- ・弁護士による留守電・FAX・メール対応。
- ・体制等も変更。
- ・自宅勤務に切り替えている。
- 質問 2 上記質問 1 で②を選んだ方にお聞きします。 どのような体制変更をしていますか。

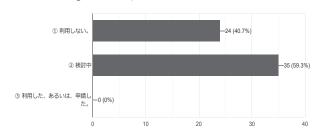


- ●上記質問2で「その他」を選ばれた場合、具体的内容 を教えてください。
- ・事務局を1名のみに。
- ・事務局を週1日勤務にしている。

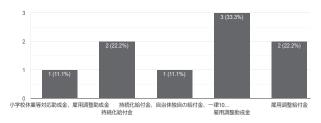
● 質問 3 従業員について、どのような対策を取っていますか。



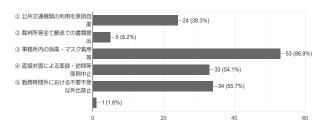
- ●上記質問3で「その他」を選ばれた場合、具体的内容を教えてください。また、⑤または⑥を選ばれた場合、支給割合を教えてください。
- ・10時~16時の時短。2時間減の割合に応じて支払っています。
- ・時短勤務にしているが、①有給自体を法定日数より多く付与したうえで、②労使協定を結んで時間単位の有給取得を可能にし、③本来の勤務時間との差分の時間は有給扱いにすることを可能にした。
- ・事務は4日に1日出勤。
- ・隔日休業を行い、休業日には平均賃金の8割を支給している。
- ・時短+シフト制で半分以下の出勤。
- ・時短勤務かつ週2回の出勤にして通常通り給与を支払っている。
- ・3名の事務局を1人出勤にして、しかも1時間30分短縮している。
- ・時短勤務、交互に出勤。給与は通常通り支払っている。
- ・原則、公休とし、週1日勤務。
- 質問 4 雇用調整金等公的給付金の利用についてはどのように考えていますか。



●上記質問4で②検討中、または③利用した、あるいは、申請したを選ばれた場合、具体的な給付金名を教えてください。



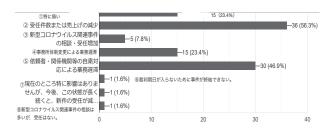
●質問5 上記以外に新型コロナ対策として行っている ことはありますか。



- ●上記質問5で「その他」を選ばれた場合、具体的内容を教えてください。
- ・上記の通り。

第2 業務について

● 質問 1 業務や受任内容等について、影響はありますか。

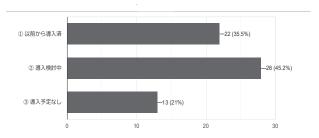


- ●上記質問1で影響がある場合に、特に影響が深刻と思われる分野があれば教えて下さい。
- · 離婚。
- ・裁判所の期日取り消しにより、和解が遅れる。
- ・新規依頼の機会が少なくはなっている。
- ・新件受任の減少。もっとも、コロナに関する相談・受任は増えるかもしれませんが、その相談者・依頼者が経済的に逼迫しているのではないかとの懸念(法テラスが使えれば良いのですが)。
- ・全て。

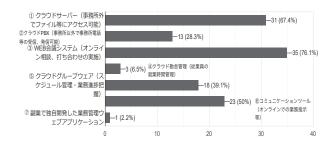
・裁判所の業務縮小により、和解が遅れる、新件の期日が入らない等で業務が遅滞。

第3テレワークについて

●質問1 テレワークの導入について、どのようにお考えでしょうか。



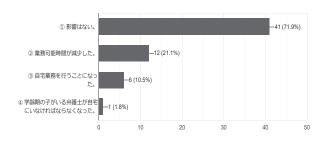
●質問2 上記質問1で導入済み、あるいは導入検討中 の方にお聞きします。どのようなツール等を利用・検 討していますか。



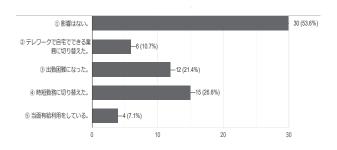
- ●質問3 導入済みの方にお聞きします。おすすめのツールがあれば理由も含めて教えてください!
- ・Teams。オフィス365と併せて利用すれば、シームレスにファイルの共有、編集が可能。
- ・事件記録を保存している事務所内サーバーに遠隔でアクセスできる機能があるのを利用していますが、便利です。ただし記録をデータ化してあることが前提になります。
- ・FAXをデータで受信しメール送信。
- ・Google Suite。WEB会議が簡単、Chat機能が使いやすい。 Driveで記録管理。
- ・Dropboxでファイルを共有。送受信FAXもデータで保存できるよう設定しています。パスワードを無作為+毎月変更すればセキュリティも問題ないと思います。
- ・Googleドライブ、チャット、カレンダー、meet。

第4 子育で関連

● 質問 1 保育所や学校が休業したことにより、あなた に影響はありますか。



- ●上記質問1で「その他」を選ばれた場合、具体的内容 を教えてください。
- 上記のとおり。
- ・家事労働が増え、子供の学習を自宅でフォローしなければなら ないので、裁判期日が延期になっても結局時間的余裕がない。
- ・子どもは独立しているので影響なし。
- 質問 2 保育所や学校が休業したことにより、従業員 に影響はありますか。

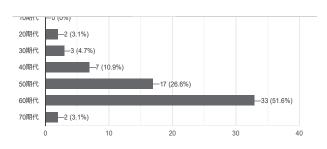


- ●上記質問2で「その他」を選ばれた場合、具体的内容 を教えてください。
- ・保育園は休園していないため、現在のところ影響はない。
- ・現時点での影響はない。
- ・影響はあるだろうが、時短、一部休業でやりくりしてもらって いる。

第5 その他

- その他、ご意見等があればよろしくお願い致します。 ご入力ありがとうございました。
- ・アンケートの実施ありがとうございます。裁判所対応が一番テレワークの障害になっています。コロナに関しては今の状況が2年くらい続くと覚悟してます。裁判所もしびれを切らしてTeamsの全件利用に踏み切ると予想してますが、Teamsを必須にして期日が滞りなく進行するよう、弁護士会が申入れすることが必要だと思います。オンライン化できない人は環境の変化に適応できない人で、滅びるのも仕方ないと思います。オンライン化研修など底上げするのはよいと思います。
- ・質問と回答がうまくマッチしないので、ほとんどその他になってしまう。

●修習期を教えてください。



ご協力ありがとうございました!

【資料7】90周年座談会事前アンケート

1 裁判実務にどのような変化が起きていると感じますか?

41~50期

- ・ウェブの活用が進んでいる。
- ・web会議システムによる期日が増えた。IT化が加速された。

51~60期

- ・電話会議やWEB会議が増えた。
- ・ウェブ会議が増えてきた。管財事件の集会は、一過性だとは思 うが、出頭不要の扱いが多かった。
- ・地裁についてはTeamsでの書面準備が多くなり、裁判所への 往復時間が節約できるようになりました。家裁については、2 時間枠が1時間20分枠と短縮され、地裁に近い運用(次回ま での準備事項の確認がメイン。調停委員の無駄なおしゃべりが 減った)になりつつある印象があります。
- ・WEB化の拡充。
- ・web会議、電話会議に消極的でなくなった。
- ・オンラインでの期日が増えた。
- ・電話会議が増えた。
- ・ I T化の促進に拍車がかかった。期日運営の柔軟化が進んでいる。ただ、第一回期日が決まるのはやはり遅い。

61~70期

- ・期日の在り方や書面提出などIT化の促進
- ・WEBの活用が始まってきたと感じる
- ・WEB会議が普通になり、気兼ねなく、希望できるようになった。
- ・ I T化だけでなく、初回から電話会議(おそらく書面による準備手続)など出頭に対する考え方が変わったと思う
- ・コロナの影響で民事裁判の I T化が想定以上の速く進み、実際 に出頭することがほとんどなくなった。
- ・Web、電話会議が積極的に活用されるようになり、ある意味 での合理化が進んだ
- ・WEB活用等で出張・移動の負担が減った。
- ・WEB裁判がスムーズに普及した。
- ・WEB会議が増えましたが、それ以外では昨年と異なり、現時 点では特に変わったようには思いません。

71期~

- ・OnLine化、リモート化が進んでいる
- ・訴訟の早い段階で電話会議やウェブ会議となり、裁判所に行く 機会が減少した。

2 仕事の質や量にどのような影響がありましたか?

41~50期

- ・面談の場を少なくする反面、電話や書面でのやりとりが増え た。
- あまり変わらない。

51~60期

・新規の相談の量が減少したため、仕事量は減少した。

- ・コロナの影響かはわからないが新件が減った気がする。
- ・実感としては特に影響はない。
- ・無駄な交通時間が不要になったのは大きいです。
- ・特になし。
- 裁判所への移動時間の減少。
- ・特に影響はない。
- ・依頼される仕事の内容が変わった。
- ・ネットでくる依頼者が増えた。量も少し前より増えた気がする。質的には認知や男女問題と破産関係が多くなった。

61~70期

- 減少した。
- ・特にありません。
- ・質は変わらないが、量が増えたような感じがする。
- ・移動時間が減ったが、休日もメール・LINE・メッセンジャー のやりとりが増えたので仕事が減った印象はなまりない
- ・個人的にはコロナに関連して業務が増えた/事務局の時短や在 宅勤務などの制約が生じたが、その結果として、時間当たりの 質は上がったように思う。
- ・効率が高まった。
- ・裁判所に現実に行かなくてよくなったので時間節約になったと 同時に、メリハリがなくなってしまい、結果的には質・量とも に、プラスマイナスゼロの気がします。
- 特にありません。

71期~

- ・裁判所が電話、テレビ会議に積極的になった。
- ・依頼者の属性にもよるが、ウエブでの打ち合わせが増えた。

3 依頼者・顧客との関係にどのような変化がありましたか?

41~50期

- ・面談を最小限にとどめるよう意識するようになった。
- ・打ち合わせの回数を減らすように努力した。

51~60期

- ・緊急事態宣言中は、面談がしにくくなった。
- ・来所するのを躊躇い、電話などでの打合せを希望する方が増え た。
- ・実感としては特に影響はない。
- ・Teams、Zoomで打ち合わせをしやすくなりました。
- ・特に変化なし。
- ・web会議、メール、チャットシステムなど、一般的な I Tツールを使わない(使えない)依頼者との遣り取りが、非効率であると感じるようになった(良し悪しはともかく)。
- ・オンラインの会合が増えた。飲食の機会が減った。
- ・高齢者の依頼者との面談回数が減り、電話時間が長くなった。
- ・特に変化はない。WEBやメールの応答が少し増えた。

61~70期

・打合せを控えるなどの影響はない。

- ・会う機会の減少が著しい。
- ・ズーム会議を行うことに抵抗がなくなった。
- ・メール・LINE・メッセンジャーのやりとりが増えた。
- ・web会議が増え、実際に打合せをする機会が減った。
- ・電話・メールでのやりとりが可能なものはそれで済ますように なったが、時節柄ということで理解が得られており、効率化と いう点では良かったと思う。
- ・従前からウェブ会議等を実施しており大きな変化はない。食事 会などのコミュニケーションは減った。
- ・WEB面談という選択肢が増えた。
- ・Zoom等を利用した打ち合わせがかなり増えました。

71期~

- ・特になし。
- ・あまり大きな変化は感じていない。

4 事務所体制や基盤にどのような変化がありましたか?

41~50期

- ・来客体制を整える場面が減った。
- ・特に変わりなし。

51~60期

- ・コロナによる変化というものは特にない。
- ・特に変化なし。
- ・特に変化なし。
- ・事務職員の交替勤務や時短勤務により、弁護士本人の事務処理 能力のアップ。
- ・特段の変化はない。
- ・変化なし。
- ・事務局が休んでも進捗がわかるように事件管理システムと運用 を変更した。

61~70期

- ・特になし。
- 特にありません。
- ・WEB会議用に、PCやタブレットをよく使うようになった。
- ・コロナ前後で独立したので特に変わらず。
- ・事務員の短時間勤務、弁護士のテレワークが増えた。
- ・事務局は時短勤務となった/補助金を活用した。
- ・勤務体制として、時短や柔軟性をより進めることとなった。
- ・依頼者が事務所に来ることが少なくなったので、打ち合わせスペースを使用することが少なくなりました。また、事務員もお子さんの休校などでお休みすることが多くなり、電話応対の外注なども検討しています。

71期~

- ・特になし。
- ・アソシエイト弁護士という立場もあるが、あまり大きな変化は 感じていない。

5 今後、弁護士業務はどのように変わっていくと思いますか?

41~50期

- ・面談が減るにつれ、事務所という箱ものへのこだわりも減るのではないか。
- ・裁判のIT化が進む。裁判だけでなく、弁護士業務のIT化が

進む。

51~60期

- ・オンライン面談も増えていくと思われるが、直接面談が主と思 われる。
- ・裁判のIT化を元々計画していたことも含め、コロナ禍が落ち着いた後もWEB会議や電話会議が続くと思われる。往復の時間や(依頼者の)交通費の負担が減るのは良いことであるが、裁判官の心象を探る、和解協議など、直接顔を見て話した方が良い場面もあるので、一長一短だと思う。また本庁等、事務所より近いあるいは交通の便の良い庁ばかり電話・WEB会議になって、支部や地方の裁判所はやはり出頭が求められるが、それらの庁の方がWEB会議等にするメリットは大きいので、アンバランスだと感じている。
- ・より効率化が進む。
- ・依頼者との対面は最初の1回だけなどになりそうです。
- ・Zoom等の利用により、遠隔地の依頼を受ける可能性が高まる。
- ・格差の拡大。
- ・紙媒体よりデータ化して保存するようになる。
- ・物価上昇しても、弁護士報酬の単価は下がるのではないか。
- ・よりリアルの接触なしの事件が増えるとは思う。移動は減るが、打ち合わせ時間は増える可能性もある。和解は少ししにくくなる可能性はある。

61~70期

- ・IT化への対応は必須になる。
- ・IT化により、色々な面でスリム化できるように感じます。
- 不明。
- ・テレワークを進める弁護士とこれまで通りの事務所出所を続ける弁護士との二極化。
- ・働き方としては多様性が増すと思う
- ・業務内容の根幹に変化はないが、ツール等は変化し、さらに業 務を深め広げることも可能。
- ・現在例えば将棋の中継では画面の上にAIの評価値が表示されるようになりましたが、今後は裁判の場面でも、弁護士ドットコムさんあたりが裁判AIを開発して、双方の準備書面と証拠を読みこませて、裁判AIの評価値を気にしながら業務をするようになると思います。

71期~

- ・リモートですむことはリモートで済ますようになるはず
- ・民事事件のペーパーレス化が進むのではないかと思う。

6 個人としての働き方や生活にどのような変化がありましたか?

41~50期

- ・リアルでの出会いの場が減り、単調な生活が繰り返されている 印象が強い。
- ・できるだけ早く事務所を出るようにしている。

51~60期

- ・休みの日に家族で外出をすることが減った。
- ・一時期少しゆっくりできたり、しばらく動かせなかった案件を 動かせたりした。
- ・ありませんでした。

- ・あまり変化なし(もちろん、制約はあり)。
- 特にありません。
- ・旅行・外食(特にアルコール)などの機会が激減した。
- ・休日の外出が大幅に減った。
- ・社会全体の不安があるため、家族でいることの安心感が大事に 思う。家での時間も大事になっている。極力リモートやPCで の処理をするようにした。

61~70期

- ・特になし。
- ・家族との時間を増やせた。
- ・事務所での勤務時間の短縮。
- ・在宅勤務により、家族と過ごす時間が増えた。隙間時間に仕事 をするようになった。
- ・効率がよくなり家庭内の時間を確保しやすく、遠方の講演や研究会にも参加可能となった。
- ・運動不足になった。
- ・遠方に行くことが少なくなりました

71期~

- ・高齢者との接触機会が減った。
- ・働き方は大きくは変わっていない。懇親会が減少した。

7 事務局(や勤務弁護士)の働き方や生活にどのよう な影響がありましたか?

41~50期

- ・未採用の状態が継続中。
- ・できるだけ早く事務所を出るようにしている。

51~60期

- 仕事量が減少した。
- ・緊急事態宣言下で、事務局の勤務の日数・時間が減った。弁護 士も在宅ワークを採用するようになった。
- 一時期ゆっくりできたと思う。
- ・職員との食事会ができなくなりました。
- ・情勢に合わせて適宜時短等を導入。
- ・事務局は、出勤日・出勤時間が減っても、手取りは減っていないので、緊急事態宣言をあまり嫌がっていなかったかと思います。
- ・一部リモートは取り入れたが、大きな変化はない。
- ・緊急事態宣言のときは間引き勤務をしてもらった。

61~70期

- 事務局の短時間勤務。
- ・事務局は時短勤務を行った。
- やや柔軟になった。
- ・もともとパート採用なので、働き方は変化ありません。

71期~

- ・多少出張は減った。
- ・移籍(登録替え)をして環境が変化した。以前より勤務時間は やや増加したものの、自由度が増え、充実度が増したため、ス トレスはむしろ軽減した。

8 今後、事務所のあり方、弁護士としての働き方や個人としての生活についてどのようにしていこうと考えていますか?

41~50期

- ・コロナ禍を機に、従来のあり方にこだわらない新しいタイプの 事務所のあり方や働き方、個人としての生活を模索中。
- ・夜遅くまで仕事をせずとも回っていくことが分かったので、で きるだけこのペースを維持していきたい。

51~60期

- ・コロナ禍前よりも、控えめに慎ましく仕事や生活をしていこう と思っています。
- ・既に元に戻りつつあるが、業務の効率化が進めばゆとりが出て くると思う。
- ・場所に拘らないマーケティングがやりやすくなったかもしれません。
- 特になし。
- ・問いが幅広くて答えにくいですが、より健康に気を付けようと 思っております。
- ・リモートとデジタル化は進めるが、今まで通りのものは今まで 通りにする。
- ・仕事中心の生活であったが、今後は趣味の時間を増やしたいと 考えている。
- ・事務所としての広さはあまり関係なくなると思う。狭くて便利 なところや、家賃の安い不便めのところでもいいかもしれない と思うが、やはり信用の商売でもあるので依頼者の受ける印象 も大事だと思うので、ある程度ちゃんとした基盤は必要。
- ・弁護士としての働き方に変更はないが、よりフットワークというか反応を早くてして顧客満足度は上げていきたいし、その分弁護士報酬も胸を張って多めにとれるようにはなりたいと思う。個人としてはレジャーがなかなか行けないが、自然とたわむれる機会は増やしたい。

61~70期

- ・リモートだけで対応できないが、乗り遅れないように(いつでも対応できるよう)準備する
- ・バランスよくを心掛け、モチベーションを維持していきたいと 思っている。
- ・急激に進む | T化、効率化に乗り遅れないよう、情報をキャッチしていきたい
- ・音声入力システムを使ったメールの返信や起案(素案作成)、 LINEやSlackの利用、オンライン面談など、隙間時間に業務を 進めることも含めて合理化が可能であることが分かったので、 労働時間を短くしていきたいと考えている。
- ・生活や業務そのものをより充実させたい。
- ・通信手段の発達で、業務と私生活の境界が薄くなっているので、もはや24時間たたかえますか状態で24時間たたかっていくしかないのではないかと思います(第一線をめざすには昔からそうだったと言われるかもしれませんが)。
- 模索中です。

71期~

- ・直接面談する意味を考えて、リモートか直接面談かを選択する。
- ・将来の具体的なイメージはまだ考えていないが、今は移籍によ

り事務所で取り扱う事件の種類が変わったため、まずはボス弁 から多くを学びたいと思う。また、個人事件の件数も増やして いきたい。

9 コロナ禍での弁護士会の業務や活動(対会員、対社会)に対してどのように評価していますか?

41~50期

- ・コロナ禍の中、感染拡大防止に向けた取り組みに賛同している。
- ・2020年度は弁護士会の活動は減ったと思うが、2021年度は 通常に近いところまで戻ってきているように思う。

51~60期

- ・弁護士会はよく頑張っていただけていると思う。
- ・23条照会を郵送で提出できるようになるなど弁護士会に行く 必要がなくなったったのはありがたいです。
- ・会務に尽力されている先生方には敬意を表したいと思います。
- ・制限がある中、可能な範囲で努めておられる。
- ・対社会向けは評価しているが、対会員向けは評価できない。会員の活動として、法テラスと比べると窓口業務時間が大幅に減らされ不便であった。また、対社会向けではコロナ電話相談があるが対会員向けのコロナ電話相談窓口はなく、また、愛知弁護士会のような職域接種の取り組みもなく、残念な気持ちである。
- ・頑張っておられるとは思う。

61~70期

- ・証明書の取得などで曜日が限定されて不便になった。
- ・大きな問題もなく、よく対処して運営できていると思う。
- ・コロナに関する法律相談やヒサロの活用など、一定の存在感を 示していたと思う。
- ・初めての事態で大変な状況のなか、弁護士会は臨機応変な対応 をされていたと思う。
- ・未知のことで大変なところ比較的柔軟に対応がなされたと感じます。但し、従前から I T化が遅れており、(企業等とのやりとりに比べて) アナログが足を引っ張っている印象。タイミングよく新サイトがオープンし進化しているとは感じております。
- 特にありません。

71期~

- ・よくしていただいている。
- 10 コロナ禍が続く中で、今後、弁護士会にどのような業務や活動(対会員、対社会)を望みますか?

41~50期

- ・コロナ禍の長期化から生じる様々な社会的問題 (失業、倒産・ 廃業、孤独死等) への積極的な取り組みを期待する。
- ・WEB会議システムを利用した会議を併用することで会議に参加しやすくなったと思うので、コロナが収束しても併用をすべき。

51~60期

- 特に望みはない。
- ・非対面での業務の増大、例えば職務上請求用紙の購入なども郵 送でやり取りできるようしてほしいです。

- ・今のところ思い付きません。
- ・やり方は変わるかもしれないが、役割の内容は変わらない。
- ・会員向けの相談窓口の設置をして欲しい。また、コロナ禍にお いて期間限定して、弁護士会の会費減額も検討して欲しい。
- ・会員にとって利便性を高めるシステムを作って欲しい。新しい 情報システムは大変便利で今実現したことに感謝です。

61~70期

- ・特にありません。
- ・対社会と同じくらい対会員へのサポートは重要であるように思う。コロナ禍で収入が減少した弁護士もいると思うので、サポートが必要であると思う。
- ・会員の安全確保のための情報提供をしていただきたい (例: SNSで、コロナ陽性反応が出た被疑者の方は某留置所に集約されているという情報があり、それを知らずに当該留置所に接見に行った会員の方が驚いていた。そのような情報共有は会からあって良いと思う)。
- ・ | T化できるところは | T化。但し、会費負担含め重厚な弁護 士会があるべき姿なのかは要検討。
- ・わかりません。

11 コロナ禍での「会派」にどのような意義があると思いますか?

41~50期

・会報等を通じた情報発信。

51~60期

- ・身近な同業者間での情報交換。
- ・親睦のための集まりであることの再確認でしょうか。選挙のための集まり・政策のための集まりという意味は、対面するリスクを考えると、希薄になると思います。
- ・リアルでの人との繋がりが希薄になる中で、特に問題を抱えている会員への心の支えになるようになれば……。
- ・コロナ禍であっても、なくとも、副会長などの理事者の選出基 盤としての意義は重要かと思います。
- ・コロナ禍であるということによって、何か特別なことがあると は思わない。
- ・情報共有。
- ・人間的な繋がりを感じられる場。

61~70期

- ・ I T化などについて、情報共有や不得手な会員へのサポートなど。
- ・IT化の対応などでサポートしていく必要があると思う。
- ・どんな災害でも、連絡手段に大きな意義があると思います。
- ・分からない (意義がないという趣旨ではなく、特に平時と変わらないと思う)
- ・コロナ禍に特化した意義はあまり感じていませんが、何となく の連帯感は感じています (同郷者に会ったときのような感覚)。
- ・弁護士の社交性維持のための意義があると思います。
- ・他の弁護士とつながりを持てる貴重な存在だと思います。

71期~

・人的つながり維持という目的は変わらない。

12 現状、会派活動にどのような影響や課題が生じていると思いますか?

41~50期

- ・リアルでの活動に制約が生じているため、人が集まる機会が減少している。
- ・リアル親睦行事がなくなったことで会員間の親睦をはかりにく くなった。

51~60期

- ・顔を合わせにくくなっているため、ビアパーティーなどがやり にくい。
- ・行事がなくなる(WEB会議になる)ことにより、楽しみの一つであった縦横のつながりが希薄になった。
- ・飲食の機会が減った。それにより情報交換の機会も減った。
- ・わかりません。
- ・まったくリアルで集まれないので、顔が見えなくなっている。
- ・とりあえず、吉村卓輝氏や古賀大樹氏の(連続)横領事件は、 非常に残念であり、弁護士に対する一般的な信用、裁判所から の信用にも著しい悪影響が生じるのではないかと思います。
- ・現実に活動が制限されている。
- 集まってのイベントができない。
- ・交流が減っているし、関係が希薄になりつつある。これまで元 気だったベテラン会員たちがあまり顔を出さなくなり、面白み が減っている。運営側も仕事としてやっていてあまり会派を楽 しめてないように思う。

61~70期

- ・顔が見えない。ズームではなかなか出席するモチベーションに 繋がらない。
- ・親睦活動の低迷による担い手不足。
- ・若手、特にコロナ前後で入会した73期以降の参加率が激減している。
- ・親睦行事ができておらず、新入会員の参加を望めない。
- ・直接の交流を行いにくい。
- ・メンバー固定化。会派独自の存在意義(委員会活動等との違い)。
- ・新人の人が新しく会派活動に加わるきっかけが減っていると思います。
- ・総会や研修がオンラインになり、親睦を図るのが難しくなって いると思います。

71期~

- ・弁護士同士の出会いは減っている。
- ・会派活動に参加したくてもできない会員が、会派活動に参加で きるよう環境整備をすること。

13 今後、コロナ禍での会派活動はどのようなものであって欲しいと望みますか?

41~50期

- ・必ずしも人がリアルで集まらなくても情報発信は可能なので、 さまざまな媒体を通じての情報発を期待している。
- ・WEB等可能な方法で、できるだけ会員同士のつながりを感じることができるようにしていただきたい。

51~60期

・感染対策をしつつ、できるだけリアルな行事等を再開してほし

610

- ・状況を見ながらそろそろ飲食の機会の復活。
- ・わかりません。
- ・親睦的な行事は、Zoomでも可能。こんな時だからこそ、特に 若手の皆さんと話せる機会をもっと持つべき(難しいけれど)。
- ・90周年の記念誌出版というのは、会派として本当に必要なのでしょうかと疑問に思っております。水を差すようで恐縮ですが、その必要性や意義がよく分かりません。
- ・また、年会費が他会派に比べて高いようですので、検証していただきたいと思います。
- ・可能な範囲でできることをしていただければよい。
- ・なかなかリアルは難しいが、気楽に交流できる場を設けて欲しい。

61~70期

- ・このような中だからこそ孤立化しないように、色々な機会を設けてほしい。
- ・親睦団体として、コロナ禍での業務についての情報交換や、工 夫をしたうえで会員間の親睦を深める行事を開催し、会派に所 属する弁護士が業務や生活上の悩みを解消できる場であってほ しい。
- ・一部の会員に負担がかかりすぎず、各会員がそのときの状況に 応じて気軽に楽しく参加できる活動であってほしい(コロナに 関わらず)。
- ・流行状態にもよりますが、会員が孤立しないよう支えられたら と思います。

71期~

・人的つながり維持という目的の重要性はいっそう大きくなった のでいっそう活発に活動したい。

14 上記にとどまらず、コロナ禍で思うことがございましたら、ご自由にお書きください。

41~50期

- ・コロナ禍の影響により、ワーケーションによる弁護士業務の展開が一般的になれば素晴らしいと思う。
- ・コロナ禍により、IT化の促進や、仕事の効率化が進んだと思う。更に、工夫する面があると思うので、それらの情報を会員間で共有できるよう出来たらよいと思う。

51~60期

- ・弁護士会にとって、今回のコロナ禍は、これまで手を付けられていなかった変革をもたらす契機となる側面がある。社会の情勢に合わせて、大胆に変革すべき点はしていくべきだろうと思う。会派についても、たとえば若手との交流をするために、積極的にWEBを利用した研修(今日は破産、明日は刑事、てな感じで)を多く開催するとか、若手をグループ分けしてZoom懇談会するとか、なんか、考えられんかなあ。。
- ・予防や治療の方法が概ね社会に根付いた時点がゴールである。
- ・コロナ禍のような事態が発生した場合、今後、速やかに会派の 会費一部減免ができるような体制にしてい欲しい。

法友倶楽部創立90周年記念事業

会派ホームページの新設





今般、法友倶楽部90周年行事の一環として、会派のホームページを設立することになりました。記念誌アルバム部会と広報委員会で、作成を委託した業者の担当者様と密に打合せを行っており、本稿を執筆している年末時点で、概ね、ようやく完成までの道筋がついたかなといった状況です。

今回のホームページは、持続可能性の観点から、 Wordpressというサービスを利用することにしました。Wordpressというのは、ウェブサイトの作成や ブログの作成などができるソフトウェアで、Web 関連技術が無い人でも、ある程度サイト管理や記事 投稿ができるため、更新の人的負担・費用を比較的 抑えながら長期運用することが期待できます。余談 ですが、私の事務所ホームページは、コロナ禍での最初の緊急事態宣言で裁判所がストップしていた頃にWordpressで自作しました。それくらい、前提知識が無くても更新がしやすいので、今後、多くの会員が更新作業に関わっていただいて、充実したホームページになることを強く期待しています。

さて、肝心の中身ですが、今回の新ホームページは、大阪弁護士会のホームページ同様、一般向けのページと、パスワードを知る法友倶楽部の会員だけがログインできる階層を作成しています。

一般向けのページでは法友倶楽部とはどのような 会派なのかや、簡単な行事報告や入会案内を展開し ておりますので、会派の対外的な広報に役立ててい





ただければ幸いです。

一方、会員向けのページでは、写真入りの行事詳細や総会や親睦行事等の予定を共有したり、会員名簿や歴代執行部を確認したり、これまで会派で定期的に発行してきた会誌「法友」のバックナンバー等を閲覧できるようにする予定です。そして、会員ページには自己紹介のページを設け、これまでの周年行事で発行していたアルバムのように、他の会員プロフィールを皆様で登録・共有していただいて会員の交流にお役立ていただければと考えております。この自己紹介ページについては、希望者は、一般向けの階層でも閲覧できるようにすることも可能です。既に会員の皆様にお送りしましたとおり、市民向けページに載せるか会員向けページにだけ載せるか、写真を載せるか載せないか、趣味を詳しく書くか、専門分野についてコメントを掲載するか等、非

常に高い自由度で選択できます。

ホームページは、作ってしまえば終わりというわけではなく、常に記事を充実させていかなければなりません。また、会員の皆様が交流するうえで必要な情報について、適時に更新されており、かつ、探しやすい場所に配置されている必要があります。一方で、更新を担当する方に過度な負担がかからないよう、「更新のしやすさ」といった点にも気を配る必要があります。ホームページの作成にあたり、打合せを重ね、サイトマップをどのようにするか、どの情報をどこまで載せるかなど、打合せの度に皆で頭を悩ませながら、より良いものになるよう工夫を行ってまいりました。

無事ホームページが完成し、会派の皆様の交流が より一層充実することを楽しみにしております。



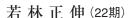




先輩弁護士に聴く

22 期から32 期の先輩の先生方にこれまでを振り返ってもらいました。

^{あざな} 糾える縄の如し





1 私は、1944年(昭和19年)1月19日生まれで、1970年(昭和45年)4月に弁護士登録し大阪弁護士会に入会し、同時に法友倶楽部にも入会しましたので、2021年(令和3年)3月をもってともに満50年を迎えたということになりますが、まさにあっという間の半世紀という感じです。

その中でも私にとって特に記憶に残ることとして 頭に浮かぶのは、下記の4回に亘る闘病生活です。 (アは傷病名等、イは期間、ウはその影響、エは記憶・感想等。①②は正確には半世紀に入る前の事ですが)

- ① 1966年(昭和41年) 6月 22歳
 - ア 尿管結石の摘出手術に起因する2回にわたる 腸閉塞の併発
 - イ 入院約2か月、養生約4か月
 - ウ 就職断念、大学1年留年

- エ(1) 養生を終えて確か11月に京都の下宿に戻った時に、周りの友人は卒業後の進路が決まって将来の希望に満ちた様子が印象的でした。
 - (2) 私が弁護士になって数年経った時、判例時報に私の手術をした病院が医療過誤の裁判で 敗訴している判決が掲載されており、私の手術や処置にも問題があったのではないかと思いました。
- ② 1968年 (昭和43年) 10月 24歳
 - ア ①の腸閉塞が引き金の腸閉塞
 - イ 入院約1か月
 - ウ 後期修習参加に1か月遅れ
 - エ 研修所の寮に戻った時に、後期の2回試験を 控えて一人立ち遅れてしまったという思いを強 くした記憶が残っています。
- ③ 1975年(昭和50年)5月31歳
 - ア 網膜剥離
 - イ 入通院を通じて6か月
 - ウ 弁護士活動中断
 - エ 阪大病院眼科で眼球の裏側にバックリングを する手術を受けましたが、網膜の裏側への水の 漏れが止まらず光凝固術を受けるため、当時電 子顕微鏡と連動してレーザー光線で網膜を焼き

付ける機械は栃木県にある自治医科大学附属病 院の眼科に1台しかないことから、その機器で 治療してもらおうと栃木県まで行ったところ、 今ベッドが空いていないので入院はできない、 駅前の旅館(二階建ての古びた小さな旅館でし た)に泊まって通院してくるなら施術してやる と言われ、駅前の旅館に1週間程泊まって光凝 固の手術を受けましたが、なんとも言えないう らぶれた心細い気分になったことは今でも忘れ られません。

- ④ 2014年(平成26年) 2月 70歳
 - ア 脳梗塞
 - イ 入院1か月、養生1か月
 - ウ 弁護士活動中断
 - エ 事務所へ出掛けの時に右手指に異常な痺れを 感じ、かかりつけ医の紹介で国立循環器病セン ターを手配してもらい、直ちに入院して血栓溶 解剤の点滴を受けることができたため、殆ど後 遺症を残すことなく回復できて非常にラッキー でした。

2 前項①は私の進路を大きく転換させる契機となったのですが、その後の人生を見れば禍転じて福という評価もできるように思います。また、③については前記のように光凝固術を受けるまでに発症から相当時間が経っていたために、網膜の浮腫が黄斑部まで及んでいたため黄斑部に凝固痕が残り、見える像が歪んでしまうという後遺症にはその後もずっと悩まされることになりました。②④は結構それなりのダメージはありましたが、喉元過ぎれば熱さ忘れるで日常生活に埋没していきました。

弁護士50年の総括としては誠にお粗末なものですが、私にとっては特異的なことでありましたので、記憶等を辿って上記の経緯を綴りました。私よりももっと大きな病で苦しまれた方、更には病で人生を閉じられた方もおられることを考えれば私の経験などは大したことではないし、また90周年の記念誌の寄稿としては貧弱との誹りを免れませんが、過去を整理して思い出して書いてみました。

乞うご容赦。

老後のシナリオ



髙須要子(25期)

1 平成21年、現住所に移転するとともに、ここを 事務所として弁護士登録をした。高齢でも仕事を続 けるには職住接近がベターであり、近くに話のでき る知り合いがいたからである。そして、平坦な道を 駅から徒歩10分以内で手入れのされた庭木のある 家々が並ぶ閑静な住宅街(第一種住専)なので、老 後ののんびりした生活を想像した。

ところが、転居後しばらくすると周辺で建築ラッ シュが始まり、令和元年5月末までの約10年間に、 私宅のごく近くだけで15、6棟の古家を取り壊して 新築、リフォームの工事が続いた(工事はほとんど 連続していたことになる)。驚いたことに、当然為 されるべき騒音・粉塵防止等の対策をしないのもあ った。とりわけ、平成30年はじめころから翌年の令 和元年5月末までの間の古家を取壊して新築、新築 に近いリフォーム工事はひどかった。散水なし、騒 音・粉塵防止幕等の設置なし、土・日・祝日・正月 に関係なく、毎日早朝から夜遅くまで(午後8、9 時の日もあった) 工事は続いた。公共の道路上に用 具を置いて鉄板・木材・石材等の切断・研磨・溶接 等をする、取り壊した古家の汚い極めて大量の壁土 を覆いもしないで数ヶ月にわたり放置し、それを再 利用する工事を道路上でする等々である。年中窓を 開けることはできないし、窓を閉めていても粉塵は 入るし騒音は響いた。

私は、当地に転居して3、4年目位から心身の調子がおかしくなりはじめていたが、年月が経つに連れひどくなっていった。心身ともに疲れ、本を読んだり字を書く気力やプラスに考える力はなくなり、苛々して何に対しても腹をたてるようになった。そのうち、夜中に息が詰まる、頭に激痛がはしる、目と口唇にヘルペスができる、駅のホームで転倒し顔面を打撲する、道路上でめまいがする等々、これまで全く経験したことのない状態が続き、医者通いが

続いた。原因はわからなかった(医院では対症療法 だけ)。

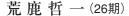
そうこうするうちに、近くにいた知り合いもいなくなった。多くの方に転居について相談したが、賛 否両論あり、転居して良くなるとの保証はなく、我 慢我慢の誠につらい日々が続いた。

令和元年5月末ころ、近辺の建築工事はなくなった。約10年ぶりに窓や玄関を開けるとさわやかな風が入り、騒音もなく、静かな住宅地となった。しばらくすると心身の不調は全くなくなった。それで、いままでの不調の原因は騒音・粉塵等によるものだと知った。事前に転居先でこのような10年間にわたる建築工事があることを予測できなかった。

今回のことで2つ思った。1は、行政の現場における実務の日常と私人の生活には乖離がある。また、各種の救済制度は必ずしも私人の実生活に役立つとは限らない。2は、高齢になってからの知らない所への転居は慎重にした方が良い。新しい場所の雰囲気に馴染めなければ心身ともに負担である。

- 2 心身の調子も良くなり、また、コロナ自粛が元で生じた腰痛も治った令和3年5月ころ、メディアでコーポレートガバナンスが頻繁にとりあげられているのに気がついた。私は、この意味すら知らなかったので好奇心が沸き勉強することにした。最初に、松田千恵子『これならわかるコーポレートガバナンス』(日系BP社)を読んだところ面白かったので他の本を乱読した(最近はジュリスト1563号)。お陰で、最近の報道(企業のSDGs対応、ESG要素、最低法人税率等)を理解し易くなり、他の法分野(租税法、労働法等)の理解にも役立つようになった。本を読み考えることができるのは嬉しいことである。
- 3 現在、私は比較的健康で穏やかな日々を送っているが、一方では難しい問題があり解決方法も定かではない。しかし、あとの人生に私の力が最大限に発揮できるシナリオを創り、それに従って行動したいと思っている。

47年間の弁護士生活を回顧し、 今後どうしようか?





2021年(令和3年)の9月25日に、私も75歳となり、後期高齢者の仲間入りです。

1974年(昭和49年)に大阪弁護士会に入会して以来、実に47年もの間、いわゆる町弁として一般市民事件、刑事事件、中小企業の紛争とその予防に、こっこつと弁護士業務を継続してきました。その間大阪弁護士会では、各種委員会に積極的に所属し、副会長・常議員会議長を務め、法友倶楽部でもジュニア部、オーバージュニア部と楽しく旅行やイベントに参加し、幹事長をさせて頂きました。

その時々の法友の会報や、50、60、70、80周年の各記念誌を懐かしく読み返しています。直近では、法友130号(2015年3月)に「弁護士40年の軌跡」と題して近況を報告しています。今、また90周年の記念誌に原稿を依頼されましたので、現在の等身大のありのままの姿と、本音で考えていることを残しておきます。

荒鹿法律事務所は、今も私の個人事務所で、新61期の私の長男高行弁護士と、長男の大阪市大ロースクールの同級生で同期の安藤良平弁護士と、2人の有能な事務員で構成されています。この2~3年は顧問先及びその紹介先からの相談も、その多くは直

接高行業がかがそれで、なりでは話がれがいる。ないでは、ではいいでのはいいではいいでは、ではいいではいいでは、ないのでは、はいいのでは、ないいのでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、



は顧問先や以前の依頼者から直接私が電話を受けて、紛争案件として処理する場合もありますが、ほとんどが両弁護士の内どちらかを同席した上で事情聴取を行い受任します。

いずれにしても、いわゆる事務所事件の収入は原 則私の収入としており、各弁護士には毎月業務委託 料として定額を支払っています。

他方、両弁護士がそれぞれ個人的な関係で依頼を 受ける事件収入や顧問料収入はそれぞれの個人収入 となり、時々協議の上、「経費分担金」として事務 所に経費を入金してもらっています。

このような形の事務所経営を、いつ、どのような 形で引き継ぐかを考えておりますが、何らかのきっ かけが無いので決断できないのが現状です。

私は、今まで特に大きな病気もなく、健康と家族、 事務所のスタッフに恵まれて、順風満帆に弁護士生 活を過ごしてきました。現在も毎日事務所に11時頃 から4時頃までは出勤し、夕方からスポーツクラブ に行って、夕食時は毎日ビールと日本酒またはワイ ン、もしくは焼酎を少々飲んで、マッサージ機に座 り、テレビを見ながら居眠りをしています。

平日は、事務所から 12~3分の距離にある いわゆるタワーマンションに15年位前から妻 と2人で生活しており、土日は2人で奈良 県平群町にある以前の 自宅であった戸建の庭で、芝生の管理と花壇



の花を楽しみ、裏庭で野菜作りをしています。

この年齢になると、健康でストレスのない生活を一日でも長く続けることが一番の関心事であり、食事と適度な運動に留意しています。もちろん弁護士の仕事は健康である限り続けるつもりであり、人に喜んでもらって、報酬をいただくという素晴らしい仕事は、私にとって大きな喜びであり、幸い困難な仕事は2人の若い弁護士に助けてもらえるので、それほどのストレスはかからず、むしろ良い刺激となっています。

最近は同年齢や私より若い友人、知人が病気にな

ったりお亡くなりになることを耳にするようになりました。昔お世話になった先輩方が次々に亡くなっていくことは、とても寂しい事です。私と妻の両親を見送り、人間の寿命や先祖の供養を考える年になりました。

他方で人生の最終コーナーに差し掛かり、最も充実した実りの時期であるという認識も持っています。このような矢先にコロナ禍というかつとのない社会状況に直面し、困惑しています。ワクチンを打って



からは、夫婦で国内旅行を2カ月に1回程度行くようになりましたが、何処に行くのもマスクをつけて、人との接触を我慢しおまけに親しい友人、知人、 先輩らとの会食も出来ずに本当にストレスが溜まります。また、あらゆる会合が中止となり、せいぜいウェブ会議です。法友倶楽部や裁判の弁論手続までウェブとなって、我々の世代では、どうにも馴染めないのでほとんど参加していません。

こんな世の中になるとは夢にも考えませんでした。早くコロナが収束し、親しい友人、知人たちとの会食、飲酒、旅行(もちろん海外旅行やクルージングも)をするなどして、残りの人生をもっと気楽に、有意義に、思うままに楽しみたいなと思う今日この頃です。

弁護士と組織

中島 馨(26期)



弁護士は二つの局面で組織と接する。一つは自らの法律事務所で組織の一員として活動する場合であり、もう一つは弁護士活動で関わる企業等の組織との接触である。司法試験に合格し研修を終え、弁護士として活動しようとすると、まず事務所をどうす

るかが始まりとなる。そこで直面するのが個人事務 所か共同事務所の選択である。ここでは、個人事務 所とは一人の弁護士が経営する事務所、共同事務所 とは複数の弁護士が経営を共同する事務所と定義づ けよう。したがって、複数の弁護士が働く事務所で あっても一人の経営弁護士事務所は個人事務所とい うことになる。個人事務所ではボス弁とイソ弁との 縦の関係が重視される。ここでは組織との関わりは あまり意識されることはない。組織というのは一般 的に、属するメンバー間で共有される共通の目標が あり、その目標達成に際して必要な組織全体の仕事 やタスクの分業と調整を行うメカニズムが備えられ ているものだからである。その典型が企業である。 複数の弁護士が同一の事務所に所属していても上述 した個人事務所のケースではそうした要素は少な い。こうした意味では従来型の弁護士事務所は特異 な形態であったといえる。他方、共同事務所はまさ に組織といえる。そこでは複数の弁護士が共通の目 標を持っている。それが思想的なものであれ経済的 なものであれ、あるいはそれらも含め複数の目標で あれ。したがって、単なる「集団」ではない。そし て、その目標達成のために所属する弁護士個々人が 分業と調整を行っている。たとえば、国際事件、知 財、労働、その他各分野のエキスパートがそれら業 務を役割分担して取り組んでいる。会社組織のよう に層があり、調査とか証拠の収集、書面作成などを 専門に取り組んでいる部署があるかもしれない。そ こはまさに会社組織に類似した世界といえるであろ う。もっとも、会社組織とは根本的に異なる部分が ある。弁護士の独立性の問題である。弁護士社会は 多かれ少なかれ、会社組織のように経済合理性のみ で成り立たないし、上命下服だけでは通用しない世 界であろう。共同事務所のこれからの課題は、より グローバルな、あるいは人類の生存にかかる重要案 件に組織としてどう取り組んでいくか、そしてその 業務の中に弁護士の独立性をいかに調和させるかで あろう。

次に弁護士が組織と接する局面は、弁護士として の「自分」に法的サービスの提供を期待するものが、 企業等の組織である場合と、個人の依頼を受けるも ののその紛争相手方が企業等であるという場合の両 方があるであろう。現代社会においては個人の活動 とともにあらゆるところに組織化された法人の活動 が広がっている。したがって、社会が弁護士に求め る活動は、個人のみならず企業等が絡む事案を避け て通れなくなっている。そして、法人化された企業 (ほとんどすべての企業であろうが) 活動は国内だ けではすまなくなり、国境を超えたグローバルな活 動とならざるを得ず、企業の内部組織は仕組みが複 雑化・高度化せざるを得なくなる。そうした拡大・ 複雑化する企業活動に応える弁護士の活動もグロー バル化し、その範囲は広範・複雑化せざるを得な い。国際的な知財、M&A等に対応しなければなら なくなる。そうすると、前述の個人事務所では、組 織の規模・形態のうえでも知見のうえでも、対応が 困難となってくる。自ずと大規模共同事務所の姿を 模索せざるを得なくなる。もっとも、国内の個人の 具体的案件についても、人権意識の向上、同調圧力 への抵抗、社会の多様化等によって紛争が顕在化 し、その相談・解決を期待する弁護士活動として個 人事務所が衰退、消滅するとは思えない。これから の社会の多様な要求に応ずるべく個人事務所も共同 事務所も共存していくことになるであろう。

もう一つ、企業等の組織との接点でいえば、弁護 士が企業組織内に入り込み企業の構成員の一員とし て活動するという、いわゆる組織内弁護士の問題が ある。企業側としては、前述したように社会はグロ ーバル化、複雑・高度化してきており、さらに近時 はコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスの 問題等、従来とは違った形で法律問題が浮上してき ている。これら企業に発生する問題解決のために は、従来の顧問弁護士を抱える形態よりも弁護士そ のものを企業内の一員に加え、日々生起する種々の 相談・解決に貢献してもらおうと考えるようになっ たのは自然の成り行きである。他方で弁護士サイド でも、安定した地位と収入のもとで広範な分野で活 動したいという欲求も出てきた。したがって、この 流れは加速こそすれ衰退するとは考えられない。現 代社会の自然な流れではないかと思われる。

以上、齢八十を超えた老弁護士の雑感です。

もし認知症に罹ったら



松村 猛(26期)

私は弁護士業界のこと等何も書けませんが、以下 のことなら一先輩として、読んでもらえるのではな いか、参考になるのではないかと思い筆をとりまし た。ご笑読?ください。

9年前(平成24年)8月下旬のこと。「もう嫌」といって妻は倒れ込みました。私は「どうした」と言って聞くと、介護に行っている母親のところに行くのは嫌だ、と言う。

兄2人の3人兄妹ですが、兄らは週1回コンビニ 弁当を持って行くだけです。妻は、阪神百貨店で 色々と買い、バスに乗って実家近くのコンビニで又 食べ物を買って実家に行き、食事の世話、掃除、そ の他諸々の仕事をして、夕方帰ります。これを週3、 4回やっていました。すぐに通院している医院に紹 介してもらい、尼崎の労災病院で全身のMRI検査を 受けました。異常なしでした。妻はぶどう膜炎で長 年神大病院眼科に通院していましたので、そこで院 内紹介を受け、同病院精神科神経科を受診し、pet 検査で、アルツハイマー型認知症と診断されまし た。

最初は軽かったので、家事など全くしてこなかった私は、妻から家事、掃除、洗濯を3ヶ月くらいかけて教わりました。市に連絡してケアマネジャーを依頼し、要介護申請をしました。要介護1でした。妻を1人で家においておくのは問題と分かり、デイサービスを申し込み、週3日行かせました。徐々に増やして、最終週5回行かせました。

妻は1年後に要介護3になりました。その頃から 症状は悪くなっていきました。

大小便の世話も大変になりました。とても紙面に書けるものではありません。防水シーツも大小2枚買いました。紙パンツも沢山買いました。丁度朝4時10分頃にトイレに連れて行くと、間に合うことが

分かり、毎日その時間に起こしに行きました。私は 老人ですから、一度そのような癖がつくともう訂正 出来ません。今でも朝4時に起きます。

何度も行方不明になりました。神大病院を3年で 断わられてから、西宮のクリニックへの通院途中、 阪神西宮駅で、私が小用を足している間にいなくな りました。駅員によく説明をして大阪行きホームの エスカレーターに乗っているらしいことが分かり、 大阪にいた息子に連絡を取り、曾根崎警察署に連絡 を取ってくれたところ、暫くして阪急百貨店食料品 売場で見つかりました。私は西宮署に行き、事情を 話した後、クリニックへ行き、薬を貰って帰りまし た。別件で、朝4時頃に起きて部屋を見ると、いな かったので、家中を探した後、探しに出ました。駅 の方から大橋へ行き、何人もの出会う人に声をかけ て聞きながら探し、やっと見つけました。家に帰る と朝5時半位でした。2度目は50分位探して、見つ からなかったので家に戻り、心を落ち着けてから警 察に連絡しました。息子にも連絡し、私は、12時過 ぎに警察から連絡があるまで家にいました。遠く離 れた公園のベンチに座っていたところを、警官が見 つけたそうです。春だというのに大変寒い日でし た。

食事もだんだん食べられなくなりました。食事の途中で食べなくなるので、念のため、口まで持っていくと食べるのです。風呂でも同じです。いつも出来ていることは出来ると思い、それをさせようとしても突然出来なくなる。何も出来ないと思って接することが大事です。

2年余り前にグループホームにはいりました。発症して7年、申し込んで3年経ちました。今年9月に、要介護5と認定されました。グループホームは少し新しいと少し高いです。少し長くいると、色々と勧められます。費用は充分覚悟がいります。又、いろいろと勉強しなければなりません。仕事は出来なくなります。今はレビー小体型へ移行したと言われています。私は、両方が併発したと思っています。

認知症は誰でも発症します。アルツハイマー型や レビー小体型認知症では、根本的な治療効果のある 治療薬はありません。アリセプト (ドネペジル)、 メルマー (メマンチン) 等の処方を受けていますが、 これは病状の進行を緩和すると言われますが、効果は分かりません。フランスでは数年前に保険適用を取り消されました。最近初等、中等症患者に画期的な薬が開発されましたが、日本ではまだ承認されていません。リハビリ、パズル、歌などで脳を刺激することがいいようです。

認知症は2025年に65歳以上の5人に1人がなるといいます。世界的な問題です。

貴方や配偶者、両親、子、兄弟。誰がなるか分かりません。私も、認知症になるかもしれないと思いつつ1日1日を過ごしています。皆さんも注意してお過ごしください。

近 況

岡嶋 豊(27期)



1 司法修習卒業50周年に向けて

私は、現在73歳、修習27期です。

昨今、法友倶楽部および弁護士会には、ご無沙汰 しており、近況をご報告します。

コロナウイルス感染の騒動が始まったのが令和元年12月のことで、それ以降2年間、一切の会合、宴会を自粛しておりました。幸運なことに、その前月の11月に、司法修習卒業45周年が京都ホテルオークラであり、その1週間後、東京大学駒場時代のクラス会が東京であり、いずれも出席しております。その際には、同席の皆様とお会いするのも、これが最後と思い忌憚なくお話させていただきましたが、2年経った現在も、未だ心身共に、なんとか健康的な生活を維持しており、弁護士業務もやっております。この分では、50周年にも参加できそうです。

弁護士の仕事は厳しいから、70歳を超えて弁護士をするのは止めるべきと思っていましたが、継続中の事件があり止めることができません。また、長年、顧問料をお支払い頂いている顧問先、過去に事件を手掛けた依頼者からの、相談、事件依頼、事件紹介が未だに来ます。中には事件記録を保管している私

でなければ答えられない相談があります。顧問先の中には、引退した同期の弁護士から引き継いだのもあります。

そこで、法友倶楽部の後輩の先生方に事件を一緒 にして頂きながら、なんとか続けております。

2 諸先生方への感謝

私が、今日まで無事に弁護士生活を続けることができましたのは、多くの方々からの好意と親切に支えられてのもので、深く感謝しております。危機もありましたが、運にも助けられ、なんとか生きております。

振り返りますに、これまでの人生で一番楽しかっ たのは、シアトルにある州立ワシントン大学に留学 していた時です。ワシントンD.Cにあるジョージタ ウン大学でオリエンテーションを受け、シアトルに 向かう途中、当時、コロンビア大学に留学中の石川 正先生にニューヨーク郊外のゴルフに連れて行って もらいました。思い出の深い事件は、某社がサイパ ンで何百億円もの請求をされ、上野勝先生とご一緒 に現地の弁護士にも依頼して陪審裁判に勝訴した事 件です。サイパンは、親日的で海もきれいで、レジ ャーも存分に楽しむことができました。上野勝先生 は関学法曹会で私の先輩にあたります。法友倶楽部 にはジュニア部があり、10年で卒業になるのですが、 卒業するのは寂しいと言ってオーバージュニアを立 ち上げたのが小寺一矢先生です。よく宴会もしまし たし、海外旅行、エジプト、インド、中国あちこち にご一緒しました。私が法友倶楽部や弁護士会の会 務に携わるようになったのは、真鍋正一先生が法友 倶楽部幹事長のときに、副幹事長をさせて頂いたこ とからです。真鍋先生は豊中高校の先輩にあたりま す。真鍋先生を中心に真鍋会というのができ、ゴル フ、旅行、宴会と、そこで多くの知己を得ることが できました。平成12年に法友倶楽部の推薦で弁護士 会の副会長をしておりますが、その時の会長が児玉 憲夫先生です。副会長仲間は、夏住要一郎先生、吉 岡一彦先生、藪野恒明先生、礒川正明先生です。児 玉会として、毎年、忘年会、ゴルフと長い付き合い となっています。平成14年に法友倶楽部幹事長とな り、副幹事長竹岡富美男、桂充弘、小池康弘、土谷

喜輝の諸先生方にお助け頂き、なんとか1年間無事、大任を果たすことができました。修習時代から判例時報を読む会があり、27期判例研究会としてつい最近まで続いておりました。メンバーは、笹山利雄、比嘉廉丈、平栗勲、南川和茂、夏住要一郎、谷池洋、望月一虎、華学昭博、沼田弘一の諸先生方です。これら親しい先生方は、電話1本で、色々、情報をお教え頂けるので助かります。華学昭博先生は優秀な先生で一緒にして頂いた事件はすべて勝訴しています。税務委員会で、現在でも税理士会との事例研究会が続いていますが、これを立ち上げたのが、清水正憲先生と私です。清水先生は、同期ですが、いつもお教えを乞うております。

皆様、大変お世話になりました。感謝の気持ちを 持って、後何年になるかは不明ですが、今暫く仕事 を続けることにします。

法律事務所の円満な承継と 困難な事情 — 私の経験から



北 岡 満(27期)

私は司法修習27期です。弁護士登録後46年になり ます。

そして、この46年間特に印象に残ってきたことは個人事務所の承継の困難さ、事務所閉鎖の時のむなしさ、脆さということでした。私は、自分自身が、法律事務所崩壊、閉鎖の渦中にいたこともあり、その他にも事務所承継の困難な場をいろいろ見てきました。

そこから思うことは、法律事務所は弁護士の力量はもちろんのことながら、依頼者や、従業員など関係者に支えられているのであり、長年培ってきた法律事務所は社会的インフラでもあると思います。長年築き上げてきた社会的資産を、穏やかに承継させる方法がないか、閉鎖するにしてもソフトランディングしてほしいと考え、本稿を書きました。

第1 まず個人事務所の経営者が高齢になるとどの ような状況になりやすいか

個人事務所の弁護士が高齢となった時、以下のような罠に陥りやすいと思います。

- ① 自分は年は取ったがまだまだ現役で働ける。事 務所の承継は、今は必要ない。そのうちに考える。
- ② 事務所は、今は赤字だが、たまたま売り上げが 落ちているだけで、そのうちに大きな事件が来る かもしれない。また、売り上げが戻る可能性もあ る。
- ③ 自分が動けなくなっても同期や友人の弁護士が、事件は引き受けてうまくやってくれるだろう。法律事務所は自分の代で終わればよいので、 承継など考える必要はない。

と、煩わしい事はすべて先送りしてしまいがちで す。

しかし考えてみてください、年を取れば売り上げは右肩下がりに落ちていくことを。そして生身の体はいずれ衰え、事務所を閉鎖するか引退しなければならない時が来ることを。なじみの依頼者も同じように年を取り、亡くなられたり、引退されます。そして事業所の場合は、次の世代に経営者が変わります。次の世代の経営者は、自分と同じ世代で大学の同窓生など気安く相談できる弁護士を顧問としたいと考えるものです。

第2 そして突然事務所の閉鎖となれば

- ① 長年働いてきた従業員は解雇されます。特にボス弁とともに長期間勤務してきた事務員さんは、ある程度の年齢に達し、家族もあって、給与も世間並であれば家族もそれで支えられてきており、失業すればたちまち途方に暮れるでしょう。
- ② 継続している事件はどうするのか。放り出すわけにはいきません。弁護士が突然死すれば、その時は弁護士会や同期の友人弁護士が何とか承継してくれるでしょう。しかし依頼者にすれば信頼して着手金も払い事件を頼んだのに、全く知らない弁護士に一から説明し直して、引き受けてもらうことになるのです。引き継ぐ弁護士にしても、引き継ぎがいのある事件ばかりではないでしょう。すでに受け取っている着手金も返還されない事が

多いでしょう。遺族に着手金を戻せというのは現 実的ではありません。そのため引き受けてもらう 弁護士には、着手金なしで好意で事件を引き受け てもらうのが現実です。

③ 事務所を閉鎖するにもお金が要ります。資産を 食いつぶし借金が残ることもあります。

事務所を閉鎖するにも退職金その他でお金が要ります。まして辞め時を間違うと資産もなくなり 借金が残ることになります。

なぜ赤字になっているのに続けているのか。それは、家賃その他の固定経費は変わらず、長年いる従業員の給料も徐々に上がっている、しかし情からしても従業員はなかなか退職させられない、売り上げは徐々に落ちていき、そしてある時から赤字になる。その後も廃業できず、長年赤字経営を続け、貯金を切り崩しているということは珍しいことではありません。

第3 ボス弁の突然死と事務所閉鎖について

私が最初に勤めた事務所は、経営者弁護士が高齢 (67歳)で、スタッフの経費が大きく、事務所経営 が赤字だったと思われる事務所でした。

当時の事務所は以下のような事務所でした。

- ① 勤務弁護士3名(先輩の勤務弁護士1名、同期の弁護士2名)、男性事務員2名 女性事務員2名
- ② 事務所の主な顧問先、クライアント等の内容 金融機関(信用金庫1、農協4)、東大阪市内 を中心とする中小企業約20~30社、地方自治体等 の顧問先がありました。
- ③ 私が勤務した1年後に、経営者弁護士が突然亡くなられたのです。亡くなられる当日事務所のスタッフを、経営者弁護士が自宅に招いて、話をされるということでしたが、結局何の指示も出されることなく亡くなられました。

経営者弁護士が亡くなられた当初一か月くらいは、残ったスタッフで協力して、今までどおり仕事を継続していけばよいと思っておりました。しかし事態は、すぐに金銭的なことから問題が生じるようになりました。

2か月先のボーナス月になると、ボーナスは全

く支払うことが不可能で、それを遺族にお願いできませんでした。弁護士が亡くなられると、毎月の顧問料収入だけでは経費は賄えないことは自明の理でした。ある程度まとまった着手金および報酬が入ってこないと事務所は成り立っていかないことがよく認識できました。

結局事務所の依頼者は、ボス弁が存在することで事件を安心して任せているのであって、ボスが亡くなって事務所の責任者がだれか明確にできないような事務所を不安に思い、新しく事件を依頼することを躊躇したと思われ、新件の依頼がなくなりました。

今にして思えば勤務弁護士も、積極的に事務所 の承継を経営者弁護士に求めたらよかったと思い ますが、そのようなことは勤務弁護士からは言い 出すことはできませんでした。オーナー弁護士 は、早い目に事務所の承継を考えていただくべき だったと思います。当該事務所はボス弁死去後1 年で消滅することとなりました。

第4 事務所承継について考えること

弁護士の高齢化は、皆に平等に巡ってくるものです。これに対処する一番の方法は、法人化、共同事務所化か、あるいは後継者の育成しかありません。 どの方法をとるかは、オーナー弁護士の置かれた状況によって対応が異ならざるを得ないと思います。

事務所承継には、

① 親族間承継

これが可能であれば収益の分配など、煩わしいことはほとんどすべてクリアーできます。事業承継に絞れば、親族間承継が一番スムースに行くことが多いと思われます。しかしこの点の一番の問題は、親族で司法試験に合格して法曹資格を得て承継してくれるものが現れなければ、実行できないことです。このことの可能性がなければ、この方法は期待できません。

② 勤務弁護士への承継

勤務弁護士への承継は、通常可能性が一番あると思います。しかしボス弁護士と勤務弁護士との相性に大きく左右されると思われます。結局ボス弁の度量とともに、勤務弁護士の人間性・力量、

双方の協調性、利益の配分についての双方のこだ わりのなさなどに係るものであると言わざるを得 ません。

結局この点で、両者がうまくマッチングしない と、勤務弁護士への事業承継は難しいのです。

③ 共同事務所での承継

この場合は、法人化に近い状態になっている場合が多いのではないかと思われ、普段から仕事で協力していて、クライアントの信頼も個人だけでなく、事務所全体としての信頼が育まれていれば、うまく事業承継出来ると思われます。

④ 法人化による承継

弁護士法人は、「国民の弁護士利用の利便性の 向上と弁護士の経営基盤の安定化を図る目的」で その設立が認められています。そこで述べられて いる通り、法人化は弁護士基盤の安定化のツール といっても過言でありません。親族承継、等が困 難な事務所は、もはや法人化を視野に入れて考え るべきと思えます。

法人化は形だけでなくその中身にも魂を入れて、法人を社員全員のものとして、また社会の公器となることを目指すべきと思います。

私は前述の通り、経営者弁護士が突然亡くなられた時、あっという間に事務所が崩れていくことを経験しました。事務所の承継の大切さを身をもって感じたのです。その為私の事務所も法人化は避けられないと思い、平成30年5月に法人化しました。

今は私は煩わしい事件処理から解放されて、気持ち的に大きな解放感もあります。そして事務所のスタッフにも安心感があると思います。個人は脆いものであるということそれは頭ではわかっていても、実際にそれに対応するのはむつかしいことです。

それぞれの事務所が良き後継者を得られ、永続 される体制を取られることを心から願わざるを得 ないものです。

本稿を書くにあたっては、第21回弁護士業務改革 シンポジウム資料「法律事務所の事業承継」を参考 にさせていただきました。

法律事務所のOA化・IT化



清水正憲(27期)

私の弁護士登録は、1975年である。登録後約半世紀となるが、裁判手続のIT化が進められようとしている現在、この間の法律事務所での技術革新(?)について、私の曖昧な記憶でも何かの役に立つかと考え、法友倶楽部90周年の機会に、文字として残しておくことにした。

1 コピー機

弁護士の業務の中で、「写しの作成」というのはかなりの比重を占めている。特に、「直送」という制度がない時代には、準備書面も書証写しも、最低限「正本」「副本」「控え」の3通の作成が必要であった。コピー機がない間は、すべて手書き(一部は和文タイプに置き換わったが)で複数の通数を作成していた。

そんな中で、普通紙コピー機(現在の複合機のコピー機能だけのもの。外見はあまり変わらない)の出現は、画期的であった。法律事務所に大体行き渡ったのは、1980年前後だと思うが、それまでは、スキャンした原稿を写真の印画紙のような用紙に「焼き付ける」機械があったが、鮮明さも今ひとつで、用紙も薬品を塗った特殊なもので高価であった。それが、普通紙に鮮明なコピーが比較的安価に取れるようになって、弁護士の業務は大幅に効率がよくなった。

これが後のデジタル複合機へと繋がっていく。

2 ワープロ

準備書面などの文書作成作業での画期的な出来事は、ワード・プロセッサー(WP)の出現であった。それまでの「和文タイプ」と違って、ディスプレイ上で入力結果を自由に編集でき、しかもそれらの成果はいつでも媒体に保存し、取り出すことができるという「優れもの」である。

法律事務所にWP専用機がほぼ行き渡ったのは 1980年代後半だと思うが、それまでのように原稿を 書面に書いて推敲した上でタイピストに回すというのではなく、弁護士がいきなりWPに入力して書面を作成するというスタイルがその後徐々に一般化していき、WPにより法律事務所の文書作成事務が根本的に変化したと言ってもよいであろう。

WPは、パソコン(PC)普及に伴い、専用機からPCのソフト(一太郎やWord)へと変化していったが、もはや弁護士の業務に不可欠の存在となっていることに異論はないであろう。

3 PCとインターネット

PCが法律事務所に普及したのは、ウィンドウズが一般化した1990年代後半以降であろう。それまでのPCは、汎用性はあるものの、取扱いに知識も少し必要で、WP専用機のように一般化はしていなかった。

しかし、ウィンドウズという直感的なインターフェイスとそれに同梱されたソフトによって、インターネットや電子メールが比較的簡単に利用できるようになると、それらの利便性が徐々に認識され、2000年ころには、WP専用機とほぼ入れ替わったと思われる。

そして、ウインドウズ上で機能する判例検索ソフト、表計算ソフト、会計ソフトなどの普及も「事務所のOA化」に寄与していった。

当初のインターネットは、従来の電話回線を利用したもので、速度も遅く、大量のデータを処理するのは難しかったが、光回線の普及とPCの性能の向上により、2010年頃までには、常時接続のインターネットの環境が普通になり、無線LANの普及とも相まって、今日のIT時代に直接繋がっている。

4 複合機など

WPに少し遅れて、しかしかなり素早く普及したのが、ファクスである。文書がほぼ瞬時に相手に届くのであるから、それまで文書は郵送に頼っていた弁護士業務からすれば、画期的な出来事である。民事保全法施行時(1991年)に採用された「直送」という制度は、当時既にファクスが普及していたことが前提となっていた。

スキャナーは、当初は、PCの普及とともに、 OCRを使うために利用されることが多かったので はないかと思うが、今や文書の電子化には欠かせな い装置となった。いずれ、読み取った電子データを 電子メールで送ることにより、かなりの部分がファ クスに置き換わることになるのであろう。

ファクス、スキャナー、コピー機、プリンターの機能を結合したものが、2000年前後から普及し出したデジタル複合機である。LANと接続したり記憶装置を備えるなどして、高度な機能を有するようになってきており、便利な存在だが、世のペーパーレス化の傾向にどう対応していくかが今後注目されるところである。

5 電話

電話は、恐らく弁護士業務のかなり初期の段階から、長い間重要な通信手段であった。

私が弁護士登録をした頃には、既に機械式のボタンで回線を切り替えられる、代表電話番号に対応した電話機が法律事務所にはほぼ普及していたと思う。1980年代中頃以降は、ボタンが電子式になり、電話帳、留守電など多機能化し、かつ安価になっていったが、その後は、ハードとしては、画期的な進化はしていないように見受けられる。

携帯電話が弁護士間に普及していったのは、1990 年代だと思うが、これによって、電話の場所的制約 がなくなったことが大きい。弁護士の仕事の仕方 も、かなり変わったと思われ、通信分野でのファク スに続く革新であった。

携帯電話でインターネットや電子メールが扱えるようになり、さらにスマホの時代になって、益々便利になったが、5G時代を迎えて、法律時事務所のOA化、IT化に新たな展開が見られることであろうと、これからも楽しみにしている次第である。

法友倶楽部女性会員雑感

池田容子(28期)



法友倶楽部90周年おめでとうございます。私も、 政策団体法友倶楽部の会員として育てられ、鍛えら れ、助けられ、早、45年。そこはかとない、やさし さ、温かさ、自由さ、政治色なし、大半の法友会員は、人権活動には縁遠い個人経営事務所集団でしたが、女性会員の増加とともに、法友会員数も増加の一途を辿り、様変わりのこの頃です。

法友倶楽部推薦 中西会長の折の目撃談

たまたま、私の弁護士10年目?婦人法律家協会大阪支部長の折、当時若い女性会員から、「女性修習生を男女の別なく採用してください」との申し入れがありました、女性会員の賛同署名を添えて、大阪弁護士会会長様宛お願いしたことがあります。法友の真鍋先生「私の兄弁」を通じて、コンタクトを取らせて頂けました。

このとき同性の大先輩の河合徹子先生のご指導も あり、また、先輩の徳矢典子先生を先導役にお願い でき、恐る恐る初めて伺いいたします大阪弁護士会 理事者室。徳矢先生の美人で明るく上品なお人柄の ご挨拶で、理事者の皆さんは、本当に和気あいあい と、徳矢先生のお兄さんのご様子までお尋ねされる 等、和やかな中でご了解して戴けました。日を置か ず、月報に掲載して下さる原稿の確認を頼まれまし た。その担当理事さんから、訂正も可とお聞きしま したので、「女性会員から頼まれ困っている」よう なニュアンス的箇所が気になり笑い話にならぬよ う、それでいて、私たちの思いが伝わりますよう願 い、文章の順序だけ変えさせて頂き、訂正分をお届 けしたのです。ところが、これを一読された担当理 事さんは、顔を真っ赤にし、湯気まで出されて、お 怒りになったのです。私は何一つ文字は触らず、冒 頭部分と結語部分の文章の順序を変えさせて戴いた だけなのに、訂正可とおっしゃられたのに、と、思 うも、呆然自失なすすべもなく、頭を垂れておりま した。このとき私に同行して下さったその理事さん と同じ会派の若手会員後輩の女性は、後ろから私の 衣服を引っ張ります。助け舟の合図です。後に知ら されたのですが、この理事さんは、会派の中でも超 エリートで、後光がさすほどに偉い方だったので す。文章力にも優れ、女性にも理解のある方との衆 目の一致する人物評の方だったのです。そこへ、人 権感覚豊かな、大人?の理事さんがとぼけ?て出て きて下さり、「どうしたんやー」とズボンのベルト

をずり上げながらご登場下さり、その険悪な話の中にお入りくださり、「どうや、私に任せてくれないかなー」と助け船、本当に「天の助け」でした。そしてそのまま「月報掲載」かないました。大弁理事者の皆様の一糸乱れぬ大人の会務に感謝いたしました。

法友倶楽部輩出、滝井会長の折

女性弁護士希望者は増加するも、採用先がない女性修習生のための弁護士実務研修受け入れ事務所を 設営お願い致しました。

先生も即お受け下さいました。ところが、でき上った公設事務所は、まったく異質のものでした。男性会員だけ?の様相を呈し、大阪弁護士会員個々人の厳しい現実、知らされました。

岡嶋豊副会長のご尽力で法友推薦の家事調停官制度もお作りいただけました。当初は私の願い通りでしたのに、今では半額に減額され残念でしたね。弁護士の能力、資格推薦基準制度も含めて、裁判所にお願いされては、如何でしょう。私は、今でも、この時の岡嶋先生の卓越したその理解力と、何物にも左右されないあの自然体の実行力あってこそと、ご尊敬致し、感謝申し上げております。

小寺会長の時のお願いは?

私は、①家事調停委員もペアのお一人は、必ず弁 護士や法律専門家を担当させて下さい。そして、② 大阪弁護士会新会館に弁護士のための保育所設置を お願いします。とのお願いを致しました。が、未だ 実現できておりません。

システム障害?どこで、どなたが「えんこ」されましたのでしょう? 理事者としての心構え、責任感と実行力のある、日本の司法の一員としての誇りと勇気と、日本の裁判所を守る気概にあふれる法友倶楽部輩出の理事者、役員のご登場を心より願っております。

家族模様

平穏・無事、夫婦元気に実務に携われ、日々感謝です。できましたら、20年前に若返らせてもらえないかと願う、寿伝説の心境です。今は主なき子供ら

の部屋の空気の入れ替えに、窓を開けると、爽やかな風に乗って、あのわんぱく盛りの子らとの思い出がよみがえり、子らの勉強机の上に置かれたままのピノキオの木造人形や、使い古された目覚まし時計に、今の幸せに感謝とお礼と今後ともの子らの幸せ願うこの頃です。法友のみなさん、これからもよろしくお願いします。 (令和3年10月吉日記)

2021年法友倶楽部と私



植田勝博(29期)

1 法友倶楽部への入会

昭和52年4月に、弁護士登録と同時に法友倶楽部への入会をしました。私のボス豊藏亮先生が所属していた誼です。兄弁は瀬戸精二、岡嶋豊です。弟弁は清田冨士夫、益満清輝、松村剛司です。豊藏亮先生のボス弁は荻野益三郎先生、蝶野喜代松先生、ボス弁の弟弟子は丹羽教祐先生、塚本宏明先生、好川照一先生、藤巻次雄先生、柏木泰英先生です。まさに、ヤクザの親分子分の関係の世界です。一緒に登山や忘年会など身内の親密な世界でした。法友倶楽部は、旅行、幹事会などで一気に人脈が拡がりました。当時、大阪弁護士会は、会長、副会長選挙が恒例であり、法友倶楽部の会員同志の絆は強いものであり、他会派への票採りなどで同期だけでなく他の会派の事務所や人も多数知りました。

大阪弁護士会委員会は、司法問題対策委員会、民 暴委員会、法律相談センター、消費者委員会(平成 6年消費者保護委員会委員長)などの委員会を重ね ました。一挙に弁護士及び弁護士会との接点が拡が りました。

2 弁護士村から弁護士自治

大阪弁護士会は、顔を知り、人となりを知り、通 夜、告別式などへも参列することにより、緊密度は 深まり「弁護士村」でした。弁護士の土台の共有度 は大きく、弁護士の絆と、弁護士会が行政から独立 した人権の擁護機関として、又司法の一翼を担う機関として、「弁護士会の独立」「弁護士自治」の意識が強く醸成されていきました。

3 消費者問題

入会した昭和52年にサラ金問題研究会(代表木村達也先生)が発足し、当時、サラ金被害が跋扈し、「サラ金110番」の出版があり、事件の取組をしました。

① 自己破産の同時廃止への取組は、昭和55年ころに、大阪地裁第6民事部の同時廃止拒否に対する国家賠償請求(団長三木俊博先生)との取組。私が受けた事件で国庫仮支弁の決定を得てそれが報道されて、国庫仮支弁を避けたい大阪地裁は、予納金がなくても自己破産ができる同時破産廃止を認め大阪地裁方式とされました。

② ボスの支援

サラ金債務者の受任は、1人の債務者が20件程度の負債を負って相談がされ、受任通知書を送付すると約15件余の業者から「貸したものは返すのが当然」「悪い弁護士はバッジを取ってやる」などの怒鳴りの電話が入り、事務所の2本の電話はつまってしまいました。他の弁護士が仕事ができなくなり、豊藏先生は「植田用に何本電話がいるか」と言われ、「そんなおこがましい」と答えると、ボスは「3本つけよう」と言われて驚きました。ボスを含めた3人が2本を使い、私だけで別に3本の電話、正に驚きでした。

豊藏亮先生は、放送局等の顧問をしており、 色々なタレント、プロダクション、興業の、著作 権等の相談や契約書の作成の多数の仕事があり当 時著作権のプロになった気分でした。長くイソ弁 をしましたが、顧問会社などは豊藏事務所が下敷 きとなって形成がされ、私の弁護士生活の土台を 豊藏先生に全て作って頂きました。三つ指をつい て豊藏先生にお礼を申し上げるしかありません。

③ 年金担保の罰則、法改正は、平成12年ころに年 金担保被害対策全国ネットワーク (代表甲斐道太 郎先生、私が副代表)を設立して年金、生活保護、 被爆者援護金などを担保とする事件と運動に取り 組みました。平成16年12月に、年金担保の罰則制 定の貸金業法の改正を実現しました。

- ④ 平成11年(1999年)ころ「目ン玉売って金返せ」 と怒鳴った日栄の高利金融の日栄弁護団、
- ⑤ 平成16年ころヤミ金の自殺事件の弁護団(ヤミ金対策法、貸金業法改正)、
- ⑥ 武富士弁護団(平成22年ころ、武富士役員責任 追及事件)

などで、鈴木嘉夫、高橋敏信、私のイソ弁であった 山田治彦、松尾吉洋らの各先生の奮闘があり大きな 成果を上げることができました。

クレジットサラ金のグレーゾーンの廃止(利息制限法と出資法の乖離をなくす)の活動は平成18年に法改正が実現し平成21年に完全施行がされました。

- ⑦ 昭和60年頃、豊田商事、
- ⑧ クレジットの立替払の抗弁の取り組み、
- ⑨ 「訪問販売法改正協議会」(代表三木俊博)の活動などがあります。
- ・宗教事件本覚寺・明覚寺事件、法の華三法業、その他。
- ・消費者法ニュースの発行

1989年(平成元年)松江の日弁連人権大会「消費者に武器を」が開かれ、その準備の打合せの際に、従来のバラバラの消費者問題の情報を合体した情報誌を発行する話しが上がり、私が発行責任者となり、クレサラニュース、訪販改正協、豊田商事のニュースを核として、銀行、証券、先物、化粧品、PL責任など、当時の消費者問題の事件、情報を集めて、会場で0号を発刊し配布しました。現在、2021年7月をもって128号を発行して32年間の歴史となります。

4 動物問題

妻が犬好きでサルーキーを飼い、それが冊子「法 友」の表紙を飾ったこともありました。

- ① それが縁で、「セラピードッグ」の商標登録が され使えなくなったとの相談が舞い込み。小野昌 延先生にアドバイスを受けて、特許庁に無効審判 請求をして特許庁がこれを認め、晴れて一般に 「セラピードッグ」が使えるようになりました。
- ② 「動物法ニュース」の発行 セラピードッグが縁で、2003年に、冊子「日本

セラピードッグ」を発行し、動物愛護活動をする 人達が参加するようになり、「動物法ニュース」 に名称を変更をし、現在50・51号合併号を発行し ています。

③ THEペット法塾

吉田眞澄先生(元同志社大学、元帯広畜産大学 副学長)の依頼で「吉田ペット法塾」を作り、吉 田先生が帯広に行かれてそれを引き継いだ私の主 宰の「THEペット法塾」として動物勉強会を開 催しています。動物事件を取り組んできました。 兵庫県相手の住民訴訟は係属中です。

④ 動物法の核は、動物愛護法、鳥獣保護法(「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」)です。日本人において動物はモノであって、人間にとって都合のいいものは利用し、都合の悪いものは駆除します。犬猫は糞尿等の理由で行政が税金で駆除、サルなどは民家へ接近するとして迷惑・不安などといって駆除、シカ、イノシシなどは農業被害、林業被害といって駆除します。

動物が生きる生活環境を奪う文化は、動物の命と動物との共生からはほど遠いものです。他の動物が生きられない環境は人間も生存できない環境というべきです。他の動物も人間と同じ、愛情と信頼、不安や恐怖、憎悪などの感性を持ち、同じ命を持つ生き物であり、命は共有しています。動物の命への攻撃犯罪は、人の命に対する攻撃犯罪につながります。

動物の命の扱いは、人の命への扱いと共有をしています。「その国、社会の動物への扱いを見れば、人への扱いも分かる」と言われます。動物の命と共生は、「生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資する」ことを目的とします(動愛法1条)。

5 多様な刑事事件があり、無罪は取ることはできませんでしたが、加害者のお母さんと被害者宅を詫びて回りながら嘆願書や弁償金受領の文書を得る活動をしたり、解離性同一性障害の女性が、他の男性を指揮して強盗をしたとの事件で、心神耗弱と情状による2重の減刑により執行猶予を取ることができ、その女性はその後間もなく亡くなりました。親

子の一緒の生活と別れができたのは良かったと思います。

6 豊かな弁護士生活の土台は法友倶楽部の先輩諸 先生との巡り会いから始まりました。弁護士はエリートであり、弁護士が自由であること、法律を仕事 として社会に向かってその主張をし、素人では闘え ないような場面に社会を変えていく機能を有し、社 会を変える場面に立つことができる極めて恵まれた 職業だと思います。

このような活動ができたその土台は、今は亡き、 恩師、ボスである豊藏亮先生の厚いご支援の賜物で あり、私を育ててくれた法友倶楽部で、大阪弁護士 会です。深く感謝する他ありません。

弁護士生活45年とこれから



瀬戸則夫(29期)

1 皆さんご無沙汰いたしております

弁護士登録の1977年に法友倶楽部に入会してから 45年も経ちました。入会してからの15年ほどは、会 合にもかなり出席し、ジュニアー部代表幹事、庶務 幹事及び次席副幹事長も務めさせていただきまし た。しかしそれ以降は、本業以外での子どもの権利 委員会活動にばかり注力してしまい、法友の会合に 疎遠となりまして存じ上げない会員が大半です。法 友誌には大弁から40年表彰を受けたときにお礼の意 味で40年回顧を寄稿させていただきましたが、この たびは90周年誌への寄稿を同門の小池部会長からの 要請を受けました。古希となって5年間も相応に元 気で細々ながら弁護士活動を続けている者としての 歩みを、それを支えてくれている所属事務所のこと にも絡めて記します。

2 40年弁護士生活の簡単な振り返り

登録後10年は弁護士の助走期間でして、11年~30 年は、町弁+中小破産管財人業により事務所経営と 家計を十分維持しながら、子どもの権利委員会活動 に情熱を注いだ充実の20年間でした。

還暦後の5年間は、子権委卒業と前後して破産管 財人業務も卒業となりまして、情熱対象の喪失と収 入減少に戸惑った過渡期でした。

36~40年は、余裕時間の大半を中小民事事件のより丁寧な処理に投入するとの意識変革ができ始め、顧客や収入もやや回復をみるようになり、民事訴訟活動の醍醐味を味わえる余裕が出た5年間でした。

3 41年目からの3年間

まず私の現在の弁護士業務の特色といえば、懇意の保険代理店の関係での弁特による交通事故賠償案件を常時7、8件抱えていることと、数社の顧問会社の関係での請負工事関係紛争で常時2、3件を抱えていることです。その他雑多な民事事件も何件ずつか抱えていますが、余裕時間が十分あることもあって、民事の町弁として事件処理にこだわりと楽しみを抱いて過ごしております。

次に所属のいぶきLOの一員としてのトピックの最大のものは、その共同創立した22年前に私が無理を言って独立させてもらった老松共同LO経営の同期の日下部君を、いぶきLOの一員に迎えることができたことです。日下部君は一人で悠々自適の事務所経営を続けてきましたが、古希を前にして取扱い業務の拡大と事業の承継を真剣に考えるようになっていたことから、いぶきLOの7人目の一員になってもらったものです。

さらにそれと関係する私にとって大きなトピックは、経費共同のいぶきLOの皆が、私ら2人の古希弁護士の分担経費を、毎月定額負担制から歩合制に変更してくれたことです。年金受給年齢ですが収入が不安定・先細りとなりつつある老弁護士としては、なるべく大きな収入を得て事務所にも貢献したいと願いつつも、低収入の月の一定割合額の経費負担で良いとの経費歩合制は、精神衛生上大助かりです。敬老精神あふれるメンバーたちに感謝一杯です。

4 その後のコロナ禍2年

コロナ禍での2年間は、皆さん同様に老弁護士の

生活にも大きな変容を強いられました。2020年春の宣言から現在まで続くコロナ禍で事務所でも人並みに、事務局員に時短制を取り入れ、マスク着用と換気を心掛け、消毒液とアクリル板を設置したりしています。弁護士生活として最大の対策は、各人ペースでのテレワーク多用が推奨され、会議もWeb併用となったことです。私も以前、毎週平日5日間、朝から夕方まで京都の自宅から出勤していましたが、概ね裁判期日が入っている週2日ほどだけを大阪の事務所に出勤し、それ以外の平日3日間ほどはテレワークとなりました。自宅の狭い納戸部屋を机・簡易ソファを設置して人並みに個人オフィスに改装し、ノートパソコンで、起案やメール送受信や事務所保存データへのアクセスをし、家庭用印刷機も駆使しています。

業務遂行のかなりの部分を自宅で行うようになったことでの利点としては、1日3時間の通勤時間が節約できること、自室で好きなFMをかけ放題にして起案できること、過去の研修がWebで好きな時間に視聴できることなどがあります。またこのようなテレワークの進展での初歩的なデジタル経験は、完璧なアナログ弁護士であった私にも、近未来の民事裁判IT化制導入への抵抗感をだいぶ引き下げてくれてもいます。

他方でこの事態での残念なこともあります。以前の出勤のときの昼食スタイルが、必ず3、4人で気に入った飲食店に行って世間話をしながらであったことが許されなくなったことです。その昼食時には、後輩たちと相互に仕事の助言をし合ったり、判例・裁判所や法曹界の動きなどについてのフランクな意見交換ができていて、頭と意識の老化を遅らせてくれていました。それが断ち切られたことは私にとって大損失です。

5 これからの弁護士生活へ希望

とにかく、一日も早いコロナ収束を切望していますが、あと5年は週2回程いぶきLOに出勤して後輩たちと昼食会を楽しみたいです。そして若干の顧問先と民事事件を後輩たちの助力も得つつ、丁寧な対応を続けることを希望しております。

(令和3年11月2日)

引退間近の歳に想うこと



矢島正孝(29期)

法友倶楽部が90周年を迎えたことにお祝いを申し上げますとともに、自分とも重なる感慨を覚えるこの頃です。私は、日弁連登録から44年と6か月経ち、気が付けば健康保険証が後期高齢者に切り替わっております。

思えば、孤独な職人世界で永らえてきて、老人界に入り、さらに孤立感と向き合っています。こんなに辛い仕事に負けそうな自分を支えてきてくれた家族、友人、事務所同僚の温情に実のところ頭が上がりません。家族・友人たちは、高慢ちきで、自己チューな「私」を見捨てず、よくぞここまで応援してくれたものだと思い、寒い思いもよぎります。

個人的に一番辛かったのは、弁護士駆け出しの頃 で、社会常識もおくれていながら市民・企業と対等 に交流しなければならない嬉しさ、恥ずかしさ、う しろめたさが交雑する中、要件事実理論の何たるか も弁えず、要件事実をどう深めればいいのか、さら には、人間力の涵養にどのような努力と時間を割け ばいいのかも、わからないまま、一日が終われば酒 に酔った勢いで朝を迎えて修羅場に飛び出す毎日で した。このように不届きな法曹としてどこかで懺悔 をして更生しなければならない機会を窺がってもい ましたところ、公害問題・サラ金問題・環境問題・ 豊田商事事件・整理屋との闘い・暴対法施行と民暴 問題のオフィシャル化の時流にサーフすることがで き、先輩弁護士たちから現場あるいは被害者(当事 者) から社会に対する識見と要件事実の要所を学び 取る生き方を習い、登録後10年をこえてやっと、自 分なりの社会観や要件事実の体得に目覚め始めた記 憶があり、それにつれて弁護士としての生きがいに も目覚めるようになり、さらに齢を重ねるにつれて 修習生など若い人たちに法曹のやりがい、学び方を レクチャーできるような先輩弁護士の仲間入りがで きるようになりました。

裁判プログラムに精通し依頼者に貢献できるリーガルサービスのあり方を見つけられる年季を身に着けることができると、誰からも指図されず、独自に仕事の目標をさだめてプログラムを策定し、その成果を独り占めできるのは法曹の醍醐味であろうかと思いますが、司法修習という職業訓練は経るものの、駆け出しは辛く、苦しんだ日々はつい昨日のようです。

司法試験や法曹養成制度の変更によって、また企業の法務対策内製化の波とともに、若手弁護士の競争は激化し、チャンスは年々狭まってきているのは誠に残念でなりません。私たちの世代がいい時代を過ごしたといえばそれまでですが、それには社会の進化の歯車がどこかでエラーをきたしているように思えてなりません。この半世紀のうちの新自由主義という効率競争のために、あらゆる文化の共有領域がそぎ落とされて、社会全体にとって大事なものがどんどんスポイルされていっている現象とも密接に関係していると思います。

生産性の効率化のために無秩序に化石燃料を浪費したために、地球環境はあと数十年で後戻りできない温室効果変化の極限に達するそうです。そうした科学的真実をフェイクだと握りつぶした政府首脳もいましたが、パンデミックを経験して、やっといま、生産の効率化だけを追求する資本主義を見直そうという政治スローガンが登場してきましたが、果たして数十年という地球規模の時間感覚に間に合うものかどうか不安は解決されそうにありません。

環境保全はもちろんのこと、新しい時代に向けて、司法制度も、あらゆる社会文化も、営利思考を正して、世界全体の持続性を保障するため、公共性を重視する社会づくりや政治システムの開発が大事ではないかと、この歳になってやっと反省できるようになりました。

この前の衆議院選挙で投票所に行きましたが、小 選挙区が敷かれて久しく、投票所の候補者パネルを 見ただけでは、社会や政治の未来が全く見えない、 まるで暗がりでものを探すに似た感覚に襲われま す。

弁護士会をはじめとして、各界で、人類や地球上 の生物の生存を脅かす温暖化問題ひとつにしても、 公共の大事さ、人類の英知の引き出し方、など、もっと大きなことについて社会・政治をリードできる 活動はできないものでしょうか。

かつては、公害を告発して公害のない社会づくりをリードしたり、サラ金にはじまる人権無視の庶民金融取引やマフィアと経済の癒着を告発して闘ってやっと世界水準の金融秩序に追いついてきた、また、女性とこどもの人権を支え続けているという弁護士会活動の伝統を今ふたたびよみがえらせたいものです。

法友倶楽部から得たもの

川原俊明(30期)



私が法友倶楽部と関わることになった契機は、30 期司法修習生として大阪弁護士会で実務修習し、弁 護修習のうち刑事弁護を担当していただいた宮崎乾 朗先生の事務所に配属されたことに始まります。



当時は、二年間の修習期間でした。今の新司法試験ならびに一年間の修習制度と違って、時間的余裕のある楽しい修習生活でした。特に弁護修習では、法律事務所の事務員さんとの「合コン」が楽し

みでした。当時は、「合コン」(合同コンパの略)ではなく、「合ハイ」(合同ハイキングの略)と呼んでいました)。



それだけ、当時の若者は、私を含めて、純粋だっ たのかもしれません。

私は、大阪弁護士会配属30期生の「合ハイ委員長」 でした。宮﨑乾朗法律事務所(現・弁護士法人宮﨑 総合法律事務所)の女性事務員さんを中心に配属先 事務員さんを募って、奈良の「山の辺の道」ハイキ ングに行ったことも思い出深い合ハイの一つでし た。合ハイの楽しさの余韻を残して弁護修習を楽し んでいたところ、ボスの宮崎先生から「事務所に来 い」という命令、私も「ハイ」という二つ返事で勤 務先の法律事務所が決まってしまいました。あとで 聞くと、修習生の就活は、普通、複数の法律事務所 を訪問し、互いのマッチングにより勤務先を決める そうです。私は、「事務所訪問」の経験もまったく なく、宮﨑先生に吸い上げられてしまいました。当 然のことながら、会派も最初から法友倶楽部に決ま っていました。もともと、他会派の存在も知らず、 選択の余地もないことも、かえって気軽でした。

要するに、宮﨑先生との出会いが、法友倶楽部との出会いになります。

当時、宮﨑先生は法友倶楽部の会派活動を熱心に されておられました。

法友倶楽部推薦のもとで、激烈な選挙戦を経て、 大変苦労されて副会長になられたという経緯を聞い ていました。宮﨑先生は、強烈な個性の持ち主だけ に、ぞっこん惚れ込む人もいれば、敵側に回る人も いて票は分かれます。票の獲得を要する選挙では、 苦労されたのだろうと思います。私は「ぞっこん惚 れ込む」方でした。私の奥さん(旧姓・中村由利) は、宮﨑先生の秘書をしており、この選挙戦も身近 に見ていたそうですが、この選挙のおかげで、宮﨑 先生の髪の毛が真っ白になった、と聞かされていま す。

私は、法友倶楽部に入り、宮崎先生の幅広い人脈のおかげで、私自身にも、会派を超えた多くの諸先輩、同期生、後輩とつながりが持てたことは、私の弁護士活動に大きなプラスになりました。法友倶楽部に感謝するところです。

また、宮﨑乾朗事務所に入ることによって、素敵 な伴侶を見つけることができたのも、法友倶楽部に 間接的に感謝しなければなりません。 反面、宮﨑先生の過激な選挙戦を聞かされていただけに、私の会派活動には反面教師として写りました。その結果、法友倶楽部での活動には消極的でした。

会派活動が、役員選挙母体としての認識に大きく 映り、先輩からの役職推薦も、事実上ご辞退する場 面もありました。

今は、法友倶楽部として、年会費支払会員みたい な役割でしょうか。

ただ、弁護士業務に関しては、宮崎先生が、民事 暴力対策に力を入れておられた関係で、対暴力団案 件には、私に大きな自信を与えていただきました。

宮﨑先生の顔は、どちらがヤクザか弁護士かわからないくらい、どす黒く怖い顔だったので、民暴案件には適していたのかもしれません。顧問先の会社に暴力団が押しかけてきた、という事案では、私達イソ弁が、「鉄砲玉」のごとく顧問先に飛んでいき、一人で暴力団を排除しました。私のようなかわいい顔をしたものでも、堂々とヤクザと渡り合って排斥した経験は、その後の民暴案件の解決に非常に大きな自信となりました。

法友倶楽部での交流では、年一回の総会懇親会だけは熱心に行き、恒例のオークションも楽しみの一つでした。今になって考えると、多くの先輩同僚後輩との交流が、法友倶楽部を通じて、弁護士業務にプラスになっていたな、と思います。

ただ、私は、会派活動に消極的な反面、出身校の同窓会活動には熱心でした。私が、追手門学院という私学の小中高に在籍していた関係で、同窓のつながりが強くなりました。その関係もあり、同窓会活動が楽しく、山桜会という同窓会の副会長歴20年、会長歴10年を経験しました。同窓会の役職に伴って、母校との関係も深くなり、学校法人追手門学院の評議員就任から始まり、外部理事も長く経験し、2011(平成23)年からは、理事長を拝命することになりました。理事長職は、今年で10年になります。

教育畑には、夢があります。弁護士は、基本的に 紛争解決に向けて事後処理的業務が多いのですが、 教育は未来産業。未来を支える人材を育成します。

3年ほど、理事長職とともに学長職も兼ねました。若者と接することの喜び、若者を育てる楽しさ。

教育関係者でなければわからない喜びを感じなが ら、二足のわらじ(時には三足のわらじ、でした) を履いて、人生を楽しんでいます。

追手門学院大学が、大学ガバナンス改革の先陣を 切って実践できたのも、弁護士という法律の知識の おかげです。新しい時代を作るために、若者たちが 活躍できる基盤を作っていこうと思います。

これまでの弁護士生活、 そしてこれから





- 1 私が弁護士になり、活動を始めたのが昭和53年4月からですので、現時点で、優に40年を越えています。
- 2 この間、いろいろの民事事件を、依頼者の思い を実現したいとの一心で、一生懸命頑張ってきたつ もりであり、依頼者から感謝の言葉を頂くこともあ りました。
- **3** 極めて長い弁護士生活における自慢の1つは、 大きな病気をすることなく、又、入院生活をしたこ とがないことです。

友人、知人が大きな病気をした、入院して、心臓の手術をした、腰の手術をしたとかの話をよく聞くのですが、そういうことが、私には、全くない。

この点では、両親のDNAに感謝しなければならない、と思っています。

4 私が長い弁護士生活の中で、担当し、そして、 現在も担当していますのが「労働相談」の業務です。

「労働相談」は、顧問先からのものもありますし、 公的な団体から委嘱を受けて、定期的かつ、継続的 に担当するものもあります。

5 「労働相談」における私のスタンスは、「労働者側」でもなく、「経営者側」でもない、中立の立場を考えています。

「中立のスタンス」とは、文献や判例にもとづく と、裁判所がどういう判断をするか、相談者が相手 と話合っても解決せず、裁判所に持ち込んだ場合、 勝てる可能性があるかを判断し、相談者に回答する 立場です。

- 6 「労働相談」の中身は、以前は、解雇をめぐる 紛争が多かったですが、最近は「パワハラ」の事案 が多くなったと思います。
- 7 パワハラは、労働者の尊厳や人格を侵害する許されない行為でありますところ、パワハラになるか否かの判断については、私は、その行為が業務の適正な範囲を超えているか否か、度を超えたものか否か、を考えて、回答するようにしています。
- 8 「労働相談」は、その性質上、「使用者」あるいは「労働者」の一方から話を聞くものですので、客観的事実がどうなのかが気になることもありますが、相談者に一定の方向を与える意味があると考えて、回答しています。
- 9 「労働相談」の場合、相談者から、相談者の事 案の場合、裁判をした場合、勝てるか否かの質問を 受けることがよくあります。

労働者にすれば、1か月分の給料以上のお金を使って、裁判をするのですから、勝てるか否かが重要であることは分かります。

私はその際には、相談者の話を前提にすれば、裁判に持ち込んだ場合、勝てると思う、あるいは、勝つのはむつかしいと思うと答えるようにして、裁判に持ち込むか否かを慎重に判断してもらうように心掛けています。

10 私は、「労働相談」において、有効かつ適切な 回答を速やかにできるよう、これまで、随分とたく さんの「労働法」関係の書物を読んできましたが、 労働相談の世界には、有期雇用にかかる諸問題、派 遣社員にかかる諸問題など実に、多くの争点、論点 があり、論点、争点を的確に把握するのは、大変に 困難なことです。

特に、有期雇用にかかる諸問題のうち、よく考える必要があると思うのは、最終更新合意のある場合に、その合意の効力の問題です。

労働者の立場からすると、労働契約を締結する場合に、その契約の中に、最終更新合意の条項があっても、異議を述べると雇用してもらえないことから、異議を述べることは、困難であり、その合意は

無効と言いますし、他方、経営者は、契約の内容をよく理解して、任意に意思決定したのであるから、 その合意は、有効と言います。

この場合、私は、労働契約の内容を理解して、任 意に労働契約書に署名押印している場合、最終更新 合意は、効力を有すると言わざるを得ない、と考え ています。

法律は、割り切りの学問ですから、双方に言い分があるとしても、どちらに合理性があるかをよく考えて判断することとしています。

- 11 「労働相談」のあと「使用者」であれ「労働者」であれ、何かモヤモヤしていたものがすっきりしました、先生のおっしゃる方向で相手と話合ってみます、と笑顔で感謝の言葉を頂くと、回答を評価してくれたと考え、よかったな、と思います。
- 12 弁護士の場合、どんな場面にも手を抜かず、 依頼者のために、まじめに対応すれば、感謝される ものですから、やりがいのある仕事だと考えます。
- 13 私は、これからも、しっかり研鑽を続け、自己の回答に間違いはないか自省をしつつ、弁護士業務に取り組んで行きたい、と思っています。

法友倶楽部との御縁





私が法友倶楽部に所属させて頂いたのは、勤務弁 護士(所謂イソ弁)として松浦武先生の御指導を受 けたからである。

先輩として畑村先生がおられて、両先生に弁護士 業務のイロハから教えて頂いた。

私が弁護士を目指したのは、家庭の事情で遠縁に 当たる東京の弁護士に両親がお世話になったことが 起因である。このとき(多分中学生3年生頃と思う が)自分も将来弁護士になって人の助けが出来れば と決めた。

当時、私の祖母が連帯保証人のための実印・銀行 印をそのまま伯母夫妻に貸していたことにより、到 底勝目はなかった。

ただ父は溜った遅延損害金の縮小を頼んでいた。 母は陰でそっと涙していた。

夕方になると自宅を競落した人(所謂安く競落し 高価に買戻しさせることを業とした隣町の人であっ た)が「わしが買った家だ、出ていけ」と言って来 た。

競落人の言葉は私に大打撃を与えた。法律を知らないとこんなことになるのかと思い知ったのである。

私は、幸いにして弁護士になれたが、相談者と話すときに、子供の頃の経験を思い出し相談に来訪してくれる人の立場をよく理解して話しせねばという態度に今迄徹してきた。

今振り返ると子供の頃といっても中学3年生の経験が私の法曹を目指す切っ掛けとなったことを今でも間違っていなかったと思っている。

相談相手の立場に立って相談に乗るということを 今まで心掛けてきたことは正しかったと思ってい る。

医師が人命を救うように、相談者の立場に立って 最もよい法的選択を探りアドバイスや法的手段をと ることを心掛けている日々である。

「ありがとうございました」の一言を言って頂くときが最も「この仕事に就いて良かった」とおもうのです。

子供の頃の経験が自分の人生を大きく左右することの大切さをしみじみと考える日々です。

医師の先生方と同じく全力を尽くし法的解決を練る日々です。まだまだ未熟と思うときには深く反省し基本を読み返したりしなければなりません。然し決して厭ではありません。新しく知識を得る喜びは何事にも代えられません。

この仕事をしてよかったと思う日々です。

10年を振り返って

なります。



竹岡富美男(31期)

私は、昭和54年に弁護士登録し、今年で43年目に

いつの時代にも変化はありますが、この10年間ほど変化が激しい時代はなかったように思います。

多様性の容認、価値の対立、気候変動の深刻化、 急速な少子高齢化社会への転換、コロナ禍に代表される感染症との共存、リアルからリモートへの転換、足元である弁護士業務の急速な変容、世代間ギャップの拡大など多くの「変化」を指摘できます。

もとより変化を語ることは、変化への対応を問う ことにつながります。

上記の変化、どれもこれも一言申し上げたいこと がありますが、ここでは格差社会の是正について触 れてみたいと思います。

格差社会の是正、これはSDGsの17の目標リストの中では、「人の不平等をなくそう」とあります。

先般の『自由と正義』でK弁護士が、生活保護受給基準の引き下げを違法と判断した大阪地裁の判決を評価した一文を寄稿されていました。私が弁護士になった頃は、行政の窓口は、生活保護を求める人の代理人として弁護士の活動自体が否定されていました。それが今では法的サービスの一分野として確立されています。本当に頭が下がります。

その中で思うのは、格差の是正は対処療法だけで はなく根本的に是正できないかということです。

多くの会員の中には、企業内弁護士というと自分 たちとは違う異質な存在として「消極的な評価」を する方がいますが、実はこの格差をもたらす原因を 考えると企業内弁護士の役割は大きいのです。

格差というとさまざまな格差があるのですが、基本は所得格差であり、その根本は企業活動の在り方にあると考えられます。

であれば、企業活動の在り方を変えれば、「格差」 を無くす突破口になるのではないかと思っています。 対処療法だけではなく根本的に企業活動をコントロール出来れば、格差をなくすことが出来るのではないか。一時、「会社は株主のものだ」という考え方が一世を風靡しました。そのため企業が社中全体に利益の分配をすることなく株主の短期利益のみを求めると、株価連動報酬を貰った経営者に富が集中し、格差が拡大しました。

社員だけでなく顧客の安全性を犠牲にし、仕入れ 先を買いたたき、地域社会への貢献を減らし、地球 環境に配慮しないなど様々な方法で営業利益をあげ ROE(株主資本利益率)をあげることに血道を上 げてきました。

その結果、格差が生じたというのが私の思うとこ ろです。

実は、平成30年に日弁連は、ESG投資ガイダンスというものを制定しました。ESGは、環境、社会、企業統治の3つを指し、ESG投資とは、これらの課題に優れた取り組みをする企業への投資を促す仕組みを指しているのですが、2006年に国連が、この投資原則を提唱し、2015年にはSDGsが採択されたことでESG投資に流れが一層強くなっています。

皆さん、国家の歳入と企業の売上高を比較すると トヨタ自動車の年間売上高は、インドの歳入を上回 っていることを知っていましたか。

今の世の中、企業の活動を社会全体がいかにコントロールするかが問われ、他方投資家にとっても環境、社会、企業統治に取り組む企業に投資することが持続可能な企業に投資し、リターンが得られるという認識が一般化しつつあるのです。また企業価値では、無形要因による資産価値、特にESGに関わる非財務情報の重要性が重視されています。

株主やトップ経営者に富が集中することなく、社 員、消費者、地域社会、地球という分野に企業が貢 献することにつながっています。

理事会で報告した際、弁護士国民年金基金は、 ESG原則にもとづきどのような「投資」をしている のか問われましたが、その時点で、私は十分な理解 がありませんでした。

現在では、投資家の投資を受け入れている企業は、このESG原則にもとづく投資先として所属企業が持続可能な有益な存在であることをアピールしな

ければなりません。

結果として持続可能な有益な企業の活動は、様々な格差をなくす試みにつながっています。企業の中の弁護士は、ESGに関わる非財務情報を提供する活動の一翼を担っています。このように、格差社会の根本原因の一つが改善され、よりよい社会が実現されることを願うばかりです。

広報委員長の思い出



前田春樹(31期)

法友倶楽部に入会してはや、40年余りになるが、この間、いろいろなことを体験させて頂いた。中でも印象に残っているのは、広報委員長として、平成11年度の大阪弁護士会の会長に立候補された滝井繁男先生の特集号を発刊したことである。特集号なので、広報委員の中から6名の編集委員を選んで編集会議を行った。

記事としては、

- (1) 立候補の抱負
- (2) 当時最大の論点であった「司法改革ビジョン」 についての取り組みについて
- (3) 諸先生方の激励の言葉
- (4) 滝井先生のインタビュー 担当された訴訟事件や日弁と大弁における活動 を中心に、編集部員がインタビューする。
- (5) 滝井先生アラカルト

学生時代、大弁野球団の選手だった時のエピソード、委員会活動や法制審委員等の経歴、主要著書と論文を主な内容とする。

記事が集まるにつれ、滝井先生の奥の深さに驚いた。

(3)の激励の言葉を寄せてくださった先生方は、会派を問わず、期の前後を問わず、29人の錚錚たる顔ぶれの先生方から応援のメッセージをいただいた。(5)の著書や論文の数も相当な数に及び、大弁や日弁における委員会活動や法制審委員としてのご活躍は

半端なものではなかった。

(1)と(2)が、いずれも論文のような記事となると読むほうも疲れるだろうということで、(2)については当時の会長の久保井一匡先生との対談という形で取り上げることにした。記事にしてみると、20頁に及ぶ長時間の対談であったが、「重たい内容だけど、現会長と次期会長の明快な語り口によって、最後まで一気に読めた」という評価を後日、先輩の先生から頂いた。

(4)については、予め滝井先生が杉山事件、未熟児網膜症裁判、大阪空港訴訟について語ることを希望しておられた。いずれも各々の分野における先駆的な訴訟であるだけに、インタビューする側としては予備知識を得ておくべきだったが、十分な予習もできないまま、本番に臨んだ。しかしインタビューが始まると、こちらの不勉強をカバーするかのように、理論構成で苦労した点、相手方弁護士との論争のポイント、ならびに事件の教訓などを、判りやすく、端的にお話いただいて、インタビューは無事に終了した。

(5)のアラカルトについては、京大時代にラグビー部のラガーマンとして活躍されていた時の写真や、将来の伴侶となる朋子先生と一緒に写っている写真。弁護士会の野球団の記事では、滝井先生は捕手として、毎回、外野の最深部にまで届くような大声でナインに気合いを入れたり、試合が終わると、必ず体のどこかに怪我をしているぐらい激しいプレーをする選手であったことなど、肩の凝らない面白い記事を集めることができた。これらの記事は、お願いすれば、翌日には当時の写真や資料とともに、楷書で手書きの原稿をご本人から提供していただくことができて、記事集めにせよ、編集や校正の作業にせよ、あまり苦労した記憶がない。

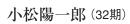
編集会議で、唯一、決まらなかったのは表紙の写真であった。何枚かの候補写真を取捨選択していって最後に2枚残った。1枚は早春のタラの樹の薄緑色の新芽が2枚、空に向かって両手を拡げているような写真。もう1枚は何の実かわからないが、秋冷の露を帯びた赤い木の実がみずみずしく枝に連なって垂れている写真で、このみずみずしさは滝井先生の凛とした雰囲気にぴったりなので、こちらを推す

編集委員も多く、編集会議ではなかなか決まらなかった。最後は第三者の意見も聴いてみようということになって、事務員を呼んで一人づつ、意見を聴いたところ、「下を向いて垂れている木の実よりも、空に向かって伸びようとしている木の芽の方が良いと思います」という事務員がいて、編集員一同、一瞬、顔を見合わせた。しばらく沈黙が続いた後、「タラで決まりやな」と誰かが言って、表紙問題は決着がついた。

タイトルは『特集 滝井繁男』と銘打って、翌年 3月に発刊した。

滝井先生は平成18年に最高裁判事を退官されて、 法友倶楽部に帰ってこられたが、その後も定例の広報委員会に出席されて、いろいろとご指導を頂いた。その中で広報の在り方や会報の意義等について"読まれる広報"(人に「読んでみよう」という気を起こさせる広報)を強調された。上記特集号は多くの先生方から読後の感想を御寄せ頂き、好評だった。私としても"読まれる広報"を実践できたことを自負する次第である。

「辛丑会」の原点に立ち返ろう!





私は、1980年に弁護士登録をし、同時にご縁があって法友倶楽部に入会させて頂きましたが、そのときから40年以上経過しました。登録した頃の弁護士大観の掲載写真がありますが、昔は若かった……。



さて、今年の干支は、「辛丑」(かのとうし・しんちゅう)ですね。漢字から受けるイメージはそれほどよくないかもしれませんが、私は「元気でがんばろう」という前向きなメ

ッセージがあると思っています。では、なぜ唐突に 干支の話しを持ち出したのか。実は面白いことを発 見しました。

年をとると懐古趣味がひどくなりますが、大阪弁

護士会には7つの会派があり、創立年、所属会員数、 色合いなどがそれぞれ異なりますが、法曹公正会H Pを拝見すると、法友倶楽部は、「相互の交情を濃厚に」をモットーとして、明治34年(1901年ですから今から丁度120年前)1月に創設された「辛丑会」をお祖父さん(お祖母さん?)としており、分派等はせずに全体としてはほぼ中くらいの規模のまま今日を迎えているようです。法友倶楽部が90周年を迎えるこの年のご先祖様の名前が同じ干支であるということでなんだか因縁を感じるのは私一人だけではないでしょう。

弁護士登録をしてからしばらくはジュニア部の代表幹事、全体の会計幹事や庶務幹事もさせて頂き、多くの先生方と「相互に濃厚な交情」がありましたが、この会派の特長と言えば、司法等に関係するいろいろな課題について、老いも若きも右も左も遠慮なく胸襟を開いて議論ができ、一定の結論がでればお互いが一切あとに尾を引かないように心がけ、親睦活動も活発という、すばらしく包容力がある人格なき社団(いや人格ある社団)であり、いまもその良き伝統を守っていると思っております。

そういえば、私がジュニア部代表幹事(当時の登録後10年未満のジュニア部会員はたったの74名)のときに、みんなで大議論をし、機関誌「法友」1988年12月15号に、「司法試験改革問題についての意見書」と題して、司法試験改革試案の回数制限の提言についての反対意見、短答式試験合格者の大幅増加、そして、目玉は、「法務省試案にかえて(裁判官・検察官人口増加のための一つの提言について)」という結構大胆で過激な意見を出しましたが、法友倶楽部としては、若者の意見の掲載に問題なく賛同してくれました。当時は法科大学院の具体的な話しもなく、その後「時代」の流れで私自身も法科大学院設立の初動から関与することとなりましたが、結局は、意見書発表による対世的効果はゼロに等しいものでした(笑)。

「私はあなたの意見には反対だ、だがあなたがそれを主張する権利は命をかけて守る」(ヴォルテール)というのが民主主義の根本ですが、法友倶楽部もこの良き伝統を守り、元気で頑張り続けて欲しいものだと思っております。

心に残る仕事



森 英子(32期)

弁護士になって早40年が過ぎました。

これまで大禍なく仕事を続けてこられたことに感 謝する毎日です。

私の心に残る仕事は、青森県で取組んだ土地区画 整理事業に関わる事件です。

バブルが弾ける前に、大阪にあるオーナー企業が 青森市で新しい街づくりに取り組んでいました。バ ブルの絶頂期に、莫大な資金を投入して用地を取得 していました。

ところが、ジョイントを組んだ地元の会社が資金 難に陥り、億単位の借入れを申し込んでくるように なったのです。パートナー会社の倒産を避けるため にこれに応じていた企業も、度重なる貸付けによ り、既に事業が完成したあかつきに分配される利益 以上を貸付けており、もはや要求に応じられなくな っていました。

取得した用地の大半は農地であり、そのパートナー会社の代表者個人の名義になっていました。

資金を融通しなければ、取得した用地が差し押えられる可能性があり、担当部長は困り果てていました。

平成2年の暮にまさにバブルは弾け、それまでは 錬金術といわれていた土地区画整理事業も、地価の 下落により先行き不透明でした。

そんな折、別事件の関係者として担当部長の紹介 を受けました。ほどなく、部長から、「折入って相 談したい」との声がかかりました。

それが、私が事件に関わったきっかけです。

社内には、これ以上お金を貸すべきではないとの 意見が強く、複数の弁護士から、パートナー契約を 速やかに解除すべきとの意見が出されていました。

しかし、企業は、解除したときのリスクの大きさから、決断できずにいたのです。

私と相弁護士は、パートナー契約を直ぐには解除

せず、今度借入を申込んできたときも、それに応じ た方がよいとの意見を出しました。

そのうえで、資金を貸し付けると同時に、地元の 別の農家の方に農地を譲り渡すことを承諾してもらって、所有権を移転することを勧めました。

私達の意見が支持され、それから事業が完成する までの8年間、事業に係る案件に携わりました。

農地の所有権移転はスムーズに行われましたが、 その後、1年経たずしてまたしても借入の申込みが あり、これを断ったことから、訴えが提起されまし た。農地の譲渡は仮装譲渡であるとして、農地を譲 り受けた地元の農家を相手に青森地裁に所有権移転 登記抹消登記手続請求事件が提起されたのです。

私たちは、これに参加し、数年かかって、青森地 裁、仙台高裁と無事勝訴しました。青森地裁の裁判 長は、司法研修所でお世話になった民事裁判教官で した。とても穏やかで真摯な裁判官でした。私も恥 ずかしくない書面を書かなければと思い、一生懸命 書面を書きました。

当該土地は、街の中につくられる大手スーパーに 売却されることになっており、どうしても勝訴しな ければならない案件でしたが、いくら用地買収の資 金を用立てていても、法人は農地の所有者になれな いことから主張が難しく、勝訴できたときは、本当 にほっとしました。

何度も青森に出かけましたが、その都度、八甲田ホテルに泊まらせていただいたり、船上からねぶた祭りの花火を見物させてもらったり、ブナの山道に案内していただいたりしました。

他の関連事件(パートナー契約解除による損害賠償請求事件)もなんとか勝訴し、平成10年に関係者と祝盃をあげることができました。そして報酬も十分支払っていただきました。

それで、その年の事務所旅行には皆でドイツ、オーストリアに出かけました。ウィーンは、とてもきれいな街でした。私は絵が好きなので、美術史美術館を訪ねたり、街中の演奏者のヴァイオリンを楽しんだりしました。あの頃はよかったなーと楽しい思い出です。

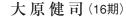
40年の弁護士生活の前半に扱った事件ですが、忘れられない仕事になりました。

法友倶楽部の足跡

法友倶楽部の歴史

法友倶楽部の大先輩に歴史を語ってもらいました。

記憶に残る 昭和の群像





法友倶楽部(以下単に法友という)の昭和の群像 を記憶に辿るとすれば、詳しくは太田忠義、中村健 先生もおられる。

以下は、特に、私の記憶のままに残す群像の昭和 史である。

1

小会派である法友が、日弁会長 候補を擁して戦った執行部

法友が、どの会派よりも優れて執行体制を固めて 奮闘し、黄金の一時期を持ったことがある。

私の開業は昭和39年で、時の幹事長は、歴代の幹事長の中でも「名将」といわれた樫本信雄先生であった。その周りには、阿部甚吉、松井城、井上太郎、大原篤、吉長正好、阿久根孝吉(この副幹事長が秋山英夫)、田上義智、岸井八東、中元兼一、板持吉雄、西村日吉麿などの先生方、そして、まだ若き北尻得

五郎先生といった強者が輩出した。この強者達は、それぞれ順次幹事長となり会派を一つに纏めあげ、まれに見る強力な執行体制を確立した。そして、会派として日弁連会長候補を擁し、10数年の間に志高き2人の日弁会長を輩出して戦い、その当選を勝ち取った。その時期は、法友のいわば黄金時代であった。

その時代の始まりは、まず、大会派である一水会が、大阪弁護士会から大西耕三、吉川大二郎先生という2巨星を日弁会長に送ったことにある。その流れに「刺激」を受けた法友の強者たちは、元々、伝統的に志高く、論理的で、会務にも強い関心を持っており、他の会派に先駆けていち早く司法の砦である「日弁」に目を向けた。

法友は、この時、何より執行体制を強くして、より団結を固め、人権の擁護と司法の独立に関する信念をもって、事に当たる必要性を感じた。

特に、昭和33年の大阪弁護士会の正副会長選挙のなかで、私の亡父大原篤副会長候補が絶対トップ当選と票読みしたのに、思わぬ辛勝に終わったことにあった。その選挙戦は、「しもたや」の畳敷き事務所で鳩首火鉢を囲んで練った戦術が破綻し、その原因が、本人の「志」持ち方のほかに、法友の選対、執行部の有り方にもあったと大いに反省したからである。

その結果、法友は、大阪弁護士会のみならず日弁において有為な人材を出せるよう、まず執行体制そのものを固めるため、大原篤幹事長の副幹事長には、特に経験豊かな阿部甚吉先生を配し、法友全体の団結を図り、どの会派よりも弁護士会活動に尽瘁することに決めた。

そこで、執行体制の強化のため、二人目の副幹事 長を置き、次いで庶務幹事(後に副幹事長)、会計 幹事(後に副幹事長)をおくことにした。

その後、修習各期の会員も増えはじめ、それぞれに執行部に起用され、後岡弘、板持吉雄、片岡勝、野村清美先生らによる充実を見て、また、いわゆるジュニア活躍の時代を迎えた。

昭和40年代になると、後に弁護士会長選挙に挑んだ松浦武、坂井尚美先生をはじめ、花の15期といわれた滝井繁男、宮﨑乾朗、豊藏亮といった先生方も頭角を現し、16期の知将、真鍋正一先生を加え、法友のジュニアの活躍は、法友の隆盛に寄与した。

2 日弁会長選挙での奮闘

そのころの法友は、事務所を西天満の阿部甚吉先 生宅にもち、頻繁に会合を持った。この交流が、ま た、会員の団結と戦意の充実に役立った。

昭和44年度、法友が日弁に会長候補として送った 阿部甚吉先生の選出では、まず、大阪弁護士会内で 激戦になり、法友が幹事長を中心にそれまでに培っ てきた「志」を世に問う絶好の機会となった。

この選挙は、大会派である一水会の雄、和仁宝壽 先生との対決であり、漸く台頭しつつあった若い会 員を中心とした会派などとの、新しい司法の在り方 や人権に関する論争もあり、極めて激しい戦いであ った。

次に、日弁にも新しい風が吹き始めた昭和53年度に法友が日弁に会長候補として送った北尻得五郎先生の選出は、全国運動を必要とした。法友は勿論、大阪弁護士会挙げての各地弁護士会行脚に係わらず、一度は目的を果すことができず、再度の挑戦を余儀なくされた。

この時の各弁護士会での得票に関しては、既に経験則上鍛えられた法友の票読みは大いに役立った。 法友の選挙での票読みは、独特のノウハウを持って、確か、地方会内の2、3票差まで読み切ったこともあった。

その時、法友は、弁護士会は「正義の源泉」と号する候補者を奉じて、人権擁護に関する論陣を張り、新しい司法の在り方を語り合って、全国的な運動を展開した。その成果は、法友が得意とする政策選挙として結実したのであった。

3 法友の黄金時代とその後

法友は、その間、松井城、板持吉雄各大阪弁護士会長、その他の副会長の選出にも成功していた。この副会長は、他会派の候補者に比べて若く、40代前半でも、大阪弁護士会の重要な会務に就き、それぞれ優れた評価を得ていた。

このように、法友は、派人数としては弱小に拘わらず、大阪弁護士会長のみならず、日弁会長への志をもち、とりわけ、その選挙に関してその時期を画し、選挙では法友強しとの評判を得たときであった。

この時代の法友は、片岡勝、松浦武、坂井尚美、 太田忠義、岡田和義、北逵悦雄先生方を中心に、続 く、中垣一二三先生や既述の15、16期の強者、17期 の中村健ほかの先生、その後の町彰義先生らの努力 もあって、先達から引き継いだ選挙ではなお戦闘力 を維持し続けた。

この間の幹事長は、大体、副会長経験者がほぼ順番に引き受け、会派の再生・充実を図る役割を果たすことが、その使命であった。

弁護士会の会長としては、候補者自らの人格識見

も評価されて昭和56年の会長板持吉雄先生、昭和63 年度の会長中西清一先生の当選を得た。

ここでは、上記の無投票での会長当選と副会長選挙では、会派劣勢を凌ぎつつ全て成功裏に事を得たが、他の会長選挙では一度となく敗北もあり、いわば、会派の黄金時代に陰りが見えてきた。

4

親睦団体から政策団体へ

法友は、昭和40年代の黄金時代では、各会派に劣 らない勢力を持ち続けたが、基本的には、会長、副 会長の人事、つまり選挙で勝ちぬくために、「弁護 士と弁護士会」の中でどうあるべきかを議論し続け ていた。

それは、法友は、少数なりとも、より有為な「こころざし」のもとに集って集中的に議論を尽くし、その結果を世に問うてこそ、弁護士会全体での多数者の共鳴も得られると考えたからであった。

後に、法友の性格が、単なる親睦を越えた政策団体へと脱皮し、今では、毎年当面する諸問題に関する政策と提言に関する冊子を発行し、弁護士会のみならず広く世間へのアピールを続ける意識的な集団になったのである。

法友の政策の特徴は、毎年企画委員会をもち、その委員長は、近接して大弁副会長、倶楽部幹事長となった、その時の意見リーダーが就任してきた。しかし、その政策が集約されるまでの議論は、討議というより「闘議」となることもあり、それが止揚されて結論に至るにはかなりの労力と忍耐を要した。その激闘が、より強い政策を生むことになっている。

例えば、無料法律相談や法律扶助の拡充を論ずれば、それは弁護士業務を侵害するのではないか、外国弁護士の導入も然りなどという原理的なところからの激突である。細かくは、人権擁護の「視点」を論ずるに、その「視座」でなければならないかどうかまでが対象になる。

しかし、その論点は、弁護士と弁護士会における 考えの原理的なものに基づくようにも思われ、つい 議論の渦中に巻き込まれた。 このように、大きな考えの間隔を越えて策定された政策は、他の会派に負けないグレードを得て、後を受け継ぐ法友の会長、副会長の会務執行の指針ともなったのである。

5

会派活動とその財務負担

法友が親睦団体に止まるか、政策団体に発展してゆく過程に、今となっては論外かも知れないが、群像が負担してきた寄付と会費の問題がある。おそらく、語られることもない昭和の歴史の一コマではある。

この団体の活動が、互いの親睦・交流を目的とする場合はともかく、人事をめぐる個人的な「こころざし」の実現を目的に重点があったときは、その財務的な負担が、その志に応じた寄付や「習わし」により賄われた歴史もあった。

確か、昭和50年代の前半までは、その選挙費用は、 ほぼ、その壮途を志した候補者の負担であったよう に記憶する。そして、その志を達したものは、可な り纏まった金額を会派内部の運営のため寄付する 「習わし」であった。

さらに、弁護士会務を運営して附随的支出される 費用の負担する必要もあった。この会務は、勿論、 無償でなされ、現在の役員への報酬給付制度とは異 なる。少なくとも、昭和時代の弁護士会の会務、会 派の運営などは、きわめて名誉職的なところがあっ た。

その意味では、会務の遂行自体の性格にも変化が 見られ、「こころざし」の実現という個人的な名誉 のためではなく、弁護士と弁護士会のために、より 実務的に「職務」を行うことになっている。

法友でも、その活動が、親睦だけではなくそれぞれの意思を議論討議して団体の政策として実現を図るようになると、その負担は私的な欲求に対する負担を越えて、その団体の金銭的な負担も広く会員の会費となり、また、その負担割合も検討されるようになった。

法友が阿部甚吉、北尻得五郎氏という日弁会長を 先頭に、弁護士会に正義の源泉を求めて大きく羽搏 いた昭和50年ごろまでの資金集めは、圧倒的に任意の寄付により、主として、先頭を切る候補者を中心に、幹事長が集め、選挙対策本部長がいずこからともなく確保してきた。その上、対立候補、選挙の有無にかかわらずその推薦により当選、就任したものは、会長、副会長は、それぞれそれに見合う寄付をして、次期の活動費に充てていた。

その傾向は、広報でも40年誌、50年誌を発刊する ころまで続き、担当した私は、規模、装丁、綴じ込 み方法まで、企画・実行・発刊の費用を支出後、当 該資金の充足(寄付)があれば充当された。

また、その例のように、その年間の会合費・運動 費は、資金に欠くことが多く、ほとんど当時の幹事 長負担(雑巾がけ?)であった。

しかし、法友では、人事候補者の志だけでなく、 会派自体が政策を掲げて広く弁護士と弁護士会のために活動をしてゆくことから、その活動資金は広く 会員から徴すべきであるとの機運が生じ、広く会員 から会費を徴することになった。

中間的に、予て法友倶楽部に推薦で人事を得たものは、それなりの金額を毎年拠出するという案が協議された。ただ、一度経験した人事、会長、副会長、議長、副議長、監事、常議員議長、同副議長、日弁理事などなどをもって、会員である限りずっと拠金してゆくのには無理があった。

そのため、平成に入り、その程度を修正し、広くすべての会員からの会費を中心とする活動費の確保が図られている。そして、そのような負担が、自由でより民主的で公平な活動を担保することにもなっている。

6

私、大原健司のこと

昭和の群像のなかで、一番強烈な印象があり惹かれたのは、15期の宮崎乾朗先生で、ともに大山や明智でのゴルフ論議や、大声でやりあった論争、何より逆境から大志をお持ちであった。勿論、わが英雄を挙げるなら滝井繁男先生、一番親近感を持つのは、私の旧ビルを選対に使って頂いた2歳年下の小寺一矢先生である。

そして、この昭和の群像に中に私を加えることを 許されるなら、まず、法友に心から感謝しておきた い。

私は、弁護士会の副会長、財務委員会委員長、常議員会議長、日弁常務理事、日弁推薦委員会副委員 長などを歴任させて頂き、会派の幹事長をも果た し、その上叙勲を受けた。

この経歴は、実は、同じ叙勲を受けていた父大原 篤が辿った歴史と全く同じ(父は、懲戒委員長を加 えるが、私は同副委員長で、その代わり? 事務所 出身ということで播磨政明、小池康弘先生という優 秀な弁護士会副会長を得た)であった。

ただ、普通の経歴に加えて違うところは、私には、 会社更生事件において、他力支援なく、やむなく全 額減資・新株発行という自力再建で成功した会社が 二つあり、その経営では、法曹として現実的に会社 法を実践してきた。

私だけの思い出として、最後の余談がある。

昭和41年10月、日弁連は、欧州の裁判事情を調査するため、全国の弁護士会に参加者を求め、合計80名による視察団を結成して、勇躍、アンカレッジ経由のDC10をチャーターして出かけた。

法友では、田上義智(後に法友をリードすることになる宮崎乾朗、中垣一二三先生が勤務)、浜本恒哉、秋山英夫各先生と私が参加し、英独仏伊の裁判所の審理を見学、ロンドンの弁護士会との会合を経て、その途次、ハーグの国際司法裁判所を見学、田中耕太郎裁判官の椅子に座る(これは私だけの歴史)。戦後僅か20年、ドル360円時代のことであった。

私と法友との出会は、父大原篤の親友でもあった、田上義智先生との渡欧視察と、その途次でなされた、弁護士と弁護士会に関する政策談義に始まる。

そして、その渡欧が、その後一生涯、東西にあって弁護士と弁護士会を語り合った東一弁の副会長、日弁理事、研修所主席教官にもなった義兄大西昭一郎弁護士(元日弁会長大西耕三先生の孫)との縁の始まりであった。

すべて法友のお陰と感謝しております。

(令和3年10月31日)

法友倶楽部ジュニア部が結成された経緯

川崎 壽(23期)

1

法友倶楽部40周年記念会誌によると法友倶楽部ジュニア部が設置されたのは昭和37年(1962年)8月9日とある。メンバーは修習1期以降の法友会員で構成され、設置の趣旨は、法友若手会員相互間の親睦を図り活動を一層活発ならしめることにあったが、会派のマンネリズムを打破して新風を送らなければならないという時代の要請に応えたもので、以後、法友ジュニア部は新しい時代に即して多彩な活動を展開し、倶楽部発展に大いに寄与することとなったとされている。この時の世話人は修習1期の後岡弘先生(後岡良知会員のご尊父)であったが、法友が親睦団体から政策団体になったと言われた時期でもあり、弁護士会の諸問題に取組んだり役員選挙において活発に活動し、存在感を示してきた。

しかし、ジュニア部は任意の部会であったため、 毎年度の法友総会で「ジュニア部の組織と運営を検 討すること」が活動方針の一つとして決議されてい た。

(1962年に設置されたジュニア部を、以下「旧ジュニア部」という。)

2

昭和48年(1973年)10月発行の法友倶楽部会報第7号に掲載された大原健司先生の庶務幹事報告によると同年7月10日の旧ジュニア部総会で名称を「法友全期会」と改称したとされている。これは、旧ジュニア部の構成員の年齢層の幅が大きくなりジュニア部の名称が適当かどうか疑わしくなってきたこと

や司法研修所出身者で組織された全国全期懇談会を 意識してのようであるが、その後の法友全期会の活 動記録は見当たらない。当時登録3年目であった筆 者も法友全期会についての記憶はない。

3

旧ジュニア部の名称変更に伴い、法友全期会とは別に本来の意味での「ジュニア部」を組織すべきという意見があり、同じ年(1973年)の9月13日に新ジュニア部結成検討会が開かれた。

検討会では、7期、17期の先輩会員から旧ジュニア部結成の経過やその果たしてきた役割等につき報告があり、21期から25期の出席会員による意見交換がなされ、次のことが申し合わされた。

①新ジュニア部結成の必要性を認め、法友の正式な団体とすること、②その目的は弁護士会の諸問題についての政策提言をするとともに判例研究やその他の活動を通じ会員相互の親睦を深めること、③準備委員会で規約案を作成し最終的には法友の総会にはかること。

21期以降の各期世話人を決め、同年10月30日の準備委員会で規約案を了承した。筆者も23期の世話人として参加した。

その後12月10日の法友臨時総会で新ジュニア部の 設置が承認された。

当初の規約では、法友倶楽部会員のうち法曹資格 取得後5年以内の者で組織することとされた。

設置が承認された直後の1973年12月17日にジュニ ア部総会を開催し、新ジュニア部はスタートした。

この時期は、大阪弁護士会の昭和49年度会長に法 友から北尻得五郎先生の擁立が決まり、激烈な選挙 戦に突入したときであり、その頃に発行された法友 会報第8号は選挙一色で、新ジュニア部設置の記事は見当たらない(同会報のページ数は僅か6頁であった)。

新ジュニア部の目的(規約第3条)、活動(同第4条)は、現在のジュニア部規約と殆ど変わりがないと思われるのであえてここに記載しないが、残念なことに設置当初の規約が掲載された会報が見当たらない。最も早い掲載記録は、昭和56年(1981年)12月発行の法友倶楽部50周年記念会誌と思われるが、ここでは会員の年限は7年と規定されている。

4

法友新ジュニア部がスタートして1年目の活動についても記録がないが、筆者は昭和49年度(1974年度)の法友の会計幹事を務め、法友と法友ジュニア部のパイプ役を意識したことを記憶している。ジュニア部会員は法友の年会費以外に年間3000円の会費を負担することが規約にあるが、それだけでは活動資金が不足する。そこで親会である法友からの支援を働きかけた。この頃から法友の春の総会でのオークションが定着し、今もその資金の多くがジュニア部の活動費に充てられていることはご存知のとおりである。

また、法友倶楽部の常任幹事の人選について、少なくとも一人はジュニア部から選出することを提案し、ジュニア部総会で了承を得て倶楽部に申し入れた。これは法友の規約にもジュニア部の規約にもないが、今も継承されているものと思っている。

現在もジュニア部の活動の一つとして、毎年新入会員の歓迎を兼ねた親睦旅行があるが、最初の親睦旅行は、昭和50年(1975年)5月の三重県湯ノ山温泉への旅行であった。この旅行は、新ジュニア部OBとなった22期の慰労と新入会した27期の歓迎を兼ねたもので、16名が参加した。

この頃から判例事例研究会を定期的に開催するようにもなった。

23期が登録後5年を終了する1976年初め、会員資格を登録7年までに延長する規約改正が承認された。

その後、ジュニア部の年限を10年にしてはどうか

という議論がなされたが、法友1984年9月号に掲載された瀬戸則夫先生(29期)の「ジュニア部を終えて」という記事にその内容が詳しい。7年説、10年説の論拠を説明しているが、瀬戸先生は7年賛成派であった。

昭和61年(1986年)3月18日のジュニア部臨時総会で会員資格を「法曹資格取得後10年以内の者」とすることが可決された。法友通信1986年5月号にジュニア資格10年延長の報告とその提案理由書が掲載されている。その理由とするところは少し分かりにくいが、他会派の若手会の多くが10年以内の会員であることが決め手であったかと思われる。

5

ジュニア部が法友の正式部会となって間もなく48年になる。筆者も法友に入会して50年が過ぎた。この間、法友には数々の思い出があるが、新ジュニア部時代も僅か4年の在籍ながら懐かしい。

90周年記念誌部会から法友ジュニア部結成経過についての記事を要請され引き受け、法友会報等を参考に書き始めたものの意外と記録が少なく、不十分な報告となった。 (2021年10月)

(注):設立当初から名称は「ジュニアー部」と表記されてきたが、最近は「ジュニア部」と表記されているため、本稿ではこの表記で統一した。

不屈の弁護士 北尻得五郎 先生

阪本政敬(22期)



1 1970年(昭和45年) 4 月、大阪万博の年に、私 は北尻得五郎法律事務所に勤務弁護士として入所 し、法友倶楽部に加入して50有余年が経過した。

法友倶楽部は、昨年、創立90周年を迎えたから私は法友倶楽部の半分以上の歴史と共に弁護士生活を送ってきたことになる。法友倶楽部は、その歴史の中で阿部甚吉日弁連会長、北尻得五郎日弁連会長、滝井繁男最高裁裁判官など日本の法曹界に多士済々の人材を送り込み多大な貢献を果たしてきたが、私が謦咳に接したこれらの先達の名前を挙げるだけでも多くの紙数を要するため、私自身が日常接しており、その言動を直接見聞していた北尻先生について、特にきわめて思い出の多い日弁連会長選挙について述べることとする。

2 北尻先生は、兄が弁護士であったが、病気のため若くして亡くなられたため、税務署に勤務されていたのを退職し、司法試験に合格して弁護士になられた。兄の後を継いだこともあり、関西の私鉄や大きな会社の顧問も引き受けていたが、どちらかと言えば一般の市民事件を主に扱っていたようである。

体が大きくて押し出しが立派だったので結構強気な事件処理をしていたことがうかがわれた。特定の主義主張のために活動するというタイプではなかった。大阪人らしく節約・倹約を旨とした生活態度であった。ただ、外見に似合わず、テレビ番組の可哀想な場面になると涙を流すこともよくあったと北尻先生の奥さんが言っていた。

3 そんな北尻先生は、ろう者(聴覚障害者)である松本晶行弁護士(18期)が司法試験に合格したのに法務省は修習生として採用することに難色を示したことを知って、これに抗議をし、更には自身の事

務所の勤務弁護士として採用した。このようにハンディキャップを負っているものに対する温かい心を持っている人であった。

4 私が入会した頃の法友倶楽部は、今では考えられないけれども「野武士集団」と言われ、「戦う法友倶楽部」と言われていた。個性の強い会員が多くいて、他会派とも戦うばかりか同じ法友倶楽部内部でも激烈な議論がなされ、議論というよりも喧嘩状態であった。

5 北尻先生は1974年度の大阪弁護士会長になり、 その後、日弁連会長を目指すこととなった。丁度同年に日弁連会長選挙規程が改正され、弁護士会員全員による直接選挙となり、得票数だけで当落が決定するのではなく、一定数の単位会についても過半数の得票を要することとなって、大単位会をバックとする候補者が当選するとは限らなくなった。

1977年度の日弁連会長選挙は、大阪弁護士会を地盤とする北尻先生と、第一東京弁護士会を地盤とする宮田光秀弁護士との対決となった。極めて大雑把に言えば、大都会である東京の金持ち弁護士と東京に比較すればはるかに小規模の市民弁護士の戦いであるが、東京は大都会であるがゆえに色々な考え方の弁護士がおり、また、東京は3単位会に分かれており、各単位会の会員の考え方の相違による対立もあり、改正された選挙制度により、地方単位会を説得することによって十分戦えるものと考えられた。少なくとも各単位会の過半数の3分の1以上を取られなければ負けないで再選挙に持ち込めるということが考えられた。

6 問題は、全国各地の弁護士会員の中に我々の支

持者というよりも、それ以上に選挙運動を協力して くれる会員たちを集めることができるか、という点 にあった。

全国レベルで言えば北尻先生の知名度はそれほど 高くない。しかし大阪弁護士会員の中の熱心な北尻 先生の支持者・活動家たちが全国に北尻先生を知ら せてくれ、その輪が広がっていった。ここで選挙運 動の具体的な内容・経過を記載するにはスペースが なさすぎるので割愛する。

- 7 選挙の投票結果は、北尻候補が4053票(獲得単位会数14会)、宮田候補が4827票(獲得単位会数37会)であって、北尻先生は負けた。しかしここからが北尻先生の真骨頂であった。
- 8 普通ならば、選挙結果を見て、「皆様のおかげ で善戦できました。しかし私の不徳の致すところで 負けました」とでも言って、弁護士会の活動を引退 するかもしれないが、北尻先生は再挑戦をすること に決めた。私には北尻先生の真意が解らなかった が、あの激烈な全国選挙をもう一度戦うという気持 ちに心が打たれた。

北海道から沖縄まで全国の弁護士会をまわって、 支持者・応援者にもお礼を言い、公聴会で弁護士会 の多くの問題点につき見解を述べ、場合によっては 色々な質問に対し回答をし、更には会合にも出席し て挨拶をしたり、弁護士には投票依頼をしたりする ことの、精神的・肉体的疲労はもの凄いものであ る。さらに言えば、経済的な負担も莫大なものであ ろうと考えられた。 私は、北尻先生の気持ちに打たれて、もう一度選挙公約を読み返し、「自分ひとりの力でどうにかできるものではないが、全力を振り絞って北尻先生を支援し、北尻先生を男にしよう」という前時代的な熱い気持ちになったことが今でも昨日のことのように思い出される。

- 9 翌1978年度の日弁連会長選挙は、北尻先生と水戸弁護士会の関谷信夫氏との対決となった。私は、妻子を愛知県の妻の実家に帰して、1977年の12月から1978年2月まで東京のホテル住まいをして日弁連会長選挙に専念することにした。この時の苦労話は話せばきりがないので、やはり割愛するが、本当に大変であり、しかし思い出深いことが多い。(なお私の家族が長期間留守をしていたため泥棒に入られたことがあった)
- 10 1978年度日弁連会長選挙の投票結果は、北尻 先生が4774票 (獲得単位会数30会)、関谷信夫氏が 3892票 (獲得単位会数19会) であり、北尻先生は見 事に当選して雪辱を果たした。
- 11 北尻先生は、この日弁連会長選挙での態度が 示すとおり、不屈の精神を持った人物でした。私は、 北尻先生から何にも言われたことはなかったけれど も、北尻先生を傍から見ていて、弁護士としての仕 事の場面で、不撓不屈の精神を教わりました。しか し、私は北尻先生のようにはなれないままで終わり そうです。





2019年、ザ・サイプレスゴルフクラブにて



私の思い

法友倶楽部の会員にその思いを語ってもらいました。

名探偵ザディグ登場!





法友倶楽部の記念誌は10年単位で発行されるため、この記念誌の原稿を考えることは10年区切りで司法や社会の移り変わりを実感する契機になる。

「表現」という側面で見たとき、私は部落差別発言などヘイトスピーチ問題に関わってきたが、その昔との比較を見るとヘイトスピーチなどの差別表現はある面ではより露骨になってきたのではないかと思うことがある。

20年前なら、差別発言自体は許されないとの社会の共通認識はあったと思われる。それゆえ差別表現は「差別落書」のように陰で行われてきた。

しかし今日ではどうか。民族差別発言などは、誤った「表現の自由」のもとに、公然と露骨になされている。ヘイトスピーチ解消法が出来るなどしたとはいえ規制はまだまだ弱い。

さらには自分の考えと違う者への攻撃も凄い。他 者の表現を聞こうとする姿勢もない。

このような移り変わりを見ると、人権は拡大して

いるどころか一面では後退しているのではないかと すら感じることがある。

世界的に見ても香港その他「表現」への弾圧も露 骨になっている国が少なくない。

「異形の表現世界」ミステリは私の幼少からの趣味である。「異形」というのは誤解を与えがちだが「暗黙のルール」に縛られているという意味である。

怪人20面相、明智小五郎、ホームズ、ルパンと心をときめかしたものである。ポプラ社世代と言えば ミステリ・マニアには分かってもらえるだろう。

京大では仲間と友に推理小説研究会を作った。そのオリジナルメンバーや後輩のミステリ作家は私の 貴重な友人たちである。

ミステリはある種の知的読み物で有り、作者は、 合理的思考の持ち主であることが少なくない。社会 派推理小説作家は時に社会を告発することもある。 社会派でなくとも、例えば赤川次郎氏は安保法制や 東京五輪などについてその問題性を発言している。

そういうミステリ作家の社会的発言も嬉しいが、 このミステリという娯楽自体に私は素晴らしさを感 ずる。

それにしてもこのミステリなるものは一体いつ作 られたのか。

いやそもそも、ミステリという娯楽の無かった時 代に初めてこれを発明した人物とは誰なのか。 ミステリ界の巨匠エラリー・クィーンによれば、「名探偵」の始祖は、シャーロック・ホームズやオーギュスト・デュパンではなくて、それよりももっと早く登場し、それはザディグであるという。

謎を合理的に解き明かす話を生み出すことが、いかに歴史的に卓越していることか。ミステリファンならずともわかるだろう。

しかしザディグ登場の18世紀は、自由にものが言 えない時代でもあった。合理的思考の持ち主である その創造主は現に二度も投獄されている。

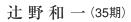
風刺詩を書いたことにより投獄されたのである。 それゆえ世界最古のミステリ作家は誰よりも「表現の自由」を求めた。だからこそ彼は余りにも著名な 次の名言を残している。

「私はあなたの意見には反対だ。しかしあなたが その意見を言う自由は、私の命をかけても守る」

異なる意見にはまるでその表現の自由も与えない かのような昨今の風潮が余りにも寒々しい。

現実世界の愚かしさからひと時忘れるためにミステリを読みながら、改めて名探偵ザディグの創造主、即ちフランスの啓蒙思想家ヴォルテールに思いを馳せ、その精神を引き継いでいきたいと思うのである。

巨大戦跡 —— 八尾空港





現在、八尾空港は、交差する2本の滑走路を持つ 国内では珍しい飛行場と言われている。しかし、現 在の八尾空港にはその面影はほとんどないが、戦前 は陸軍の飛行場であった。もともと大正飛行場と呼 ばれていた小さな飛行場であったが、昭和15年に陸 軍がやってきて東洋一の飛行場建設を目指して拡張 工事を行った。陸軍の人海戦術で、あっという間に 95万坪という大飛行場ができあがったのである。

そういう訳で、八尾空港はそれこそ巨大な戦跡な のである。 小学校の遠足あるいは、社会見学で少なくとも3 度ほど八尾飛行場に行ったことがある。私が通学していた松原市立恵我小学校から八尾飛行場へは、大和川を越えて徒歩で約40分で行ける。遠足のバスをチャーターすると、各児童が少しずつ分担してバス代を負担することになる。

しかし、その当時の日本の家庭は、皆貧乏であった。一クラスに一人か二人、どうしてもそのお金が用意出来ない児童がいた。これが担任の先生やPTAの役員方の悩みの種であった。歩くとバス代がかからないので何度も徒歩で八尾飛行場に見学に行ったのである。

当時の八尾飛行場は、鉄条網が張られて侵入出来ないようになっていた。しかし、戦後は農家の人々はこの鉄条網をものともせず、踏み倒して八尾飛行場に侵入していたのである。国は、当時このような侵入を厳しく制限することはなかった。戦前に陸軍がやってきて強制的に接収したものの、全域を接収することは出来ず、飛行場の中央には、個人所有の畑や田圃がそのまま残ってしまっていたからである。

飛行場の北端には、天井の高い大きな格納庫が二つもあった。もちろん格納庫の中は、ガランとしていた。このガランとした鉄骨の格納庫の中で、私たちは持参した弁当を食べた。

飛行場の見学の日には、このガランとした格納庫の前に各新聞社の飛行機が、ずらりと並べられた。 小型のセスナ機が多かったが、中には双発の大きな 飛行機もあった。案内をしてくれる新聞社の人達 は、飛行機の操縦の仕方を実際にフラップを上下に 動かして懸命に教えてくれたものである。

確か昭和32年、私が少学校4年生の時と思われるが、新聞社から学校へガリ版刷りで、飛行機に乗って大阪を約10分で一周するという企画のパンフレットが送られてきた。

当時、その値段は600円であった。まだ一般には100円札しかない時代であった。100円あれば、路線バスに乗って、映画を見に行き、食事をしてもまだ十分なお金が残ったのである。その当時の600円は、おそらく現在の貨幣価値からすると、3万円から5万円程度であろう。

私の実家は、村でも有数の大きな専業農家ではあったが、子供のために600円を出すような贅沢をさせられる程の余裕はなかった。

自営業を営む裕福な家庭もあったが、そのような 贅沢をさせる家庭は、どこもなかった。誰も、飛行 機に乗ることは出来なかった。結局、実際に飛行機 に乗ったのは学校の先生方だけであった。

私には、飛行機に乗りたいという強い願望だけが 強く残ったのである。

話を少し戻すと、八尾飛行場の西端付近には、大きな半円形のコンクリート製の壕が沢山残っていた。ドーム状のコンクリートは土で覆われていて、そこには草がいっぱい生えていた。空からは壕とはとはわからないようになっていた。壕の中は、半地下式になっていて、どの壕も深々と水が溜まっていた。

最近になって、これは掩体壕と呼ばれるもので、 空からの攻撃に飛行機を守る設備である事を知っ た。この掩体壕は、私が小学生のころは、八尾飛行 場の西の端に沢山残されていた。東の端にも沢山あ ったようである。しかし、現在、全てが解体されて しまった。

しかし、最近になり、八尾市内に1つだけ残存している事が分かった。八尾飛行場から遠く離れた八尾市垣内4丁目というところにあることが分かった。実際に見学して、小学生時代に思いを馳せたのである。

平和を特に重んじられた故小寺一矢先生とこの戦 跡について語り合いたかったと思う。

先生のご冥福をお祈りするばかりである。

私の法友倶楽部への思い

近藤行弘(43期)



1 私は、法友倶楽部に思いを馳せるとき、感謝の思いが募ってくる。私の弁護士人生を振り返ると、弁護士として成長するうえで、また弁護士として活

動するうえで、法友倶楽部の存在を抜きにしては語ることはできない。

2 私は、勤務弁護士時代に所属していた故大西佑 二先生の事務所の性格上、会派や会務の活動にはど ちらかと言うと積極的ではなかったが、ジュニア部 所属の最終年の平成11年度故小寺一矢先生の執行部 で会計担当の副幹事長に就かせて頂いた。私は、そ れまで会派活動には無関心であっただけに、当初は 戸惑いもあったが、同執行部には、福原先生、竹岡 先生、故柴田先生という錚々たる先輩がおられ、会 派の事、弁護士会の事を驚きの眼で垣間見させて頂 き、弁護士として大きく視野が広がった思いがし た。それが契機となり、平成15年には会派の研修委 員長を務めた後、同20年度三好邦幸先生、同22年度 大川一夫先生の各執行部で副幹事長を務めるととも に、それと並行して、会務活動としても各種委員会 の正副委員長等に就いたうえ、同22年度常議員会副 議長、同23年度副会長も経験させて頂いた。

3 これらの経験は、法友倶楽部なしでは到底なしえなかったことは明白である。正直、その在任中は苦しい思いもしたが、今となっては、弁護士人生にとって実に充実した有意義な時間であったし、弁護士としても間違いなく成長できた貴重な時であった。そして、現在では活動の舞台を日弁連に移し、「弁護士職務の適正化に関する委員会」の副委員長兼部会長を務めて長くなる。私は、同委員会での活動をライフワーク的な位置づけとして捉えている。このように考えると、私の弁護士としての成長の源泉は法友倶楽部と言っても過言ではなく、そう思うと感謝の気持ちで一杯になる。それゆえ、私は、今度は、法友倶楽部に対し、その恩返しのために汗を流し続けようと考えており、陰に陽にその発展を祈っているところでもある。

4 ところで、話はガラッと変わるが、この法友倶楽部での活動を通じて、「個と組織とのあり方」について思うところがある。昨今、「個」が強調されるあまり、組織が軽視、時には「敵視」されがちな傾向が見受けられる。しかしながら、以上に述べた私の弁護士としての経験からしても、それは誤った傾向に思える。確かに、自分が「個」として、他の存在に対し門外漢を決め込んで自分の殻に閉じこも

っておれば楽かもしれない。しかし、そこには、何 の成長も見込めないし、自分の存在意義すらも見出 せないように思う。他の存在と関われば、要らぬ悩 みにも遭遇するかも知れないが、それを通じて自分 の可能性を開き、自己実現に資することは間違いな く、視野も広げることができよう。その意味でも、 法友倶楽部に限らず、他の存在である組織・全体に 関わることは重要ではないかと考える。

5 思えば、法友倶楽部90周年は、私にとっては弁護士人生30周年でもあり、気づけばベテランの領域に達しつつある。次なる10年を目標に、法友倶楽部への恩返しとともに、自分にとっても弁護士人生の更なる充実を目指して一層の精進を重ねていきたいと決意を新たにしているところである。

法友初の女性副会長に 送り出していただいて

大橋さゆり(51期)



改めて、お礼を申し上げます

2018年度は、私にとって弁護士登録20年目の年であると同時に、大阪弁護士会の副会長という思いがけない貴重な経験をさせていただいた年となりました。たまたま、法友からは初めての「女性」副会長ということで、いろいろな巡り合わせでこのような機会をいただけたものと思います。

そもそも想定外のことで……

というのも、私は副会長の打診をいただくなどとは全く考えておらず、前年の6月にまず福原先生、そして当時の土谷幹事長に事務所にお越しいただいて、またその頃に当時の島尾恵理副会長に呼び止められるなどしながら、思い切って波に乗っていってしまったのです。最近、出身の河上泰廣法律事務所の姉弁T先生の動きが判明しましたが。

思えば当時、私は、女性で副会長ができる

のは、夫婦で弁護士か大事務所でないと無理だと思っておりました。業務もあるし事務所経費もあるし、個人事務所(弁護士2名で経費共同)の私では想定外のことだったのです。

とはいえ、私も共稼ぎで扶養家族がいないので、 身軽ではありました。

また、ちょうど自分史上最高の遺産分割報酬が得られそうだったので、「来年はゆっくりしよう」という思いが頭を掠めていたところでもありました。そういうことって、外からなんとなく見えているものなんでしょうか。不思議です。

大阪弁護士会の役員に女性がなんとか1名は続くようになっていたのに、女性がまたいなくなるのはイカン!という思いもあり、来年度の役員候補者に人権擁護委員会出身者がいないのよ、と島尾副会長から言われたのも響きました。

そして、人権系委員会の活動しか知らないままに 法友倶楽部から推薦決議をいただき、選挙前から候 補予定者顔合わせなどの準備が始まりました。

慌てて準備をする中で

とはいえ、継続している業務はあるので(まだ件の遺産分割調停も係属中)、副会長をしながらできるのかな、どうしよう?という不安はもちろんありました。

結論、それは事務局の頑張りと共同受任でなんと かなりました。

2018年度はちょうど、法友から竹岡富美男先生が会長選挙に出られるということでしたが(それは前



チーム「竹岡」の同志と共に(2019年3月)

の年から聞いていた)、私は竹岡先生のことは何も 知らない状態で、「それでいいのか?」と自分で突 っ込んでいました。

一番竹岡先生と懇意にされていた小林正啓筆頭副 会長に、予定者の時期から何かと教えてもらいまし た。

2018年4月から始まったジェットコースターのよっか日々

1月に無投票当選で副会長就任が決まり、担当委員会等を分担し、前年度執行部の方々から引継を受け、さて4月1日から、会館8階での副会長の業務が始まりました。

まあなんとなんと知らないことばかり……この情報を法友の皆さんにもお知らせしなくっちゃ、との思いで、「副会長だより」を毎週MLに載せてお送りしました。それくらい、お知らせしたいことが沢山あり、私の頭も整理され、やり甲斐のあることでした。

竹岡会長は週の後半には日弁連で副会長業務をされているので、副会長7名がよちよちと業務を行うのをハラハラと見守られたかと思いますが、企画調査室の印藤弘二室長には乳母役として大変お世話になりました。

感動したのは、法友倶楽部の会員が弁護士会の要 所要所で重要な役目を果たしているのを知ったこと でした。

あと、特筆すべきは、2018年は大阪北部地震と大型台風2回襲来で、当時は「大変だった」ということです(今思えば、コロナ禍の方がよほど大変なことでした)。

任期も後半に入った頃、「任期の間にやりたいこと」を副会長会で出し合い、私は弁護士会職員の福利厚生に関する規定を、異性婚と同性パートナーシップで同等にするよう定める改正に取り組みました。無事成就させました。あと、外国人に関する法的サービス検討推進プロジェクトチーム(2020年3月発足)の前身となる「外国人法的サービスブレーンストーミング(BS)」を発足させました。

翌年度には女性副会長が2人当選されまして、私としては法友倶楽部とともにこの流れを続けたいと



副幹事長の仲間と共に(2021年3月)

思ったことでした。

幹事長の2020年度はコロナ禍……

副会長の任期を終えて、半年休んで、法友の推薦 委員会から次年度幹事長への推薦をいただきました。そこで、法友の活動としては常任幹事を1期と 「花の会」くらいしか関わりのなかった私は、常任 幹事を7名(中嶋勝規、小坂谷聡、塚﨑幸司、谷岡 茉耶、田中章弘、天井友香、高尾奈々の皆さん)に お願いし、男女半々にして、不慣れな幹事長業務を サポートしてくれる陣容を整えたのです。

ところが、スタート直前から日本国内でも新型コロナウイルスの蔓延が始まりました。

本来は初仕事となるはずの「花見」も中止。4月7日に緊急事態宣言が発令され、裁判所さえ機能停止し、およそ人が集まることすらできない状況となりました。

常幹会としては、オンライン会議(Teams)にまず習熟し、オンラインでできるものを探求するしかありませんでした。常幹会、幹事会は、Teams開催。そして、推薦委員の10名連記型投票による選挙が不可避の春季総会については、オンライン投票には至りませんでしたが、なるべく時間短縮を図るため、投票方式にGoogleアンケートのシステムを導入しました。

コロナ禍で激変する業務を振り返れば

コロナ蔓延は、全世界を揺るがし続けて今も収束 に至ったとはいえませんが、振り返ればケガの功名 のようなこともありました。例えば、在宅勤務とオンライン会議の普及が一気に進み、子育て期・介護期でも業務・会務・会派と繋がる手段が整備されたことがあります。

また、飲まない私としてはお酒の場が減ったことは、経済的時間的に大変助かりました。

これからもオンラインでの会議や企画は後退しないと思われます。

ただ、やはり人と人はゆっくりと場を共有することで近づけるので、そういう場の設定はなんとか確保することが必要だと思います。

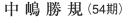
ご協力ありがとうございました

幹事長を務めました2020年度、法友会員の皆さまとは顔を合わせる機会のないまま、メール・電話でいろいろな仕事をお願いし、失礼しましたが、おかげで法友に割り当てられた枠は全部埋まり、大変助かりました。

コロナが収束したときには是非、リアルでゆっくりお話ししたいです。いろいろ聞いていただいたら、何かお役に立てるかも知れません。

なお、法友の会計担当者による横領行為が発覚したのが2018年度、懲戒手続と刑事訴訟が進んだのが2020年度。これも忘れ得ない事件でした。歴史に刻むという意味で、書き残しておきたいと思います。

10年後の未来予想図





90周年の年に登録20年目を迎え、21年目の現在は大阪弁護士会の副会長を務めています。

10年前の80周年の時点では、10年後に副会長を務めているとは全く想像もしていませんでした。

この10年のIT技術の発展は目を見張るものがあります。2010年頃はまだiPhone 4でした。ちょっと重い作業や検索をするとフリーズしていたのを思

い出します。同じ年にiPadが発売されたのですが、今から考えると相当分厚い瓦のような機種で、こちらもパソコンのようには使えませんでした。当時はiPadを持っているのは一部のガジェットマニアでしたが、現在では、多くの弁護士が日常業務に利用しています。

10年後にはどんなデジタル機器が弁護士業務を支えているのでしょうか。AIなのか、スマートグラスなのか、今はあたりまえではないものが、日常の必需品となっていることを想像するのも楽しみです。

コロナ禍で急速にウェブ会議が当たり前のものになりましたが、民事訴訟手続、そして刑事訴訟手続もIT化された未来はどうなっているのでしょうか。とはいえ、様々なIT機器で時短や利便性の向上が図られるとしても、弁護士業務の本質は変わらないと思います。この先10年も初心を忘れることなく研鑽を続けたいと思います。たまには、とことん勉強をして論文を書いてみるのも自己研鑽に繋がるので、このような機会は大切にしたいと思っています。

10年前は、長女が一人の三人家族でしたが、今は 長女と次女、家内との四人家族です。

長女は大学受験の年を迎えていますが、さてどうなることやら。今の子供は様々な情報も氾濫し、誘惑も多く大変です。他人事ではないのですが。

10年後には孫も出来ているのでしょうか。さすが に早いかなと思いながら、そんな未来も悪くないか もしれません。

この先10年、身体にだけは気をつけて、法友倶楽 部が魅力ある組織であり続けるために微力ながら頑 張ろうと思います。

法友倶楽部創立90周年

コロナ禍と90周年事業

法友倶楽部90周年記念事業実行委員会組織編成表(敬称略)

代表顧問 太田 忠義 大原 健司 中村 健

顧 問 阪本 政敬 若林 正伸 川﨑 壽 針谷 紘一 荒鹿 哲一

河上 泰廣 岡 豪敏 中島 馨 岡嶋 豊 北岡 満

清水 正憲

実行委員長 福原 哲晃

委員長代行 竹岡富美男

副委員長 播磨 政明 前田 春樹 大川 一夫 桂 充弘 小池 康弘

事務局長 後岡 良知

事務局長代行 池内清一郎 満村 和宏

事務局長補佐 橋口 玲 大橋さゆり 森 直也

事務局員 小坂谷 聡 辻村 幸宏 中塚 雄太

立7	_
리기	7

〈式典・祝賀部会〉 部会長 部会長代行 事務局長 事務局次長 部会員	大川 西 井崎 川本 杉野	一 信 康 真 崇 太	辰田 昌弘 尾島 史賢 玉野まりこ	梁 沙織 町野 達也	佐伯 良祐 東井 瑞起	田中 章弘 青木 佑馬
〈親睦部会〉 部会長 部会長代行 事務局長 事務局次長 部会員	桂水中木小金高	充賴勝尚陽泰晋弘孝規巧平弘祐	土谷喜輝山田敬子古賀大樹増田放肱岡徹	山岡 直人 松木 俊明 中野 博之	塚﨑 幸司 籔根 壮一 高山未奈子	安藤 良平谷岡 茉耶
〈講演部会〉 部会長 部会長代行 事務局長 事務局次長 部会員	前辻本小藤清水	春博宏 悠睦 諒	近藤 行弘 高橋 博之 小林 理絵	小林 邦子 北口 正幸	板垣 善雄 片岡 力	深田 愛子 入江 祥大
〈記念誌・アルバム語 部会長 部会長代行 事務局長 事務局次長 部会員	部会〉 - 小村 山 原 琴	康弘 吉克 裕 太	宮崎 誠司本間 亜紀永井誠一郎	松田さとみ 中島 裕一	村岡 悠子	後岡 美帆
《財務部会》 部会長 部会長代行 事務局長 事務局次長 部会員		政明泰宏健義	林 裕之 石堂 一仁	辻 健司朗	入江 貴之	石坂 省悟

法友倶楽部創立90周年 式典・祝賀部会報告

部会長 大川一夫(35期) 部会長代行 西 信子(35期) 事務局長 井﨑康孝(54期)

第1 はじめに

法友倶楽部創立90周年の年は 2020年(令和2年)です。この年 は東京五輪・パラリンピック開催 の年でもありました。しかしSARS



-CoV2による感染症(COVID-19)が2019年12月から短期間で全世界に広がり、それは日本も同様でした。

東京五輪・パラリンピックは1年延期を決定し、 私達法友倶楽部創立90周年記念式典・祝賀会も一旦 は延期を決めましたが、最終的には中止しました。

本稿は、主として100周年事業の参考として頂くべく、どういう準備を重ねたかを報告するものです。

第2 準備段階

1 部会活動

式典部会は、2019年9月13日の第1回部会から活動を開始しました。

以後、部会は毎月1回の割合で2020年3月2日まで7回開催しました。

しかし2020年4月に最初の緊急事態宣言が発出され、4月5月の予定はキャンセルし、6月以降はもっぱらメールで部会員の意見を集約する形になりました。

また全体委員会もオンライン併用となりました。 もともと予定していた2020年11月16日のANAク ラウンプラザホテルの予約は、キャンセル料の発生 しない2020年5月に解約し、その後、COVID-19の 広がりを見ながら最終的には、2021年5月に中止と なりました。

2 会場

これは部会発足前に全体委員会で2020年11月16日 の予約を押さえてもらいました。これは利便性と80 周年記念式典でも利用したことによります。

ANAクラウンプラザホテルには、第2回部会終了後の2019年10月31日に、全体委員会の池内清一郎事務局長代行、大川一夫部会長及び井﨑康孝事務局長の3人で挨拶並びに大枠の内容を依頼しました。以後はもっぱら井﨑事務局長がホテルの交渉にあたりました。最終的にはキャンセルとなりましたが、2020年3月までに(同年11月実施を想定して)かなり細かいところまで決めました。

3 取り決めたこと

(1) 式典・祝賀部会で決めた取り決めは、その後の全体委員会で承認、という形で進んでいきました。

参考にしたのは、80周年の際の部会議事録とちょうど2019年10月28日に友新120周年記念式典が行われ、そこに参加させて頂いた経験です。

以下、2020年3月までに(同年11月実施を想定して)取り決めたことを述べます。

(2) 取り決めたこと

- ① 80周年を参考にした実施までのスケジュール
- ② 西信子部会長代行手配によるソプラノ歌手の 決定
- ③ 式典・祝賀会の司会者計4名の決定
- ④ ホテルへの最終的な依頼内容の決定(料理、 ドリンク、音響、照明、看板、装花、座席カバ ー、ピアノ、芳名帳、胸章、もぎり、席札、ネ ームカード、招待状等)
- ⑤ その他後記4のとおり

(3) 80周年との違い

- ① 物価、消費税率など経済状況の違い
- ② 食物アレルギー配慮など社会状況の違い
- ③ 会員の増加

(4) 取り決めることが出来なかったこと

コロナ禍の緊急事態宣言により、2020年4月から5月の全体会議は中止、同年6月から全体会議は中止、同年6月から全体会議は中止、同年6月から全体会議はオンライン会議

併用となりました。その結果、2021年5月14日に 式典・祝賀会の中止を決定しました。

以上の事情により、①来賓・招待客の具体的人数・割合、②招待状の起案、③法友倶楽部会員の 当日の具体的分担などは最終決定するまでには至 りませんでした。

4 工夫した点

以上が、中止に至る経緯ですが、以下、工夫した点を述べます。

- (1) 80周年のときから物価、消費税率が上がっているため、ホテルの見積額が増加しがちでしたが、80周年のときと同じ会場にし、前回の見積書を担当者に確認していただくことで、なるべく前回に近い費用に抑えてもらうよう工夫しました。
- (2) 参加人数の目標を187名(80周年)から230名(90周年)に大幅に増やしましたが、来賓・ご招待者の人数・割合をどうするか(比例して増やすか否か)、ジュニア部・親会員の会費をどう設定するか(どの程度の傾斜をつけるか)、参加人数の割合をどう予測するか(ジュニア部の割合の増加をどうみるか)等により収支が大きく異なるので、その点に留意しました。
- (3) 食物アレルギーに配慮できないか検討しました。

その結果、法友から事前に出席者に確認すれば、食材を個別に変更する等の対応は可能とのことでしたが、調理場で食材の細かな飛沫等まで完全に除去することは難しいとのことでした。

(4) コロナ対策をホテルと相談して検討しました。 その結果、テーブル数を限界(40台)まで増や せば、参加者230名のままでも、1テーブル当た りの着席数を5~6名(当初の予定は8~9名) に減らすことはできるが、テーブルだらけとなり 会場は狭苦しくなるとのことでした。

また、密にならないよう参加者を160名に減ら し、席間にパーテーションを設置することも検討 しましたが、パーテーション代が高く(消費税込 み約62万円)、参加者1名当たりの費用が大幅に 高くなるという問題がありました。

第3 100周年に向けて

基本的には80周年のときのスケジュールが参考になると思われます。但し、3(3)のとおり経済状況、社会状況、会員の増加は100周年時もありうるので意識した方がよいと思われます。

また準備はどれだけ早くしても早くしすぎることはないと思われます。

90周年は残念ながら中止となりましたが、その分、100周年はぜひ実現できるように願います。

法友90周年親睦部会活動報告



部会長 桂 充弘(35期)

これまで予想したこともなかったコロナ禍という 事態を迎え、準備していた90周年記念の親睦行事は すべて中止とする苦渋の選択をすることになりまし た。法友倶楽部が90周年という節目を迎える中、こ れまでご準備頂いた親睦部会員の皆様のご苦労に報 いることができず誠に申し訳ありません。

そして何よりも90周年という節目の時を好機として、500人近くになった法友倶楽部の会員の皆様との懇親の機会を失ったことが残念でなりません。もちろん90周年記念行事としての親睦でなくても親睦行事を行うことは可能なのですが、やはり90周年という節目に際しての懇親は精神的な高揚感を含めて、普段の懇親とは違った意味での効果を発揮できたはずです。

残念ながら、90周年記念としての親睦行事は中止となりましたが、今後の親睦行事開催の参考として、そして何よりも8年後に迎える100周年記念の親睦行事を考える上での参考資料として、90周年記念親睦行事の検討事項をご紹介させて頂きます。

第1 目的

法友倶楽部の会員数は500人に近くなり同じ会派 に所属しているといっても顔と名前が一致しないと いう方も増えてきました。特に近時急増している若 手会員と年配会員との間ではその傾向が大きいと思 います。このような関係を打破し、会員相互に懇親 を深めるとともに、会員だけでなくご家族や事務所 の事務員さんらとも相互に交流できる機会となるこ とを目指して企画を策定することと致しました。

そのため具体的な企画案としてはお堅い内容だけでなく柔らかい内容のものも盛り込めるようにと意識して議論致しました。

もうひとつ、親睦部会企画としてはふさわしくないのかもしれませんが、90周年記念行事が記念祝賀会やゴルフコンペ等のイベントの開催だけで終わる

のではなく弁護士や弁護士会の10年後100年後の将来を見据えた企画も検討させて頂きました。

第2 候補案

上記の企画趣旨の下、親睦委員で意見を出し合って出てきた主な企画は以下のようなものでした。

- 1 ゴルフ大会・大運動会等のアクティビティ企画
- (1) ゴルフ大会

80周年記念の際は、同時に90周年を迎える法曹 同志会と共催で記念ゴルフ大会を開催致しまし た。今回も法曹同志会との事前協議の結果、前回 と同様に法友倶楽部の90周年、法曹同志会の100 周年記念行事として両会派の共催としてゴルフ大 会を開催することと致しました。

開催場所は前回と同様に宝塚ゴルフ倶楽部とし、開催日時も決定しておりましたが、コロナ禍で2020年度開催の延期が決まり、さらに法友倶楽部としては前記の通り、治まらないコロナ禍の中、開催中止という苦渋の決断を致しました。

他方、法曹同志会は100周年という大きな節目の行事であったため、1年延期された2021年秋に単独開催される決定をされました。コロナの感染者が増えたり減ったりを繰り返し、緊急事態宣言も繰り返され、2021年秋の開催も危ぶまれましたが、幸いコロナ禍も収束が見られ、無事開催され当会会員も多数ゲストとして参加致しました(記念誌・アルバム部会長の小池康弘先生が優勝されたそうです)。

(2) 大運動会

会員間の懇親を図るため大阪弁護士会で毎年行っているような運動会の企画も上がってきました。もっとも競技内容は競争よりも運動や娯楽、交流といった点を中心に置き、2020年東京パラリンピックで予定されているブラインドサッカーやポッチャ等の競技を体験するといった企画も検討されました。ただ、会場確保の都合やコロナ禍等から開催については立ち消えとなりました。

(3) スポーツ観戦

阪神やオリックスのプロ野球観戦、ガンバ大阪 やセレッソ等のサッカー観戦、エベッサ等のプロ バスケット観戦等も検討しましたが、観戦するだ けでは面白みがないといった趣旨からこれも立ち 消えになっています。

(4) ネスタリゾート訪問

兵庫県三木市にある体験型リゾート施設ネスタ リゾートでの懇親会も企画致しました。

この施設は大自然での冒険テーマパークと称して40種類ものアクティビティが用意されており、お子さん等を交えた企画として検討致しました。

この企画は、日程や費用等を含めた仮予約まで行いましたが、コロナを理由に中止となりました。

(5) 脱出ゲーム

10年後には「脱出ゲーム」で何?となっているかもしれませんが、様々な課題をグループで解いていきながら、ゴールまで到達する時間を競うゲームといったらいいでしょうか……。親睦部会員のお知り合いの中に、脱出ゲームを企画する方がおられたことから検討をしました。

ただ、これも場所の確保(弁護士会館や中之島 公会堂での実施も検討しました)と企画内容、費 用等の問題があり立ち消えとなっています。

2 小旅行・親睦旅行等の旅行企画

(1) 京都小旅行

泊りがけの小旅行も検討致しましたが、参加者をできるだけ多くしたいとの趣旨から京都への日帰りの小旅行としました。普通では訪問できない京都の各種名所を訪問し、特別の時間を共有する予定でした。

具体的には、京都国立博物館を訪問し、佐々木 丞平館長直々のご案内とご講演、その後、漢字ミ ュージアム(漢検)を訪問し、ミュージアム見学 の後、阿辻哲次氏(京都大学名誉教授、漢字文化 研究所長)のご講演、さらにその後、北政所(高 台院)の甥木下利房が、伏見城の北政所化粧御殿 をこの地に移築して自らの邸とした高台寺の塔頭 圓徳院(臨済宗建仁寺派)を訪問し、法主法話を お聞きした後、夕食という盛沢山の案を企画し、 それぞれ講師の先生方からは内諾を得るところま で行っていましたが、こちらもコロナ禍で中止と なりました。

(2) 海遊館・天王寺動物園ナイトツアー企画 普段行きにくいところへの訪問ということで海 遊館や天王寺動物園のナイトツアー企画も検討致

しました。こちらも具体的な実施について可能性 を探っている段階で立ち消えとなっています。

3 学芸会・文化祭企画

法友倶楽部の会員や事務員さん、ご家族の中には 歌自慢の方や、楽器を演奏される方も多いかと思 い、ライブハウス等を借り切って、事務所対抗等の 大カラオケ大会の開催や、演奏会の開催、さらには 誰でも参加しやすいのではということで、今流行り のeスポーツ大会開催も検討しました。

ライブハウス等の場所は確保できるものの、さて 本当に出演者がおられるのか、演者の確保や進行プログラム、経費等の点から最終的には立ち消えとなっています。

4 ベンチャー企業支援企画

大阪弁護士会の会員は10年前の2011年では約3700 人であったのが、10年後の2021年では5000人近くま で増えています。今後の弁護士業務や弁護士会はど うなるのか? 多くの会員が不安に思っていること と思います。

また、AIやネット環境の進歩は弁護士業務にどのような影響があるのか? リーガルテックの世界はどう変わっていくのか? 弁護士が起業する問題は?……

親睦部会としてふさわしくないとのご意見もありましたが、法友倶楽部として90周年を迎えるにあたり、この節目の機会を単なるセレモニー企画をやっただけで終わるのではなく、10年後100年後の弁護士業務を見据えた企画もあった方がいいのではとの議論を致しました。

そこで一つの企画としてベンチャー企業の支援活動、特にシーズ段階で弁護士による支援が乏しい現状に鑑み、シーズ段階の起業家と若手弁護士が交流できる機会の創設を試みることとしました。

結果的には試験的に若手起業家にその事業企画を 説明いただくピッチイベントを一度開催しただけで 終わってしまいましたが、起業へ向けて熱心に活動 される若手起業家の熱意に触れる機会を増やすこと は、弁護士業務の改革や、将来に不安を抱えた若手 弁護士の皆様に一定の刺激を与えられたのではと評 価しています。

講演部会の活動報告

99

部会長 前田春樹(31期)

1 講演部会は令和元年7月11日に第1回部会を開催し、以後、本年5月14日に90周年記念事業の中止が決定されるまで、部会を8回、全体委員会の事務局にも参加していただいて、部会員の懇親会を3回行った。

講演部会のスタッフは、

部会長代行 辻田 博子 近藤 行弘 事務局長 本元 宏和 部会員 小林 悠紀 高橋 博之 板垣 善雄 深田 愛子 小林 邦子 小林 理絵 藤野 睦子 北口 正幸 片岡 力 入江 祥大 清水 諒 である。

2 前半期の部会での議題は講演者の選出であり、 東野圭吾、阿辻哲司、佐藤優、桑田真澄等、何人 かの候補者の中から最終的に佐藤優に決まった。

講演者が決まったあとは、講演場所や日時を決め、さらにポスター、パンフレット等の手配についても順調に進行していったが、コロナ感染者数が拡大するにつれて、それまで弁護士会館の会員応接室で行っていた打ち合わせも、メール、電話あるいはWEBで行うことになっていき、部会も休会になった月もあった。

- 3 主催者側として佐藤優の専門性、経歴、著作等 について知識を得ておくために、同氏の著作物を 何冊か、部会員で分担して読み込んで、部会で報 告し合うことにしたが、二度程、行った時点で、 全体委員会で90周年記念事業の中止が決定された。
- 4 90周年記念事業が中止になったのは、やむをえないと思うが、講演部会が議論をしたことや、途中まで準備した内容等については100周年記念事業に可能な限り、参考にしていただいて、法友の100周年記念講演会を盛り上げていただけたらと思う。

財務部会報告 コロナ禍に消えた寄付

部会長 播磨政明(29期)



財務部会は、90周年に当たり、80周年記念事業を参考に、実行委員会での事業の検討内容から1300万円の収入と1080万円の支出を見込むこととしました。

80周年当時の62期までの会員数は362名でした。 法友倶楽部からの繰入金500万円に加え、その全員 から寄付をいただいた場合には857万円になる計算 で割振りをし、実際の寄付は644万円で、75%の割 合でした。その他にお祝いが6万円あり、収入は全 体で1150万円であったのに対し、支出は全体で1050 万円でした。90周年では72期までの会員数は492名 で、この10年間で130名増加していました。法友倶 楽部からの繰入金600万円をベースに、会員からの 寄付が総額933万円になるように割振りをし、75% の寄付率で700万円の寄付を見込み、総額1300万円 の収入に対し、支出総額を1080万円とする目論見を 立てました。

この割振り方式で、寄付のお願いをすることを令和2年4月21日の全体委員会に諮るべく寄付の依頼文の原案まで作成しておりましたが、コロナ禍で全体委員会に諮ることもできずに経過するうちに事業の収束を迎えてしまいました。財務部会としては、法友倶楽部からの600万円を受入れ、これを各部会の活動費に充ててもらった程度の活動に終わりました。口座を開設し、実務全般を担っていただいた石堂会計担当委員には深く感謝申し上げます。

第1	収入の部	600万0090円
1	法友倶楽部会計口座から振替	600万0000円
2	預金利息	90円
第2	支出の部	313万8099円
1	事務局	4万0148円
	会議室料等	4万0148円
2	式典・祝賀部会	8390円

	会議室料等	8390円
3	親睦部会	5万3010円
	会議室料等	5万3010円
4	講演部会	550円
	送金手数料等	550円
5	記念誌・アルバム部会	250万7069円
	① 記念誌発行費用	176万0000円
	② ホームページ創設費用	71万2305円
	③ 会議室料等	3万4764円
6	財務部会	3740円
	送金手数料等	3740円
7	大阪弁護士会への寄付	44万2192円
	① 記念贈答品代	43万8900円
	② 目録代書代	3292円
8	講演キャンセル関係費	8万3000円
	① チラシ (キャンセル) 代	5万0000円
	② 講師調査費	3万3000円
第3	収支差額	286万1991円

記念誌・アルバム部会報告





当部会は、部会長代行中村吉男委員、同宮崎誠司 委員、事務局長山岸克巳委員をはじめとして、総勢 13人の少数精鋭で始まりました。

1 コロナ前

当部会は、2019年8月21日に第1回の会議を開催したのですが、この時には90周年記念事業が中止となることなど誰も想像しませんでした。このころの部会では、記念誌については80周年記念誌を参考に「10年を振り返り、10年先を語る」というような座談会等の企画案が議論されていました。また、アルバムについては、そもそも発行するのか否かという点から議論をしていました。と言いますのも、80周年の時には会員全員をアルバムに掲載することとしたため、アルバムに掲載する個々の会員のデータ集めに大変苦労したという経験があったからです。

このころに決まった方針としては、アルバムは発行するが、紙媒体ではなくDVDにする、そして、アルバムに掲載するのは希望者のみとするということでした。

記念誌・アルバム部会としては、このような方針で粛々と作業を進めて、2020年に行われる記念式典をはじめとする記念事業の報告記事を掲載し、90周年記念事業の締めくくりとして2021年の8月頃をめどに記念誌を発刊して任務完了とする予定でした。

2 コロナ後

2020年3月まで毎月1回の割合で部会を開催して 企画案を検討してきましたが、同年5月に開催され た90周年実行委員会の全体会議で記念事業を延期す ると決定されました。この時点では式典をはじめと する記念事業を実施することができるのか全く未定 となりましたので、記念誌の全体企画ができない状 態となりました。しかし、記念事業の実施の有無に かかわらず、記念誌を発刊しないという選択肢はな かったことから、当部会では、アルバムや座談会の 準備を進めることになりました。

座談会のテーマとしては、80周年の時と同様に、「10年を振り返り、10年を展望する」や「若手会員だけの座談会」などアイデアが出されましたが、「コロナ禍」ということを外すことはできないということから、コロナ禍の現状と将来予想をテーマとすることに決めました。

3 アルバム

早い段階で紙媒体のアルバムは作成しないという 方針を打ち出しました。そして、希望する会員だけ のデータをDVDにして配布するという案が検討さ れました。また、同時に、これまでに撮った法友倶 楽部の行事の写真や90周年記念行事の写真を入れた DVDを作成するということも検討されました。

しかし、ここで問題となったのは、行事の写真に写りこんだ会員の了解なしにDVDにしてそれを配布してよいかという点でした。これまで「法友」にも行事の写真を掲載してきましたが、いわゆる「写りこみ」が問題となる昨今、難しい問題です。

結論としては、法友倶楽部のホームページに希望する会員に会員ページを割り振って会員個人の紹介ページを作ることになりました。詳細については、90周年記念事業の項をご覧ください。

4 100周年記念誌のために

2030年には法友倶楽部100周年を迎えます。100年の区切りですから、80周年や90周年とは訳が違います。80周年、90周年では直近の10年を振り返るだけでしたが、100周年では100年を振り返ろうということになる可能性が大きいと思います。そうならないにしても、記念誌としては80周年や90周年のときよりも大部なもの、立派なものを作ろうということになることが予想されます。

ところで、80周年記念誌に当時の播磨部会長代行が「連絡は全てメールとなりました。70周年には考えられないことでした」と書いておられます。90周年では会議はWEB会議かWEB併用会議です。80周年には考えられないことでした。同じように100周

年では予想もつかないことになっているかもしれません。そこで想像を膨らませてみると、アルバムだけでなく記念誌も紙媒体ではなくデータになっている可能性もあると思います。そうなった場合、そこに載せるのは文章や写真だけでなく、動画も掲載しようということになっているかもしれません。法友倶楽部の行事では広報委員会や親睦委員会の委員が写真を撮っているので写真は準備できますが、もし、100周年の記念誌に動画を載せるのであれば、これからは行事ごとに動画撮影をする係を決めておく必要があります。本年度以降の執行部と各委員会には法友倶楽部の各種の行事に際して動画の撮影をお願いしたいと思います。

最後に、80周年記念誌の作成経過について、播磨部会長代行が詳細な資料を残してくれていました。 90周年ではこれらが大変参考になりました。80周年の資料は全て紙でしたが、90周年の資料はすべてデータで残しています。これらを100周年記念誌・アルバム部会に引き継ぎたいと思います。

コロナ禍の90周年記念事業を 振り返る

事務局長 後 岡 良 知(33期)

令和2年に法友倶楽部創立90周年を迎えることから、法友倶楽部では、記念事業を行うべく、令和元年7月23日、第1回の90周年記念事業実行委員会を開催し、記念式典・祝賀会の日程を令和2年11月16日と決定して90周年事業に向けた活動を開始しました。

実行委員会では、80周年に倣い、式典・祝賀部会、 親睦部会、講演部会、記念誌・アルバム部会、財務 部会を設置し、式典・祝賀部会には大川一夫先生、 親睦部会には桂充弘先生、講演部会には前田春樹先 生、記念誌・アルバム部会には小池康弘先生、財務 部会には播磨政明先生に部会長に就任いただきまし た。そして、各部会で検討いただいた事項を、月1 回の割合で開催する実行委員会に報告していただ き、議論を交わし準備を進めました。

各部会では精力的に活動いただき、令和元年末頃には各行事のおおよその枠組みはできあがり、年明けから数回実行委員会を開催して議論を重ねた後、その後は、各部会で90周年記念行事の具体的活動を開始する予定でした。

ところが、世界的規模で広まった新型コロナウイルスのパンデミックが、令和2年2月頃から、我が国でも始まりました。そのため、各種行事が制限され、緊急事態宣言が発令されるなか、4月、5月の実行委員会は中止せざるを得ませんでした。また、キャンセル料を発生させないため、11月16日の記念式典・祝賀会の会場の予約を一旦キャンセルしました。そして、6月、9月、10月の実行委員会で、90周年事業を中止すべきか、延期すべきかについて議論を重ねました。各部会や、多くの実行委員の先生方から、様々な意見が出されましたが、90周年事業を中止するのではなく、コロナ禍でもやれるところはしかるべき対策をしてやるべきとの前向きな意見

が多数を占め、10月の実行委員会で、「①式典・祝賀の開催の可否については、翌年3月の実行委員会でコロナの感染状況をみて決定する。②講演については、大阪弁護士会の会議、集会に関する方針を遵守して実施を検討する。③記念誌については、これまでどおり準備を継続する。④親睦行事については、コロナの感染状況を踏まえ参加人数、内容等を工夫して企画する。」との方針が決定されました。このときは、皆、翌年3月頃には、コロナ禍が終息する見通しが立って欲しいとの希望を持っていました。

翌令和3年3月15日、実行委員会を開催しましたが、皆の希望に反し、依然としてコロナの状況は不透明なままでした。式典・祝賀会について、中止するのか、コロナ対策のため規模を縮小して開催するのか、議論が交わされましたが、結論は出ず、再度5月に実行委員会を開催して最終結論を出すことになりました。

そして、この日の実行委員会で、90周年記念事業 として、大阪弁護士会にビデオ会議システム2セットを寄贈することを決議しました。

5月になっても、コロナの見通しは不透明なままでした。そのため、5月14日開催の実行委員会で、やむを得ず、式典・祝賀会は開催しないこと、同様に、講演や親睦行事も実施しないことを決議しました。そして、これまで活動を続けてきた記念誌・アルバム部会で、記念誌の発行を行うこと、また、法友倶楽部広報委員会の活動と連携して、会員情報の登録サイトと法友倶楽部のホームページの開設を行うことを確認しました。

以上の経過を経て、令和3年6月10日開催の第14 回実行委員会を最後に、2年間に及ぶ実行委員会の 活動を終えました。

今回、コロナ禍で、記念誌・アルバム部会の活動を除き、他の活動を中止せざるを得なかったことは、誠に残念という他ありませんが、コロナ禍で行われた90周年がどういうものであったかを、記念誌の中で、ありのままに後世に伝えることも周年行事として大切なことではないかと思います。

50周年や100周年と言った大きな節目であれば、 また違った結果になっていたかも知れませんが、幸 いにも、法友倶楽部は、今回は90周年です。今後、 気持ちを切り替えて、100周年に向けて、より一層、 会員の結束を高めていただき、90周年でできなかっ たことを、ぜひ、100周年で実現させて欲しいと思 います。

最後に、長期間にわたり部会で準備を重ね、また、 実行委員会で真剣な議論をしてくださった各部会の 先生方、そして、コロナ禍での難しい実行委員会の 活動を支えてくださった、事務局長代行の池内清一 郎先生をはじめとする事務局の先生方に、この場を 借りて、心よりお礼を申し上げます。

NPO法人 遺言・相続・財産管理支援センター

10年の足跡

中塚雄太(60期)



法友倶楽部80周年記念事業の一つとして、2011年3月8日、特定非営利活動法人 遺言・相続・財産管理支援センター(以下「NPO」といいます)が設立され(認証は同年2月28日)、約10年が経過しました。

本稿では、NPOの10年間の足跡を紹介いたします。

1 理事及び会員数について

初代理事長は若林正伸先生(22期)であり、現在の理事長は、福原哲晃先生(29期)が就任しています。

現在の理事は、法友倶楽部の福原哲晃先生、竹岡 富美男先生、小池康弘先生、宮﨑誠司先生、中嶋勝 規先生、小坂谷聡先生、宮部千晶先生、安藤良平先 生、司法書士の吉田史先生、大学教授の森詩恵先生 と、当職です。事務局長は、神戸に移るまで法友倶 楽部に所属していた仲谷仁志先生であり、毎回、神 戸から来ていただいて大変助かっています。

会員数は、令和3年度は期首で合計30名であり、 弁護士25名、弁護士法人1名、司法書士1名、税理 士1名、公認会計士1名、大学教授1名です。

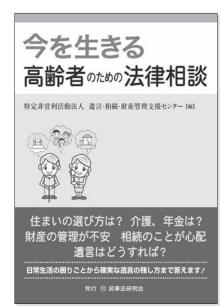
2 活動内容

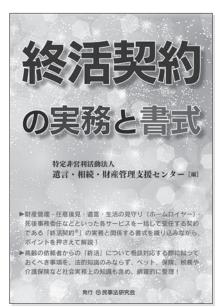
【書籍の出版】

平成25年に、民事法研究会から、『今を生きる高齢者のための法律相談』を出版しました。

また、2冊目の書籍となる『終活契約の実務と書式』が、2022年春頃に、同じく民事法研究会から出版予定です。

「終活契約」は、NPOが考案をした新たな試みです。弁護士が終活を考えている依頼者から依頼を受けるにあたっては、①財産管理契約、②ホームロイヤー契約(見守り契約)、③死後事務委任契約、④法定後見制度の利用、⑤任意後見契約、⑥遺言の作成、⑦尊厳死官言など、複数の契約の締結を検討す





る必要があります。これらの契約に関し、一つ一つ 委任契約書を作成すると、依頼者は何度も署名押印 をしなければならず、高齢の依頼者にとっては負担 が大きくなります。また、必要な契約の締結忘れや、 検討漏れが生じる可能性もあります。そのため、依 頼者と弁護士の双方が利用しやすいよう、できる限 り一度に終活に関する委任契約をまとめて行うこと のできる「終活契約書」を作成したものです。

ただし、終活契約書は契約手続を可能な限り簡略 化していますので、終活契約書だけではすべてをカ バーできず、別途、財産管理契約と任意後見契約に ついては、個別の契約書の作成が必要になります。

「終活契約」は、NPOから費用を支出して、商標 登録も行いました。

終活契約については、できる限り多くの弁護士の 皆様にご利用をいただきたいと思っていますので、 書籍が発行されましたら、是非お手にとっていただ けますと幸いです。

【電話相談・面談相談】

NPOの会員が、平日の毎日午後1時から5時まで、遺言・相続・財産管理に関する無料電話相談の待機をしています。

また、毎月第2土曜日には、福原先生の事務所内 にて、無料の面談相談を実施しています。

相談件数はまだそれほど多くありませんが、今後 もセミナーなどの活動を通じて、相談件数の増加を 願っています。

【講演活動】

毎年、NPOが依頼を受けて、講演活動を実施しています。これまでに実施しましたのは、大阪府社会保険労務士会、クレオ大阪子育て館、地域包括支援センター、病院、大学など、多岐にわたります。今後も、講演の依頼は増えていくものと思われます。

【勉強会】

その他、信託について勉強会を行ったり、税理士、 保険会社の方や葬儀社の方を呼んで勉強会を実施し ました。



パンフレット

【パンフレット制作】

一般の方や、介護関係者、病院関係者などに向けて、パンフレットを制作しました。セミナーなどで配布をして、利用をしています。

【ホームページ制作】

NPOのホームページも立ち上げました (http://cus4.npo-ysz.org/website/)。

小坂谷聡先生に、管理をしていただいています。

3 法友倶楽部100周年に向けて

現在は、講演活動の他には、終活契約に関する書 籍の出版が主な活動となっています。

また、新たな試みとして、インターネット上で、 終活に関する動画配信をすることを企画していま す。NPOを広く認知していただくために、毎年の ように、新たな企画を形にしています。

法友倶楽部100周年の際には、さらに発展をした NPOの報告ができることを祈念しています。

NPOは、若手も中心となって活躍しています。遺言・相続・財産管理に関して企画を考えれば、理事・会員の皆さんが優しく受け入れてくれます。現在も会員を募集していますので、NPOの活動に興味のある方がいらっしゃいましたら、当職(072-821-5505)又は他の理事宛てにご連絡いただけますと幸いです。

歴代常任幹事名簿(昭和22年度~令和3年度)

年 度	幹事長	副幹事長	庶務担当 副幹事長	会計担当 副幹事長
昭和22年度	植田 完治	7011 0 20	**************************************	2(21)222 2011 0 20
昭和23年度	阿久根幸吉			
昭和24年度	中井 弥六			
昭和25年度	笹岡 作郎			
昭和26年度	西本 寛一			
昭和27年度	川上主一			
昭和28年度	河合 与			
昭和29年度	井上 太郎			
昭和30年度	阿部 甚吉			
昭和31年度	松井 城			
昭和32年度	川上 主一(途中辞任) 吉長 正好(後任)			
昭和33年度	大原 篤	阿部 甚吉		
昭和34年度	辻野 新一	中元 兼一		
昭和35年度	阿部 甚吉	西村日吉麿		
昭和36年度	阿久根幸吉	秋山 英夫	中元 兼一	-
昭和37年度	田上 義智	後岡 弘	岸井 八東	
昭和38年度	樫本 信雄	板持 吉雄		
昭和39年度	樫本 信雄	西村日吉麿	板持 吉雄	
昭和40年度	中元 兼一	野村 清美	西村日吉麿	
昭和41年度	中元 兼一	野村 清美	片岡 勝	
昭和42年度	岸井 八東	片岡 勝	松浦 武	
昭和43年度	松井 城	松浦 武	北逵 悦雄	
昭和44年度	西村日吉麿	北逵 悦雄	坂井 尚美	
昭和45年度	北尻得五郎	坂井 尚美	太田 忠義	木ノ宮圭造
昭和46年度	蝶野喜代松	岡田 和義	滝井 繁男	中村 健
昭和47年度	板持 吉雄	宮﨑 乾朗	中村 健	町 彰義
昭和48年度	岸井 八東 (代行) 松浦 武	北河 安夫	大原 健司	香川 公一
昭和49年度	野村 清美 (代行) 岡田 和義	滝井 繁男	谷 正道	川﨑 壽
昭和50年度	西村日吉麿 (代行)中西 清一	中垣一二三	筒井 貞雄	阪本 政敬
昭和51年度	宮武 太	中村 俊輔 大原 健司	阪本 政敬	小寺 一矢
昭和52年度	松浦 武	香川 公一 筒井 貞雄	小寺 一矢	針谷 紘一
昭和53年度	坂井 尚美	町 彰義 中村 康彦	川﨑壽	岡 豪敏
昭和54年度	宮﨑 乾朗	真鍋 正一 竹村 寛	若林 正伸	目片 武之
昭和55年度	中西 清一	中垣一二三 小寺 一矢	岡 豪敏	北岡 満
昭和56年度	中西 清一	中村 健 川﨑 壽	岡 豪敏	北岡 満
昭和57年度	滝井 繁男	町 彰義 阪本 政敬	松村 猛	福原 哲晃
昭和58年度	豊藏 亮	忠海 弘一 小寺 一矢	荒鹿 哲一	井関 和雄
昭和59年度	中垣一二三	若林 正伸 川﨑 壽	尾﨑 敬則	日下部 昇
昭和60年度	滝井 繁男	町 彰義 山本 淳夫	大橋 武弘	前田 春樹
昭和61年度	大原 健司	山本 淳夫 針谷 紘一	瀬戸 則夫	菊井 康夫
昭和62年度	真鍋 正一	小寺 一矢 中島 馨	福原 哲晃	北野 幸一

年 度	幹事長	副幹事長	庶務担当 副幹事長	会計担当 副幹事長
昭和63年度	真鍋 正一	阪本 政敬 岡嶋 豊	播磨 政明	後岡 良知
平成元年度	町 彰義	若林 正伸 井関 和雄	植田 勝博	小松陽一郎
平成2年度	中村 康彦	丸山 英敏 北岡 満	日下部 昇	藤山 利行
平成3年度	中村 健	小寺 一矢 岡 豪敏	福原 哲晃	川口 善秀
平成4年度	山本 淳夫	若林 正伸 針谷 紘一	板東 秀明	太田小夜子
平成5年度	小寺 一矢	中島 馨 播磨 政明	竹岡富美男	小林 俊康
平成6年度	阪本 政敬	尾﨑 敬則 瀬戸 則夫	小松陽一郎	今中 浩司
平成7年度	若林 正伸	荒鹿 哲一 前田 春樹	福居和廣	濵川 登
平成8年度	川﨑壽	播磨 政明 小松陽一郎	北野 幸一	大原 明
平成9年度	針谷 紘一	岡嶋 豊 柏木 泰英	水間 頼孝	若林 学
平成10年度	岡 豪敏	清水 正憲 菊井 康夫	池田 裕彦	辰田 昌弘
平成11年度	小寺 一矢	福原 哲晃 竹岡富美男	柴田 龍彦	近藤 行弘
平成12年度	荒鹿 哲一	播磨 政明 後岡 良知	西村 渡	尹 英和
平成13年度	北岡 満	前田 春樹 福居 和廣	松田 敏明	川合 清文
平成14年度	岡嶋 豊	竹岡富美男 桂 充弘	小池 康弘	土谷 喜輝
平成15年度	福原 哲晃	後岡 良知 水間 頼孝 満村 和宏	中村 吉男	宮﨑 誠司
平成16年度	播磨 政明	福居 和廣 池田 裕彦 福田あやこ	橋田 浩	平井 信夫
平成17年度	前田 春樹	三好 邦幸 水間 頼孝 柴田 龍彦	塩田 慶	畑山 和幸
平成18年度	竹岡富美男	桂 充弘 松村 剛司 幡野 有紀	魚住 泰宏	末永 京子
平成19年度	後岡 良知	大川 一夫 水間 頼孝 西村 渡	平井 信夫	大山 徹
平成20年度	三好 邦幸	満村 和宏 近藤 行弘 塩田 慶	池垣 彰彦	中川 美佐
平成21年度	桂 充弘	池内清一郎 小池 康弘 魚住 泰宏	橋口 玲	辻 淳子
平成22年度	大川 一夫	近藤 行弘 中村 吉男 大橋さゆり	村田 秀人	細川 和樹
平成23年度	満村 和宏	小池 康弘 宮﨑 誠司 中嶋 勝規	森下 彩子	小坂谷 聡
平成24年度	池内清一郎	中村 吉男 橋口 玲	本元 宏和 山田 敬子	金子 展弘
平成25年度	近藤 行弘	橋田 浩 平井 信夫	井﨑 康孝 辻村 幸宏	川端さとみ
平成26年度	小池 康弘	増田 勝洋 野田 貴浩 山岸 克巳	小坂谷 聡	森本純
平成27年度	中村 吉男	宮崎 誠司 木村 尚巧 相沢 祐太	名取 伸浩	石堂 一仁
平成28年度	魚住 泰宏	橋口 玲 玉田 裕子	林 裕之 本間 亜紀	中塚 雄太
平成29年度	土谷 喜輝	太田 健義 後岡 美帆	豊永 泰雄 矢口 智春	吉村 卓輝
平成30年度	宮﨑 誠司	森 直也 辻村 幸宏 深田 愛子	安藤 良平	入江 貴之
令和元年度	橋口 玲	川本 真聖 小寺 陽平 秋吉 忍 松木 俊明	古賀 大樹 玉野まりこ	大亀 将生
令和2年度	大橋さゆり	中嶋 勝規 小坂谷 聡 谷岡 茉耶 天井 友香 高尾 奈々	塚﨑 幸司	田中 章弘
令和3年度	林 裕之	井﨑 康孝 増田 力	尾島 史賢 宮部 千晶 一津屋香織	北口 正幸

法友俱楽部内委員会等歴代委員長等一覧表 (昭和59年度~令和3年度)

年 度	企 画	広 報	親睦	研修	法曹交流
昭和59 (1984)	中西 清一	町 彰義			
昭和60 (1985)	中西 清一	忠海 弘一	中村 俊輔		
昭和61 (1986)	坂井 尚美	尾﨑 敬則	中村 俊輔		
昭和62 (1987)	坂井 尚美	滝井 繁男	宮﨑 乾朗		
昭和63 (1988)	大原 健司	尾﨑 敬則	丸山 英敏	植田 勝博	
平成元 (1989)	大原 健司	阪本 政敬	山本 淳夫	北野 幸一	
平成 2(1990)	真鍋 正一	川﨑壽	上田 耕三	北野 幸一	
平成 3(1991)	真鍋 正一	川﨑壽	好川 照一	柏木 泰英	
平成4(1992)	町 彰義	阪本 政敬	荒鹿 哲一	柏木 泰英	丸山 英敏
平成 5(1993)	町 彰義	針谷 紘一	川﨑壽	桂 充弘	丸山 英敏
平成 6 (1994)	中村 康彦	針谷 紘一	北岡 満	福居和廣	丸山 英敏
平成7(1995)	山本 淳夫	岡嶋 豊	岡 豪敏	小林 俊康	小寺 一矢
平成 8(1996)	山本 淳夫	岡嶋 豊	福原 哲晃	水間 頼孝	尾﨑 敬則
平成 9(1997)	阪本 政敬	播磨 政明	菊井 康夫	山之内明美	北岡 満
平成10 (1998)	若林 正伸	前田 春樹	北野 幸一	辻田 博子	池田 容子
平成11 (1999)	針谷 紘一	後岡 良知	小林 俊康	松村 剛司	播磨 政明
平成12 (2000)	岡 豪敏	福居和廣	水間 頼孝	池田 裕彦	菊井 康夫
平成13 (2001)	川﨑壽	辻田 博子	濵川 登	高橋 博之	小松陽一郎
平成14 (2002)	荒鹿 哲一	大原 明	濵川 登	岸本 寛成	上田 裕康
平成15 (2003)	北岡 満	前川 清成	橋田 浩	近藤 行弘	村辻 義信
平成16 (2004)	中島 馨	桂 充弘	小池 康弘	松田 敏明	水間 頼孝
平成17 (2005)	福原 哲晃	桂 充弘	満村 和宏	辰田 昌弘	魚住 泰宏
平成18 (2006)	福原 哲晃	中村 吉男	岸本 寛成	川合 清文	小池 康弘
平成19 (2007)	播磨 政明	小池 康弘	満村 和宏	増田 勝洋	橋田 浩
平成20 (2008)	前田 春樹	工藤 展久	松並 良	宮﨑 誠司	平井 信夫
平成21 (2009)	竹岡富美男	佐田元眞己	松並 良	池下 利男	伴城 宏
平成22 (2010)	後岡 良知	塩田 慶	岸本 寛成	末永 京子	池垣 彰彦
平成23 (2011)	後岡 良知	播磨 政明	太田 健義	福田あやこ	桂 充弘
平成24 (2012)	桂 充弘	前田 春樹	中嶋 勝規	辰田 昌弘	大川 一夫
平成25 (2013)	大川 一夫	後岡 良知	木村 尚巧	豊永 泰雄	満村 和宏
平成26 (2014)	満村 和宏	大川 一夫	平井 信夫	壇 俊光	池内清一郎
平成27 (2015)	池内清一郎	大川 一夫	辻村 幸宏	伴城 宏	近藤 行弘
平成28 (2016)	近藤 行弘	池内清一郎	中嶋 勝規	森 直也	尾島 史賢
平成29 (2017)	小池 康弘	池内清一郎	松並 良	橋田 浩	辰田 昌弘
平成30 (2018)	中村 吉男	魚住 泰宏	古賀 大樹	石堂 一仁	増田 勝洋
令和元 (2019)	魚住 泰宏	満村 和宏	安藤 良平	塚﨑 幸司	尾島 史賢
令和 2(2020)	土谷 喜輝	満村 和宏	井崎 康孝	木村 尚巧	山崎 道雄
令和 3(2021)	宮﨑 誠司	山田 敬子	山岡 直人	山崎 道雄	山崎 道雄

大阪弁護士会会長・同副会長就任一覧 (平成13年度以降)

年 度	会 長	副会長
平成13年度 (2001)		福原 哲晃
平成14年度 (2002)		播磨 政明
平成15年度 (2003)		前田 春樹
平成16年度 (2004)		竹岡富美男
平成17年度 (2005)		後岡 良知
平成18年度 (2006)	小寺 一矢	三好 邦幸
平成19年度 (2007)		桂 充弘
平成20年度 (2008)		大川 一夫
平成21年度 (2009)		満村 和宏
平成22年度 (2010)		池内清一郎
平成23年度 (2011)		近藤 行弘
平成24年度(2012)		小池 康弘
平成25年度 (2013)	福原 哲晃	中村 吉男
平成26年度 (2014)		魚住 泰宏
平成27年度 (2015)		土谷 喜輝
平成28年度 (2016)		宮﨑 誠司
平成29年度 (2017)		橋口 玲
平成30年度 (2018)	竹岡富美男	大橋さゆり
令和元年度 (2019)		林 裕之
令和 2 年度 (2020)		森 直也
令和 3 年度(2021)		中嶋 勝規

法友倶楽部規約

平成5年5月13日 一部改正、同日施行

平成14年12月20日 一部改正、同日施行

平成20年5月20日 一部改正、同日施行

平成28年11月15日 一部改正、平成29年4月1日施行

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、法友倶楽部という。

(組 織)

第2条 この会は、大阪弁護士会会員の有志をもって組織する。

(目 的)

第3条 この会は、弁護士の使命である人権擁護と社会正義 実現のため司法の民主化に貢献し、弁護士会の健全な運 営に寄与するとともに、弁護士職務の研鐙に努め会員相 互の親睦を図ることを目的とする。

(活動)

- 第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を 行う。
 - (1) 人権の擁護と社会正義の実現、司法民主化のための 諸施策の企画、検討、推進
 - (2) 法令、判例の調査研究
 - (3) 講演、見学、懇親会の開催
 - (4) 弁護士会役員等の推せん
 - (5) その他必要な活動

(会 員)

第5条 大阪弁護士会会員は、幹事会の承認を得て、この会 に入会することができる。

第2章 会 議

(総 会)

- 第6条 総会は、定期総会と臨時総会とする。
 - 2 定期総会は毎年2回開催し、臨時総会は必要のある場 合に随時開催する。
 - 3 総会は、幹事会の決定を経て幹事長が招集する。
 - 4 総会の招集は、総会日より5日前までに会員に対し議題を記載して通知をしなければならない。
 - 5 総会の議長は、幹事長があたる。
 - 6 総会の決議は、出席会員の過半数の賛成をもってする。
 - 7 総会は、次の事項を決議する。ただし、(5)及び(7)の決議に際しては、幹事長が推せん委員会の決定の結果を報告しなければならない。
 - (1) 綱領、規約、規程、細則の制定又は改廃
 - (2) 活動方針の決定
 - (3) 活動報告の承認

- (4) 会計報告の承認
- (5) 幹事長の選出
- (6) 幹事の選出
- (7) 弁護士会役員候補者及びその他幹事会で必要と認め た候補者の選出
- (8) 推せん委員の選出
- (9) 規約、規程、細則により総会が決議すべき事項
- (10) 幹事会が総会で決議することが相当であると認めた 事項
- 8 幹事長は、総会の議事について議事録を作成し、記名 する。

(幹事会)

- 第7条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
 - 2 幹事会は、定例幹事会と臨時幹事会とする。
 - 3 定例幹事会は毎月1回開催し、臨時幹事会は必要のある場合に随時開催する。
 - 4 幹事会は、幹事長が招集する。
 - 5 幹事会の議長は、幹事長があたる。
 - 6 幹事会の決定は、出席幹事の過半数をもってする。
 - 7 幹事会は、次の事項を決定する。
 - (1) この会の委員会及び部会(規約に定める委員会を除く。)の設置又は廃止
 - (2) 各委員会及び部会の委員の選出
 - (3) 弁護士会各種委員候補者の選出
 - (4) 規約、規程、細則、総会決議により幹事会が決定すべき事項
 - (5) 総会が決議すべき事項を除き、この会の運営に必要な一切の事項
 - (6) 会員の入会の承認
 - (7) その他幹事長が必要と認めた事項
 - 8 幹事長は、幹事会の議事について議事録を作成し、記 名する。

(常任幹事会)

- 第8条 常任幹事会は、幹事長及び副幹事長をもって構成する。
 - 2 常任幹事会は、毎月1回以上開催する。
 - 3 常任幹事会は、幹事長が招集する。
 - 4 常任幹事会の議長は、幹事長があたる。
 - 5 常任幹事会は、次の業務を執行する。
 - (1) 幹事会の委任に基づく事項及びこの会の日常業務
 - (2) 幹事会に対する日常業務の報告
 - (3) 幹事会に提出する議案の作成
 - (4) その他幹事会が必要と認めた事項
 - (5) 幹事長又は常任幹事会が必要と認めた事項

(推せん委員会)

第9条 この会に推せん委員会をおく。その細則については 別に定める。

(委員会及び部会)

第10条 この会に、広報委員会、企画委員会、親睦委員会、

研修委員会、法曹交流委員会並びに幹事会が設置する委 員会及び部会をおく。

- 2 委員会及び部会は、幹事会の選出する委員をもって構成する。
- 3 広報委員会は、この会の広報活動を担当する。
- 4 企画委員会は、次の職務を担当する。
- (1) 活動方針、政策等の立案
- (2) 研究調査活動
- (3) その他幹事会が決定する事項
- 5 親睦委員会は、この会の親睦活動を担当する。
- 6 研修委員会は、この会の研修活動を担当する。
- 7 法曹交流委員会は、この会の法曹関係者、司法修習生等との交流活動を担当する。
- 8 幹事会の設置する各委員会及び部会の職務は、幹事会において決定する。

第3章 役 員

(幹事長)

第11条 この会に幹事長1名をおく。

- 2 幹事長は、総会において選出する。
- 3 幹事長の任期は、毎年4月1日から翌年3月末日まで とする。
- 4 幹事長は、この会を代表し会務を統轄する。

(副幹事長)

第12条 この会に副幹事長7名以内をおく。

- 2 副幹事長は、幹事のうちから幹事長が指名する。
- 3 副幹事長の任期は幹事の任期と同一とする。
- 4 副幹事長は幹事長を補佐し幹事長に差支えがあるときは、その期の順に従い、これに代わる。

(庶務担当副幹事長)

- 第13条 副幹事長のうち1名以上は、庶務を担当する。
 - 2 庶務担当副幹事長は、副幹事長のうちから幹事長が指名する。
 - 3 庶務担当副幹事長は、次の職務を担当する。
 - (1) 議事録その他文書の作成、保管
 - (2) 総会、幹事会の招集通知、議事資料の作成
 - (3) その他この会の一般庶務

(会計担当副幹事長)

- 第14条 副幹事長のうち1名は、会計を担当する。
 - 2 会計担当副幹事長は、副幹事長のうちから幹事長が指名する。
 - 3 会計担当副幹事長は、この会の会計職務を担当する。

(幹事)

第15条 この会に幹事30名以上をおく。

- 2 幹事は総会において選出する。
- 3 幹事の任期は、毎年4月1日から翌年3月末日までと する。

(委 員)

第16条 この会の各委員会及び部会に委員若干名をおく。

- 2 委員は、幹事会の決定により選出する。ただし、幹事 は委員を兼ねることができる。
 - 3 委員の任期は、幹事の任期と同一とする。
 - 4 委員は、この会の各委員会及び部会に所属し各職務を 分掌する。

第4章 会 計

(会 計)

- 第17条 会員は年間24,000円、ジュニア部会員は年間12,000 円の会費を納める。会計年度の途中から納めることとな る会費は、月割した額(入会日を含む月を算入する)と する。
 - 2 入会(再入会は除く)後1年間の会費は免除する。
 - 3 大阪弁護士会会則第161条に基づき会費等の減免を受けた会員は、申請により、当該減免を受けた期間に応じて、会費の減免を受けることができる。
 - 4 会計年度の始期において年齢満75歳以上であって、かつ、20年以上この会に在籍する会員は、申請により、同会計年度以降の会費を免除する。
 - 5 会員が免除を受けた期間の会費を既に納付していると きは、当該会員の請求により、既納付額のうち免除を受 けた額を返還する。

(会の経費)

第18条 この会の経費は、会費、寄附金等でまかなう。

(会計年度)

第19条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年 3月末日におわる。

第5章 補 足

(報告)

- 第20条 この会から推せんされた弁護士会の役員は、幹事会 に対し適当な方法で活動報告をしなければならない。
 - 2 この会から推せんされた弁護士会の委員は、幹事会の 求めがあれば、幹事会に対し適当な方法で活動報告をし なければならない。

(細 則)

第21条 この規約に定めていない事項、この規約を実施する に必要な事項は、細則で定める。

附則 第17条第3項から第5項までの規定は、施行日(平成 29年4月1日)以降の会費に適用する。

推せん委員会に関する細則

平成4年12月15日全面改正 平成5年5月13日一部改正 平成15年5月16日一部改正 平成16年12月16日一部改正 平成21年5月14日一部改正 平成25年10月28日一部改正 令和3年5月28日一部改正

(推せん委員会の目的)

- 第1条 推せん委員会は、法友倶楽部の幹事長、日本弁護士 連合会の会長又は大阪弁護士会の会長、副会長等弁護士 会の役員その他幹事会または常任幹事会が必要と認めた 次の各号の候補者を推せんする。
 - (1) 日本弁護士連合会の会長又は大阪弁護士会の会長に ついては、翌年度又は翌々年度、或いはその両年度に 於ける候補者。
 - (2) その他の候補者については、翌年度の候補者。

(構 成)

第2条

- 第1項 推せん委員会は、法友倶楽部会員(以下、会員という)であって次の各号に掲げる者によって構成する (以下、推せん委員会を構成するものを「委員」という)。
 - (1) 総会が選出する50名の委員
 - (2) 当該年度の法友倶楽部の幹事長、副幹事長および ジュニア部代表幹事 2 名
 - (3) 当該年度の日本弁護士連合会会長、大阪弁護士会 会長または副会長
 - (4) 大阪弁護士会会長経験者
 - (5) 前年度法友倶楽部幹事長

(選 出

- 第3条 前条第1号の委員は、春季定時総会において、同条 第2号ないし第5号に該当する者を除く会員の中から、 10名以下の無記名不完全連記投票により選出する。
 - 2 前項の投票の結果、最下位得票者が2名以上あって前 条第1号の委員の数を超えるときは、最下位得票者につ き抽選を行い、前条第1号に定める数の委員を決定する。
 - 3 1号の委員の数に達しないときは、再投票をせず、欠 員の補充は行わない。

(委員獲得運動の制限)

第4条 何人も、自己又は第三者につき前条の投票を得、または得させない目的で品位を損なうような勧誘等の行為をしてはならない。

(任期)

第5条 委員の任期は、次年度の最初に開催される定時総会 までとし、重任を妨げない。

(推せん委員会の議事等)

- 第6条 推せん委員会の議長は、幹事長があたる。幹事長に 支障があるときは、副幹事長がその期の順に従いこれに あたる。
 - 2 推せん委員会は、必要の都度議長が招集する。
 - 3 推せん委員会の議事は次の要領で行う。
 - (1) (定足数) 日本弁護士連合会の会長、大阪弁護士会の 会長及び副会長の推せん決議を行うにあたっては委員 の過半数が出席し、当会幹事長の推せんを含むその他の 議案の決議は委員の3分の1が出席することを要する。
 - (2) (議決数) 日本弁護士連合会の会長及び大阪弁護士会の会長については出席委員の3分の2以上の賛成により推せんを決議し、その他の議案については出席者の過半数の賛成により決議する。
 - (3) 第1号、第2号の場合において、候補者が2名以上あり、投票(第1回目)によりそれぞれ所定の賛成を得られないときは、第1回目の投票による最高得票者につき、さらに投票(第2回目)をし、第1号または第2号にそれぞれ定められた数の賛成により推せんを議決する。
 - 4 次の各号に定める候補者の推せんは、無記名投票による。ただし、議長は、出席委員の意見を聴いたうえ、相当と認めるときは、無記名投票に代えて、挙手・拍手その他適宜の方法で行うことができる。
 - (1) 法友倶楽部幹事長
 - (2) 日本弁護士連合会会長
 - (3) 大阪弁護士会会長、副会長

(届 出)

- 第7条 日本弁護士連合会の会長、または大阪弁護士会の会 長、副会長の候補者の推せんは、次の者の中から行う。
 - (1) 候補者となることを希望する役職名、年度を記載し 自署した書面により推せん委員会議長にその旨を届出 たもの。
 - (2) 会員3名が推せんする候補者名および役職名、年度 を記載して連署した書面によりその旨の届け出があっ た者。
 - (3) 推せん委員会の議長は、前号の届出があったときは、すみやかに、推せんを受けた者についてその同意の有無を確認しなければならない。同意のない場合には、推せんが取り下げられたものとみなす。

(推せん委員会の調査)

第8条 推せん委員会は、推せんについての審議をするにあたり、候補者、推せん者等に意見書等の提出を求め、または直接意見を聞くなど、必要な調査を行うことができる。

(小委員会の設置)

第9条 推せん委員会は、必要と認めるときは、若干名をもって構成する小委員会を設置し、前条の調査その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(候補者の決定)

第10条 推せん委員会は、充分に審議をつくしたうえ、候補 者を推せんするか否か、またどの年度のどの役職に推せ んするかを決定する。

(前年度決定の候補者の承認)

第11条 翌々年度の候補者として推せんを受けた候補者は、 翌年度の推せん委員会に於いて、第6条第3項第2号の 多数の賛成による承認を得なければならない。

(附 則)

本細則は平成17年4月1日より施行する。

法友倶楽部慶弔規程

昭和60年6月5日改正「2、(2)追加」 平成28年11月15日改正、同日施行

法友倶楽部会員に関する慶弔についての取扱いは、下記に よる。

- 1 弔事について
- (1) 会員が死亡したときは、弔慰金2万円及び供花又は樒を献ずる。
- (2) 会員の配偶者が死亡したときは、弔慰金2万円及び供 花又は樒を献ずる。ただし、当該配偶者が会員であると きは、この限りでない。
- (3) 会員の父母又は子が死亡したときは、弔慰金1万円をおくる。ただし、当該父母又は子が会員であるときは、この限りでない。

2 慶 事

- (1) 慶事については、会報等に掲載する。
- (2) 会員が独立して事務所を開設したとき(入会と同時に事務所を開設したとき及び他の弁護士と共同して独立して事務所を開設したときを含む)は、祝金2万円を贈呈する。ただし、同一会員については1回限りとする。
- (3) 常任幹事会で必要と認めたものについては、総会で拍手その他の方法で祝意を表する。
- 3 本規程に定めのない事項は、本規程の趣旨のもとに常任 幹事会において決定する。ただし、事前又は事後に幹事会 に報告する。
- 4 本規程の改正は、総会によって行う。

法友倶楽部ジュニア部規約

平成12年3月30日一部改正

(名 称)

第1条 この会は、法友倶楽部ジュニア部と称する。

(組織)

第2条 この会は法友倶楽部会員にして、会計年度の開始の

日において法曹資格取得後10年以内の者を以って組織する。

(目 的)

第3条 この会は法友倶楽部新進会員として、基本的人権の 擁護と社会正義の実現という弁護士の使命に立脚し、弁 護士会および法友倶楽部の諸問題について活発な討論と 研究をすることにより、弁護士会および法友倶楽部に対 する関心を深め且つ積極的な活動を通し法友倶楽部の発 展に寄与するとともに、若手会員相互の親睦を図ること を目的とする。

(活動)

- 第4条 前条の目的を達成するために次の活動を行う。
 - 1 弁護士会及び法友倶楽部の諸問題について意見を述べ、政策等の提言をすること。
 - 2 法令、判例等の調査研究
 - 3 講演、見学、懇親会の開催
 - 4 他会派の若手会、ジュニア部および司法修習生との交流
 - 5 その他

(会の運営)

第5条

- 1 本会には役員として代表幹事及び幹事を置く。
 - 2 総会は、毎年秋に定時総会を開催し、必要に応じ臨時 総会を開催する。総会議決は出席会員の過半数をもって する。
 - 3 例会は原則として毎月1回開くこととする。
 - 4 総会、例会は代表幹事が招集する。
 - 5 幹事は、原則として各期1名とする。
 - 6 幹事は、各期ごとに選任し、総会においてこれを承認する。
 - 7 代表幹事は幹事の中から総会において2名選出する。
 - 8 新入会員歓迎旅行の企画立案を目的とする旅行委員会 を設置する。代表幹事は必要と認めるとき、右のほかに 委員会を設置することができる。

(会 計)

第6条

- 1 ジュニア部会員は年間3,000円の会費を納める。
- 2 この会の経費は、会費、補助金、寄附金等でまかなう。
- 3 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月 31日におわる。
- 4 会計担当幹事は幹事中から代表幹事が指名する。

(規約改正)

第7条 この規約は、総会において出席者の3分の2の賛成 決議を以って改正することができる。

附 則

改正規約第2条および第5条は、平成29年4月1日から施 行する。

法友倶楽部全会員名簿

敬称略

5期	古	景 慶	長		布 名	适 彳	治郎		中	澤	洋点	央兒		村	上	泰	彦
6期	松浦		武		板東				丸	橋		茂	47期	増	田	勝	洋
12期	藤原		雄	29期	植 日	∃ 勝			水	間	頼	孝		宮	﨑	誠	司
13期	高滑		昭		日下音		昇		村	辻	義	信	48期	池	下	利	男
14期	太田		義		瀬戸				森	,_	博	行		岡	田	13	隆
16期	大月		司		播煙			38期	辻	田	博	子		畑	山	和	幸
17期	中村		健		福易		晃	00/4,	松	村	剛	司		平	井	信	夫
18期	松本		行		矢 島			39期	池	田	裕	彦		藤	井	敬	子
10%]	矢田音		郎	30期	奥里			00793	小	亀	哲	治		藤	原	道	子
19期	木ノ宮		造	30991	川月				田	城		譲	49期	五.	條	但	操
20期	小世		人		清日		士夫		中	村	文	隆	10791	下	垣	和	久
20%]	河上		廣		土土		上人廣		西西	尾	忠	夫		末	北	京	子
	吉力		治		中を		孝		濵	川	157	登		一营	原	尔	茂
21期	一 万 樺 島		法	31期	朝 沼		子晃	40期	池	内	油	一郎		橋			玲
21积			伝成	31积				40积			(月				☐ VHI7		
00#B	久 冏		<u>风</u> 三		小椒				大	原	4/2	明コ		本	郷田	-	誠
22期	上日				竹田		美男		佐京	藤	裕	己士	E0#8	村	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	秀	人
	阪本		敬		前日				高	橋	博	之	50期	太	田士	健	義
	中村		宏		御原				西	村	31	渡		岡	本	満喜	
	原田		雄	0.0440	吉川		実		藤	原	弘	朗		伴	城		宏
	丸山		敏	32期	小杉				松	村	廣	治		宮	原	正	志
0.0 1117	若材		伸		橋本			41期	青	木	秀	篤	51期	池	垣	彰	彦
23期	川岬		壽		松星				辰	田	昌	弘			そ 光		聡
	木丁		樹		森	英			松	田	敏	明		大	橋	さい	
	下 垣		彦	33期	上日				満	村	和	宏		大	<u>Щ</u>		徹
	竹片		男		北俱		74400	42期	Ш		博	夫		Ш	上		温
	好 川		_		北里				平	田		亨		北	浦		郎
24期	今 扌		三		後日				若	林		学		重	富	貴	光
	淮		太郎		益清			43期	小	池	康	弘		徳	村	初	美
	藤田		治		山川		太郎		近	藤	行	弘		中	西		啓
	吉 墅		昭	34期	伊力		浩		崎	尚	良	_		成	\mathbb{H}	史	郎
25期	柴 日		夫		柏オ				中	塚	賀	晴	52期	橘	髙	和	芳
	髙 須		子		仙 剪	頁 幹			橋	田		浩		沙人	木		睦
	畑木		雄	35期	大 川		夫		平	井	利	明		髙	安	秀	明
	針 名	> 紘	_		小 日	∃ 耕	平	44期	工	藤	展	久		辻	本	希士	世士
26期	荒角	哲哲	_		桂	充	弘		小	林	邦	子		豊	永	泰	雄
	池上	. 健	治		金声	5 好	伸		佐日	日元	眞	己		中	Ш	美	佐
	岡	豪	敏		岸本	淳	彦		中	村	吉	男		野	田	貴	浩
	中島	i i	馨		倉 🏻	引 榮	_		尹		英	和		福	田	ある	うこ
	松木	ţ	猛		辻 墅	予和	_	45期	板	垣	善	雄	53期	壇		俊	光
27期	岡嶋	自	豊		西	信	子		魚	住	泰	宏		辻		淳	子
	北岡	1	満		福启				笠	島	幹	男		中	野	希	美
	清力		憲		藤オ				Ш	合	清	文		林		裕	之
	谷 池		洋	36期	太日		夜子		塩	田	•	慶		森		直	也
	中木		隆		小 柞				鈴	木		章	54期	井	﨑	康	孝
	長山		義		藤日		健		田	中	英	· 行		伊	藤	真	紀
	南	輝	雄		道」			46期	土	· 谷	喜	輝		北	野	陽	子
28期	池田		子	37期	今 中				松	並	_	良		河	野	良	介
- / / *	,5 1	- 11	•	, , •	, '	, 11	. ,		11	-11-				1.3			<i>/</i> 1

			-				
	辻 村 和 彦		菅 原 謙太郎		林 征 人		原 悠介
	土 居 正 人		長 澤 松 男		板 東 大 介		肱 岡 徹
	中嶋勝規		中 野 佳 子		一津屋 香 織		前 野 修一郎
	細川和樹		原 田 裕 康		堀 伸 一		松木俊明
	本 元 宏 和		深田愛子		屋敷名臣		三 上 志 帆
	山岸克巳		福井拓		吉 鹿 央 子		水 戸 章 博
55期	朝野修治		古庄俊哉		吉 村 耕 介		森澤真人
	川本真聖		本 間 亜 紀		和 田 隆 峰		籔 根 壮 一
	北 岡 裕 章		松 田 さとみ	63期	長 田 知 恵		脇 田 俊 宏
	木村尚巧		矢 口 智 春		小林俊統	65期	門林俊夫
	小坂谷 聡		山本和正		財家庄司		川崎賢介
	小 西 輝 明	60期	佐伯良祐		多々納 久 雄	新65期	伊 東 聡 史
	辻 村 幸 宏		武 石 美智子		中 村 輝		上田絢子
	幡 野 有 紀		田中志保		平瀬義嗣		岡田照久
	浜 田 真 樹		松尾耕太郎	新63期	相川大輔		小川敬嗣
	藤本英二	新60期	海野花菜	1,,, 00,,,0	池田偉宣		川島直人
56期	相沢祐太	1,7100,793	藏本隆之		今 山 武		北口正幸
00//3	井 口 喜久治		中塚雄太		岩田直樹		琴太一
	井野邊陽		三村雅一		大 亀 将 生		佐藤裕幸
	尾島史賢		山岡直人		大坂章仁		杉野崇太
	金子展弘		山崎道雄		大佐洋		高須賀 彦 人
			李暎浩				
	北 野 知 広佐々木 栄 一	C 1 世日					
		61期					
	竹 内 直 久		櫻 田 司		島優人		津田祥孝
	富田陽子		茂 永 崇		曾波重之		中原圭介
	藤野慶治		武石智広		知識弘恵		中山貴博
	山田敬子		塚崎幸司		徳 田 聖 也		藤田康貴
	山田真吾		西村嗣人		中村さやか		真継豪
57期	大嶋実弦		日高伸哉		中村直志		三木真由美
	大谷理香	had a cities	宮部千晶		東達也		八木稔郎
	尾田智史	新61期	秋 吉 忍		増 田 カ		安 田 有次郎
	川端さとみ		荒鹿高行		丸 山 寛		山田一仁
	古賀大樹		荒牧浩昭		三 井 良 平	66期	片 岸 寿 文
	小寺陽平		安藤良平		村岡悠子		隅田唯
	阪 口 英 子		倉 田 多佳子		村上崇		瀧 井 喜 博
	杉岡正雄		古賀健介		吉村彰浩		知 花 鷹一朗
	玉 田 裕 子		高 山 未奈子	64期	童 井 健 一		永 井 誠一郎
	土橋央征		辻 本 良 知		長谷川 洋 平		中島裕一
	土 橋 直 子		藤野睦子		松浦宏彰		中原明子
	名 取 伸 浩	62期	酒 井 由 香	新64期	石 坂 省 悟		中 原 明日香
	仁 瓶 善太郎		杉村元章		出 羽 徹		西 原 文 子
	野 村 いづみ		堤 馨正		影 山 秀 樹		西 村 雄 大
	森 下 彩 子	新62期	入 江 貴 之		栗田圭司		西 本 雄 大
	森 谷 智 行		太田泰規		副 島 久満子		早 川 僚 太
58期	小 林 悠 紀		置田浩之		髙 見 晋 祐		福本隆史
	寶 谷 英 一		奥 村 雅 美		田 中 章 弘		星 野 峻 三
	松 本 亮		金 泰弘		谷 岡 茉 耶		森 川 智 子
	森 本 純		古 閑 世里菜		中尾良平		横枕真哉
	梁 沙 織		小 谷 成 美		永木友雪		脇田圭吾
59期	石 堂 一 仁		清水諒		中 辻 猛	67期	天 井 友 香
	今 村 昭 悟		薛 史 愛		中村諒子		荒井雄作
	笠 鳥 智 敬		辻 健司朗		後岡美帆		石津真二
	小 西 憲太郎		中村昭喜		延山泰典		井 上 亮 介
	1 H VEVYAR		, 17 "H 🖂				71 - 76 71

	井	村	勝	也		佐々	木	元	起	70期	青	木	佑	馬		藤	村	貴	郁
	入	江	祥	大		菅	谷	元	太		浅	井	佑	太		都		裕	記
	大	Ш	恒	星		大	黒	光	大		石	Ш	智	也		Щ	﨑	慶	士
	甲	斐	直	恵		高	尾	奈	々		植	田	かま	3 1)		吉	村	まと	ごか
	片	岡		力		中	井	雅	人		白	井	道	_	72期	尚		直	人
	喜	多	啓	公		針	谷	健力	大郎		東	井	瑞	起		金	Ш	文	恵
	金		順	雅		藤	原	和	久		山	下	博	司		Ш	村	紗	恵
	玉	野	まり	ے (前	嶋	幸	子	71期	安		瑛身	急子		櫛	田		翔
	中	津	慶力	京郎		町	野	達	也		上	田	祐	也		久	米	浩	文
	中	村	雄	高		森	\mathbb{H}	拓	士		尚	村	亜オ	文子		曽	我	祐	介
	東	Щ	慎-	一朗		Ш	本	大	士		小村	卯津		緑		坪	根	秀	典
	堀	\mathbb{H}	康	介	69期	宇	都	文	子		坂	本	佳	那		中	野	陽	介
	三津	谷	周	平		Ш	合	晃	央		鯖	屋	雄	大		藤	田	朋	香
	Ш	内	邦	昭		小	寺	弘	通		谷	\Box	陽	輔		堀	田	和	希
68期		木	裕	太		城	水	信	成		千	葉	ある	トか		松	本	知	生
	新	井		健		田	中		治		土	井	_	磨	73期	有	本	圭	佑
	大	原	靖	史		寺	島	正	作		中	野	博	之		生	田	昂	平
	岡	田		悠		西	松		11		西	Ш	勝	博		篠		共	成
	加世	田	紘	梓		原		敬	祐		羽	田	伸	矢		竹	田		仁
	河	合	悠	介		三	嶋	隆	子		菱	田		優		\mathbb{H}	中	想	音
	木	村	隆	輔		Ш	本	知	広		福	本	恵	理		谷		麻絲	少子

あとがき

法友倶楽部創立90周年記念事業実行委員会 記念誌・アルバム部会長 小池 康弘(43期)



このあとがきを書いているのは、令和4年2月7日です。前日の大阪府の新型コロナウイルスの感染者数は1万2555人でした(全国では8万9145人)。そのほとんどが、オミクロン株です。日本国内では、令和3年12月22日に大阪で初めてオミクロン株の市中感染が確認されましたが、感染者数は爆発的に増えています。いわゆる第6波です。座談会(令和3年11月2日開催)では10年後の予想をしましたが、座談会からわずか3か月あまりでこのような状況になっているとは全く予想もできませんでした。3回目のワクチン接種はこれからです。10年後にこの記念誌を読み返したときに、「あの時は大変だったけど、第6波で収束してよかったね」と振り返りたいものです。

さて、80周年記念誌では一部をカラーページとして記念事業の写真を掲載しましたが、90周年記念誌では記念事業そのものがなかったため写真が少なく、モノクロページのみとなりました。また、記念事業が全て中止となったことから、記念誌に掲載する記事がなくなった分、薄っぺらい記念誌になってしまうことを危惧していました。しかし、それは杞憂に終わりました。「座談会」、「先輩弁護士に聴く」や「私の思い」のいずれも充実した内容になっていますし、何よりも、多くの会員に執筆していただくことができ、90周年記念誌にふさわしいものになっています。カラーページがない分、華やかさには欠けるものの、内容は80周年記念誌に負けていないものと思っています。

そうは言うものの、やはり記念誌は華やいだものが良いに決まっています。2030年に迎える100周年の際には、記念式典、記念公演、記念ゴルフ、そして記念旅行等の写真がたくさん掲載された記念誌ができることを願うばかりです。

最後に、法友倶楽部創立90周年記念誌を発刊することができましたのはひとえに実行委員会の記念誌・アルバム部会と法友倶楽部の広報委員会の皆さんの尽力の賜物です。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。特に広報委員長の山田敬子さんには記念誌発刊の最終段階まで大車輪の活躍をしてもらいました。本当にありがとうございました。

表紙題字 故 滝井繁男会員

法友倶楽部創立90周年記念誌

発行日:2022年3月23日

発行者:法友倶楽部創立90周年記念事業実行委員会

委員長 福原 哲晃

編集者:法友倶楽部創立90周年記念事業実行委員会

記念誌・アルバム部会 部会長 小池 康弘

印刷:株式会社耕文社

〒536-0016 大阪市城東区蒲生1丁目3-24

TEL 06-6933-5001